

○こども家庭庁
厚生労働省 告示第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）その他の関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月十五日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 武見 敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

名 冊 巻	名 冊 編
<p>別表 介護給付費等単位数表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>256</u>単位</p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>404</u>単位</p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>587</u>単位</p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>669</u>単位</p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>754</u>単位</p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>837</u>単位</p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>921</u>単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>256</u>単位</p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>404</u>単位</p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>587</u>単位</p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>669</u>単位</p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>754</u>単位</p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>837</u>単位</p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>921</u>単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ハ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>106</u>単位</p> <p>(2) 所要時間30分以上45分未満の場合 <u>153</u>単位</p> <p>(3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 <u>197</u>単位</p>	<p>別表 介護給付費等単位数表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>255</u>単位</p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402</u>単位</p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584</u>単位</p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>666</u>単位</p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750</u>単位</p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833</u>単位</p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916</u>単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>255</u>単位</p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402</u>単位</p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584</u>単位</p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>666</u>単位</p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750</u>単位</p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833</u>単位</p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916</u>単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ハ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>105</u>単位</p> <p>(2) 所要時間30分以上45分未満の場合 <u>152</u>単位</p> <p>(3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 <u>196</u>単位</p>

(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間15分未満の場合 239単位
(5) 所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合 275単位

(6) 所要時間 1 時間30分以上の場合 311単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 106単位
(2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 197単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 275単位
(4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 345単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに69単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

102単位

注 1～4 (略)

5 イについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる単位数

(イ) (略)

(ロ) 所要時間 3 時間以上の場合 638単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単

(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間15分未満の場合 238単位
(5) 所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合 274単位

(6) 所要時間 1 時間30分以上の場合 309単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 105単位
(2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 196単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 274単位
(4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 343単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに69単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

101単位

注 1～4 (略)

5 イについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる単位数

(イ) (略)

(ロ) 所要時間 3 時間以上の場合 635単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単

位を加算した単位数

6 ロについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

7～9 (略)

(削る)

9の2 指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」と

位を加算した単位数

6 ロについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

7～9 (略)

9の2 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者をサービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）として配置している指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

9の3 指定居宅介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建

いう。)に居住する利用者(指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。)又は指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

10～13 (略)

14 イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供者(指定障害福祉サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供者をいう。以下同じ。)が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行つた場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

15 (略)

16 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

17 指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項(指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数

物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。)又は指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

10～13 (略)

14 イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行つた場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

15 (略)

(新設)

(新設)

を所定単位数から減算する。

18 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項(指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

19 指定障害福祉サービス基準第40条の2(指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

20 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の注2又は1の2の注3若しくは注4の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))を除く。)又は障害児通所支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。))若しくは障害児入所支援(同法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。))を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))又は独立行政

16 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項(指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

17 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の注5又は1の2の注6若しくは注7の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))を除く。)又は障害児通所支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。))若しくは障害児入所支援(同法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。))を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))又は独立行政

法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。)時における移動中の介護を行った場合

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 所要時間 1 時間未満の場合 | <u>186</u> 単位 |
| (2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 | <u>277</u> 単位 |
| (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 | <u>369</u> 単位 |
| (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 | <u>461</u> 単位 |
| (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 | <u>553</u> 単位 |
| (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 | <u>644</u> 単位 |
| (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 | <u>736</u> 単位 |
| (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 | <u>821</u> 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数 |
| (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 | <u>1,505</u> 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数 |
| (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 | <u>2,184</u> 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>81</u> 単位を加算した単位数 |

法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。)時における移動中の介護を行った場合

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 所要時間 1 時間未満の場合 | <u>185</u> 単位 |
| (2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 | <u>275</u> 単位 |
| (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 | <u>367</u> 単位 |
| (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 | <u>458</u> 単位 |
| (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 | <u>550</u> 単位 |
| (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 | <u>640</u> 単位 |
| (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 | <u>732</u> 単位 |
| (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 | <u>817</u> 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数 |
| (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 | <u>1,497</u> 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数 |
| (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 | <u>2,172</u> 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>80</u> 単位を加算した単位数 |

- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,834単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,520単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
- ロ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合
- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 186単位
- (2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 277単位
- (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 369単位
- (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 461単位
- (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 553単位
- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 644単位
- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 736単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 821単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,505単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,184単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数
- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,834単位に所

- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,818単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,500単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
- ロ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合
- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 185単位
- (2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 275単位
- (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 367単位
- (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 458単位
- (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 550単位
- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 640単位
- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 732単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 817単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,497単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,172単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,818単位に所

要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3.520単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注 1・2 (略)

2の2 ロについては、注1の(1)又は(2)に掲げる者であつて、区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができるとして、当該利用者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できるものとする。

3～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6 (区分命令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であつて、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める

要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3.500単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注 1・2 (略)

2の2 ロについては、注1の(1)又は(2)に掲げる者であつて、区分6 (区分命令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができるとして、当該利用者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できるものとする。

3～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であつて、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める

要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

8～12 (略)

13 法第76条の3第1項の規定に基づき情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

14 指定障害福祉サービス基準第43条第1項、第43条の4及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15 指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

16 指定障害福祉サービス基準第43条第1項、第43条の4及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

17 利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の1の注2又は1の2の注3若しくは注4の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

8～12 (略)

(新設)

(新設)

13 指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

14 利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の1の注5又は1の2の注6若しくは注7の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2 移動介護加算

イ～ハ (略)

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であつて、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

2の2～5 (略)

5の2 行動障害支援連携加算

584単位

注 利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であつて支援計画シート及び支援手順書(第4の1及び4の2において「支援計画シート等」という。)を作成した者(以下この5の2において「作成者」という。)に同行して利用者の居室を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であつて、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算する。

5の3 入院時支援連携加算

300単位

注 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所に入院する前から指定重度訪問介護等を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、指定重度訪問介護事業所等の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該指定重度訪問介護事業所等が連携して入院時の支

2 移動介護加算

イ～ハ (略)

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であつて、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

2の2～5 (略)

5の2 行動障害支援連携加算

584単位

注 利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であつて支援計画シート及び支援手順書(第4の1の注2において「支援計画シート等」という。)を作成した者(以下この5の2において「作成者」という。)に同行して利用者の居室を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であつて、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算は算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算は算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、1から5の3までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	<u>191</u> 単位
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>302</u> 単位
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>436</u> 単位
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>501</u> 単位
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>566</u> 単位
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>632</u> 単位
ト	所要時間3時間以上の場合	<u>697</u> 単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>66</u> 単位を加算した単位数

注1～10 (略)

11 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

13 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、1から5の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	<u>190</u> 単位
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>300</u> 単位
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>433</u> 単位
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>498</u> 単位
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>563</u> 単位
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>628</u> 単位
ト	所要時間3時間以上の場合	<u>693</u> 単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>65</u> 単位を加算した単位数

注1～10 (略)

(新設)

(新設)

11 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につ

数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

14 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にことも家庭宁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	288単位
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	437単位
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	619単位
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	762単位
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	905単位
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	1,047単位

き5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であつても、減算しない。

(新設)

12 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にことも家庭宁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	258単位
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	407単位
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	592単位
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	741単位
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	891単位
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	1,040単位

ト	(略)	
チ	所要時間3時間未満の場合	1,334単位
リ	所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	1,479単位
ヌ	所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	1,623単位
ル	所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	1,764単位
ヲ	所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	1,904単位
ヅ	所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	2,046単位
カ	所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	2,192単位
ヨ	所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	2,340単位
タ	所要時間7時間30分以上の場合	2,485単位

注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)にある利用者に対して、行動援護(当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(3において「指定行動援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定行動援護事業所」という。)に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当行動援護事業所」という。)に置かれる従業者(以下「行動援護従業者」という。)が行動援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定行動援護」という。)又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定行動援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1)・(2) (略)
2～9 (略)

10 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算

ト	(略)	
チ	所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	1,340単位
リ	所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	1,491単位
ヌ	所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	1,641単位
ル	所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	1,791単位
ヲ	所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	1,940単位
ヅ	所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	2,091単位
カ	所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	2,240単位
ヨ	所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	2,391単位
タ	所要時間7時間30分以上の場合	2,540単位

注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)にある利用者に対して、行動援護(当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(3において「指定行動援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定行動援護事業所」という。)に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当行動援護事業所」という。)に置かれる従業者(注4及び注7において「行動援護従業者」という。)が行動援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定行動援護」という。)又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定行動援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1)・(2) (略)
2～9 (略) (新設)

する。

11 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

13 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

14 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

(新設)

10 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であつても、減算しない。

(新設)

11 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第5 療養介護

1 療養介護サービスマン (1日につき)

イ 療養介護サービスマン

(1) 療養介護サービスマン(I)

- 一 利用定員が40人以下 974単位
- 二 利用定員が41人以上60人以下 948単位
- 三 利用定員が61人以上80人以下 900単位
- 四 利用定員が81人以上 861単位

(2) 療養介護サービスマン(II)

- 一 利用定員が40人以下 710単位
- 二 利用定員が41人以上60人以下 674単位
- 三 利用定員が61人以上80人以下 625単位
- 四 利用定員が81人以上 595単位

(3) 療養介護サービスマン(III)

- 一 利用定員が40人以下 561単位
- 二 利用定員が41人以上60人以下 532単位
- 三 利用定員が61人以上80人以下 502単位
- 四 利用定員が81人以上 481単位

(4) 療養介護サービスマン(IV)

- 一 利用定員が40人以下 452単位
- 二 利用定員が41人以上60人以下 416単位
- 三 利用定員が61人以上80人以下 385単位
- 四 利用定員が81人以上 366単位

(5) 療養介護サービスマン(V)

- 一 利用定員が40人以下 452単位
- 二 利用定員が41人以上60人以下 416単位
- 三 利用定員が61人以上80人以下 385単位
- 四 利用定員が81人以上 366単位

ロ 経過の療養介護サービスマン

- (1) 経過の療養介護サービスマン(I)

6・7 (略)

第5 療養介護

1 療養介護サービスマン (1日につき)

イ 療養介護サービスマン

(1) 療養介護サービスマン(I)

- 一 利用定員が40人以下 965単位
- 二 利用定員が41人以上60人以下 939単位
- 三 利用定員が61人以上80人以下 891単位
- 四 利用定員が81人以上 853単位

(2) 療養介護サービスマン(II)

- 一 利用定員が40人以下 703単位
- 二 利用定員が41人以上60人以下 667単位
- 三 利用定員が61人以上80人以下 619単位
- 四 利用定員が81人以上 589単位

(3) 療養介護サービスマン(III)

- 一 利用定員が40人以下 556単位
- 二 利用定員が41人以上60人以下 527単位
- 三 利用定員が61人以上80人以下 497単位
- 四 利用定員が81人以上 475単位

(4) 療養介護サービスマン(IV)

- 一 利用定員が40人以下 445単位
- 二 利用定員が41人以上60人以下 409単位
- 三 利用定員が61人以上80人以下 381単位
- 四 利用定員が81人以上 361単位

(5) 療養介護サービスマン(V)

- 一 利用定員が40人以下 445単位
- 二 利用定員が41人以上60人以下 409単位
- 三 利用定員が61人以上80人以下 381単位
- 四 利用定員が81人以上 361単位

ロ 経過の療養介護サービスマン

- (1) 経過の療養介護サービスマン(I)

- (一) 利用定員が40人以下 915単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下 911単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下 882単位
(四) 利用定員が81人以上 846単位

注 1～9 (略)

10 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

13 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

2～4 (略)

5 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援（指定相談基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）の障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定相談基準第22条に規定する障

- (一) 利用定員が40人以下 902単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下 902単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下 873単位
(四) 利用定員が81人以上 838単位

注 1～9 (略)

(新設)

(新設)

10 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

2～4 (略)

5 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援（指定相談基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）の障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定相談基準第22条に規定する障

害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。) を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業員が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

5の2 集中的支援加算

1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であつて、地域において強度行動障害を有する者に係る支援を行うもの (以下「広域的支援人材」という。)を指定療養介護事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して、広域的支援人材が中心となつて集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所 (国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。) を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業員が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

(新設)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所 (国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5の2までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が5人以下

① 所要時間3時間未満の場合

イ	区分6	669単位
ロ	区分5	500単位
ハ	区分4	347単位
ニ	区分3	310単位
ホ	区分2以下	283単位

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から5までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から5までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

イ	区分6	1,288単位
ロ	区分5	964単位
ハ	区分4	669単位
ニ	区分3	509単位
ホ	区分2以下	546単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

<u>② 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合</u>	
一) 区分 6	836 単位
二) 区分 5	625 単位
三) 区分 4	434 単位
四) 区分 3	387 単位
五) 区分 2 以下	353 単位
<u>③ 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合</u>	
一) 区分 6	1,003 単位
二) 区分 5	750 単位
三) 区分 4	520 単位
四) 区分 3	465 単位
五) 区分 2 以下	423 単位
<u>④ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合</u>	
一) 区分 6	1,170 単位
二) 区分 5	875 単位
三) 区分 4	607 単位
四) 区分 3	543 単位
五) 区分 2 以下	495 単位
<u>⑤ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合</u>	
一) 区分 6	1,628 単位
二) 区分 5	1,218 単位
三) 区分 4	845 単位
四) 区分 3	755 単位
五) 区分 2 以下	689 単位
<u>⑥ 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合</u>	
一) 区分 6	1,672 単位
二) 区分 5	1,250 単位
三) 区分 4	866 単位
四) 区分 3	775 単位
五) 区分 2 以下	706 単位
<u>⑦ 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合</u>	

一) 区分 6	1,147 単位
二) 区分 5	853 単位
三) 区分 4	585 単位
四) 区分 3	524 単位
五) 区分 2 以下	476 単位
<u>(3) 利用定員が41人以上60人以下</u>	
一) 区分 6	1,108 単位
二) 区分 5	820 単位
三) 区分 4	562 単位
四) 区分 3	496 単位
五) 区分 2 以下	453 単位
<u>(4) 利用定員が61人以上80人以下</u>	
一) 区分 6	1,052 単位
二) 区分 5	785 単位
三) 区分 4	543 単位
四) 区分 3	487 単位
五) 区分 2 以下	439 単位
<u>(5) 利用定員が81人以上</u>	
一) 区分 6	1,039 単位
二) 区分 5	774 単位
三) 区分 4	541 単位
四) 区分 3	484 単位
五) 区分 2 以下	434 単位

㊦	区分6	1,733単位
㊧	区分5	1,312単位
㊨	区分4	927単位
㊩	区分3	837単位
㊪	区分2以下	767単位
<u>② 利用定員が6人以上10人以下</u>		
<u>① 所要時間3時間未満の場合</u>		
㊦	区分6	649単位
㊧	区分5	485単位
㊨	区分4	336単位
㊩	区分3	301単位
㊪	区分2以下	274単位
<u>② 所要時間3時間以上4時間未満の場合</u>		
㊦	区分6	812単位
㊧	区分5	607単位
㊨	区分4	420単位
㊩	区分3	376単位
㊪	区分2以下	343単位
<u>③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>		
㊦	区分6	974単位
㊧	区分5	727単位
㊨	区分4	504単位
㊩	区分3	452単位
㊪	区分2以下	411単位
<u>④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合</u>		
㊦	区分6	1,136単位
㊧	区分5	849単位
㊨	区分4	588単位
㊩	区分3	526単位
㊪	区分2以下	480単位
<u>⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合</u>		

㊦	区分6	1,580単位
㊧	区分5	1,182単位
㊨	区分4	819単位
㊩	区分3	733単位
㊪	区分2以下	668単位
⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合		
㊦	区分6	1,622単位
㊧	区分5	1,213単位
㊨	区分4	840単位
㊩	区分3	752単位
㊪	区分2以下	685単位
⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合		
㊦	区分6	1,684単位
㊧	区分5	1,274単位
㊨	区分4	901単位
㊩	区分3	814単位
㊪	区分2以下	746単位
(3) 利用定員が11人以上20人以下		
① 所要時間3時間未満の場合		
㊦	区分6	517単位
㊧	区分5	386単位
㊨	区分4	268単位
㊩	区分3	239単位
㊪	区分2以下	218単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合		
㊦	区分6	646単位
㊧	区分5	483単位
㊨	区分4	335単位
㊩	区分3	300単位
㊪	区分2以下	273単位
③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合		

④ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ㊶ 区分 6 ㊷ 区分 5 ㊸ 区分 4 ㊹ 区分 3 ㊺ 区分 2 以下 	<ul style="list-style-type: none"> 774 単位 578 単位 401 単位 358 単位 327 単位
⑤ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ㊻ 区分 6 ㊼ 区分 5 ㊽ 区分 4 ㊾ 区分 3 ㊿ 区分 2 以下 	<ul style="list-style-type: none"> 904 単位 676 単位 469 単位 419 単位 381 単位
⑥ 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ㊽ 区分 6 ㊿ 区分 5 ㊿ 区分 4 ㊿ 区分 3 ㊿ 区分 2 以下 	<ul style="list-style-type: none"> 1,258 単位 941 単位 652 単位 583 単位 532 単位
⑦ 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ㊿ 区分 6 ㊿ 区分 5 ㊿ 区分 4 ㊿ 区分 3 ㊿ 区分 2 以下 	<ul style="list-style-type: none"> 1,291 単位 966 単位 669 単位 598 単位 545 単位
④ 利用定員が 21 人以上 30 人以下	<ul style="list-style-type: none"> ㊿ 区分 6 ㊿ 区分 5 ㊿ 区分 4 ㊿ 区分 3 ㊿ 区分 2 以下 	<ul style="list-style-type: none"> 1,353 単位 1,027 単位 730 単位 660 単位 607 単位
① 所要時間 3 時間未満の場合		

①	区分6	449単位
	区分5	333単位
	区分4	228単位
	区分3	204単位
	区分2以下	185単位
②	所要時間3時間以上4時間未満の場合	
	区分6	575単位
	区分5	427単位
	区分4	293単位
	区分3	262単位
	区分2以下	236単位
③	所要時間4時間以上5時間未満の場合	
	区分6	690単位
	区分5	512単位
	区分4	351単位
	区分3	313単位
	区分2以下	284単位
④	所要時間5時間以上6時間未満の場合	
	区分6	805単位
	区分5	597単位
	区分4	409単位
	区分3	366単位
	区分2以下	332単位
⑤	所要時間6時間以上7時間未満の場合	
	区分6	1,120単位
	区分5	833単位
	区分4	570単位
	区分3	510単位
	区分2以下	463単位
⑥	所要時間7時間以上8時間未満の場合	
	区分6	1,150単位

㉒	区分5	854単位
㉓	区分4	584単位
㉔	区分3	523単位
㉕	区分2以下	475単位
⑦	所要時間8時間以上9時間未満の場合	
㉒	区分6	1,211単位
㉓	区分5	915単位
㉔	区分4	646単位
㉕	区分3	584単位
㉖	区分2以下	536単位
(5)	利用定員が31人以上40人以下	
①	所要時間3時間未満の場合	
㉒	区分6	447単位
㉓	区分5	331単位
㉔	区分4	226単位
㉕	区分3	203単位
㉖	区分2以下	184単位
②	所要時間3時間以上4時間未満の場合	
㉒	区分6	558単位
㉓	区分5	414単位
㉔	区分4	284単位
㉕	区分3	253単位
㉖	区分2以下	229単位
③	所要時間4時間以上5時間未満の場合	
㉒	区分6	670単位
㉓	区分5	497単位
㉔	区分4	340単位
㉕	区分3	305単位
㉖	区分2以下	277単位
④	所要時間5時間以上6時間未満の場合	
㉒	区分6	782単位

㉒	区分5	579単位
㉓	区分4	396単位
㉔	区分3	355単位
㉕	区分2以下	322単位
⑤	所要時間6時間以上7時間未満の場合	
㉒	区分6	1,087単位
㉓	区分5	808単位
㉔	区分4	553単位
㉕	区分3	495単位
㉖	区分2以下	450単位
⑥	所要時間7時間以上8時間未満の場合	
㉒	区分6	1,116単位
㉓	区分5	829単位
㉔	区分4	567単位
㉕	区分3	507単位
㉖	区分2以下	461単位
⑦	所要時間8時間以上9時間未満の場合	
㉒	区分6	1,178単位
㉓	区分5	890単位
㉔	区分4	629単位
㉕	区分3	568単位
㉖	区分2以下	522単位
(6)	利用定員が41人以上50人以下	
①	所要時間3時間未満の場合	
㉒	区分6	445単位
㉓	区分5	328単位
㉔	区分4	224単位
㉕	区分3	198単位
㉖	区分2以下	181単位
②	所要時間3時間以上4時間未満の場合	
㉒	区分6	555単位

㉒	区分5	410単位
㉓	区分4	281単位
㉔	区分3	247単位
㉕	区分2以下	226単位
③	所要時間4時間以上5時間未満の場合	
㉒	区分6	666単位
㉓	区分5	493単位
㉔	区分4	337単位
㉕	区分3	297単位
㉖	区分2以下	271単位
④	所要時間5時間以上6時間未満の場合	
㉒	区分6	778単位
㉓	区分5	574単位
㉔	区分4	393単位
㉕	区分3	346単位
㉖	区分2以下	316単位
⑤	所要時間6時間以上7時間未満の場合	
㉒	区分6	1,082単位
㉓	区分5	800単位
㉔	区分4	547単位
㉕	区分3	483単位
㉖	区分2以下	441単位
⑥	所要時間7時間以上8時間未満の場合	
㉒	区分6	1,110単位
㉓	区分5	821単位
㉔	区分4	561単位
㉕	区分3	495単位
㉖	区分2以下	452単位
⑦	所要時間8時間以上9時間未満の場合	
㉒	区分6	1,172単位
㉓	区分5	882単位

③ 区分4 623単位
④ 区分3 556単位
⑤ 区分2以下 513単位

(7) 利用定員が51人以上60人以下

① 所要時間3時間未満の場合

① 区分6 431単位
② 区分5 319単位
③ 区分4 221単位
④ 区分3 197単位
⑤ 区分2以下 178単位

② 所要時間3時間以上4時間未満の場合

① 区分6 539単位
② 区分5 398単位
③ 区分4 276単位
④ 区分3 245単位
⑤ 区分2以下 222単位

③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合

① 区分6 647単位
② 区分5 477単位
③ 区分4 330単位
④ 区分3 294単位
⑤ 区分2以下 266単位

④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合

① 区分6 754単位
② 区分5 557単位
③ 区分4 384単位
④ 区分3 343単位
⑤ 区分2以下 310単位

⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合

① 区分6 1,049単位
② 区分5 775単位

㉓	区分4	533単位
㉔	区分3	475単位
㉕	区分2以下	429単位
⑥	所要時間7時間以上8時間未満の場合	
㉖	区分6	1,078単位
㉗	区分5	797単位
㉘	区分4	547単位
㉙	区分3	488単位
㉚	区分2以下	442単位
⑦	所要時間8時間以上9時間未満の場合	
㉛	区分6	1,140単位
㉜	区分5	858単位
㉝	区分4	609単位
㉞	区分3	549単位
㉟	区分2以下	503単位
(8)	利用定員が61人以上70人以下	
①	所要時間3時間未満の場合	
㊱	区分6	421単位
㊲	区分5	314単位
㊳	区分4	219単位
㊴	区分3	195単位
㊵	区分2以下	176単位
②	所要時間3時間以上4時間未満の場合	
㊶	区分6	527単位
㊷	区分5	393単位
㊸	区分4	274単位
㊹	区分3	243単位
㊺	区分2以下	220単位
③	所要時間4時間以上5時間未満の場合	
㊻	区分6	633単位
㊼	区分5	472単位

④ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	㊦ 区分 4 ㊧ 区分 3 ㊨ 区分 2 以下	327 単位 291 単位 264 単位
⑤ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	㊦ 区分 6 ㊧ 区分 5 ㊨ 区分 4 ㊩ 区分 3 ㊪ 区分 2 以下	738 単位 550 単位 381 単位 339 単位 307 単位
⑥ 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	㊦ 区分 6 ㊧ 区分 5 ㊨ 区分 4 ㊩ 区分 3 ㊪ 区分 2 以下	1,026 単位 764 単位 530 単位 471 単位 426 単位
⑦ 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	㊦ 区分 6 ㊧ 区分 5 ㊨ 区分 4 ㊩ 区分 3 ㊪ 区分 2 以下	1,054 単位 786 単位 544 単位 484 単位 438 単位
⑧ 利用定員が 71 人以上 80 人以下	㊦ 区分 6 ㊧ 区分 5 ㊨ 区分 4 ㊩ 区分 3 ㊪ 区分 2 以下	1,115 単位 847 単位 605 単位 545 単位 499 単位
⑨ 所要時間 3 時間未満の場合	㊦ 区分 6 ㊧ 区分 5	413 単位 309 単位

② 所要時間 3時間以上 4時間未満の場合	㊦ 区分4 ㊧ 区分3 ㊨ 区分2以下	214単位 191単位 173単位
③ 所要時間 4時間以上 5時間未満の場合	㊦ 区分6 ㊧ 区分5 ㊨ 区分4 ㊩ 区分3 ㊪ 区分2以下	515単位 384単位 267単位 237単位 215単位
④ 所要時間 5時間以上 6時間未満の場合	㊦ 区分6 ㊧ 区分5 ㊨ 区分4 ㊩ 区分3 ㊪ 区分2以下	618単位 461単位 319単位 285単位 257単位
⑤ 所要時間 6時間以上 7時間未満の場合	㊦ 区分6 ㊧ 区分5 ㊨ 区分4 ㊩ 区分3 ㊪ 区分2以下	720単位 538単位 372単位 331単位 300単位
⑥ 所要時間 7時間以上 8時間未満の場合	㊦ 区分6 ㊧ 区分5 ㊨ 区分4 ㊩ 区分3 ㊪ 区分2以下	1,000単位 745単位 516単位 459単位 415単位
	㊦ 区分6 ㊧ 区分5 ㊨ 区分4	1,027単位 766単位 529単位

④	所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	区分 6	713 単位
㊦		区分 5	532 単位
㊧		区分 4	367 単位
③	所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	区分 6	611 単位
㊦		区分 5	456 単位
㊧		区分 4	315 単位
㊨		区分 3	283 単位
㊩		区分 2 以下	254 単位
②	所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	区分 6	510 単位
㊦		区分 5	381 単位
㊧		区分 4	264 単位
㊨		区分 3	235 単位
㊩		区分 2 以下	212 単位
①	所要時間 3 時間未満の場合	区分 6	408 単位
㊦		区分 5	306 単位
㊧		区分 4	211 単位
㊨		区分 3	189 単位
㊩		区分 2 以下	171 単位
⑦	所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	区分 6	1,088 単位
㊦		区分 5	828 単位
㊧		区分 4	590 単位
㊨		区分 3	532 単位
㊩		区分 2 以下	487 単位
⑩	利用定員が 81 人以上		
㊦		区分 3	471 単位
㊧		区分 2 以下	425 単位

④ 区分3 329単位
⑤ 区分2以下 297単位

⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合

① 区分6 991単位
② 区分5 739単位
③ 区分4 510単位
④ 区分3 457単位
⑤ 区分2以下 411単位

⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合

① 区分6 1,017単位
② 区分5 759単位
③ 区分4 523単位
④ 区分3 470単位
⑤ 区分2以下 423単位

⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合

① 区分6 1,078単位
② 区分5 821単位
③ 区分4 584単位
④ 区分3 531単位
⑤ 区分2以下 485単位

ロ 共生型生活介護サービス費

(1) 共生型生活介護サービス費(I) 697単位
(2) 共生型生活介護サービス費(II) 859単位

ハ 基準該当生活介護サービス費

(1) 基準該当生活介護サービス費(I) 697単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(II) 859単位
(割る)

ロ 共生型生活介護サービス費

(1) 共生型生活介護サービス費(I) 693単位
(2) 共生型生活介護サービス費(II) 854単位

ハ 基準該当生活介護サービス費

(1) 基準該当生活介護サービス費(I) 693単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(II) 854単位

ニ 経過的生活介護サービス費

別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第9において「障害児入所給付費単位数」という。）の第1に掲げるそれぞれの所定

三

別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第9において「障害児入所給付費単位数」という。）の第1に掲げるそれぞれの所定

別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第9において「障害児入所給付費単位数」という。）の第1に掲げるそれぞれの所定

三

別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第9において「障害児入所給付費単位数」という。）の第1に掲げるそれぞれの所定

三

別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第9において「障害児入所給付費単位数」という。）の第1に掲げるそれぞれの所定

単位数に100分の94を乗じて得た単位数

注1 イ及びハについては、次の(1)から(5)までのいずれかにかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）及び障害支援区分に応じ（(5)に該当する場合にあつては、区分5とみなして、利用定員に \times 1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の注7に規定する指定生活介護等（注1の2に規定する共生型生活介護を除く。注5におい

注1 イ及びハについては、次の(1)から(5)までのいずれかにかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）及び障害支援区分に応じ（(5)に該当する場合にあつては、区分5とみなして、利用定員及び所要時間に応じ）、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の注6に規定する指定生活介護等（注1の5に規定する共生型生活

介護を除く。注4において同じ。)の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1)～(5) (略)

1の2 イについては、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、かつ現に要した時間ではなく、生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第93条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。)、特定基準該当障害福祉サービス計画(指定障害福祉サービス基準第223条第1項において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(特定基準該当生活介護に係る計画に限る。)又は施設障害福祉サービス計画(指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(以下「生活介護計画等」という。)に位置付けられた内容の指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位数を算定する。

1の3 イの(1)及び(2)については、重症心身障害者につき児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第4条に規定する指定児童発達支援の事業又は指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業と併せて指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指

て同じ。)の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1)～(5) (略)

(新設)

(新設)

定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に限り、1日につき所定単位数を算定する。

1の4 指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護については、イの(1)の⑦、(2)の⑦、(3)の⑦、(4)の⑦、(5)の⑦、(6)の⑦、(7)の⑦、(8)の⑦、(9)の⑦及び~~10~~の⑦は算定しない。

1の5・1の6 (略)

2・3 (略)

(割る)

4 イに掲げる生活介護サービス費、ロに掲げる共生型生活介護サービス費及びびハに掲げる基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の①又は②のいずれかに該当する場合に、ロについては①又は③に該当する場合に、ハについては③に該当する場合に、それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) (略)

(2) 注6に規定する指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画等が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(新設)

1の2・1の3 (略)

2・3 (略)

4 三については、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、注7に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に~~応じ~~、令和6年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

5 イに掲げる生活介護サービス費、ロに掲げる共生型生活介護サービス費及びびハに掲げる基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の①から③までのいずれかに該当する場合に、ロについては①又は③に該当する場合に、ハについては③に該当する場合に、それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) (略)

(2) 注7に規定する指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画 (指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項

に規定する生活介護計画をいう。) 特定基準該当障害福祉サービス計画 (指定障害福祉サービス基準第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。) (特定基準該当生活介護に係る計画に限る。) 又は施設障害福祉サービス計画 (指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。) (以下「生活介護計画等」という。) が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一)・(二) (略)

(3) 前3月における指定生活介護事業所、共生型生活介護の事業を行う事業所 (以下「共生型生活介護事業所」という。) 又は基準該当生活介護事業所の利用者のうち、当該指定生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の平均利用時間 (前3月において当該利用者が当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。) が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合 100分の70

6 イからハまでについては、指定障害福祉サービス基準第89条第3号 (指定障害福祉サービス基準第93条の5及び第223条において準用する場合を含む。) に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

7・8 (略)

(一)・(二) (略)

(3) 前3月における共生型生活介護の事業を行う事業所 (以下「共生型生活介護事業所」という。) 又は基準該当生活介護事業所の利用者のうち、当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の平均利用時間 (前3月において当該利用者が当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。) が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合 100分の70

5 ロ及びハについては、指定障害福祉サービス基準第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第89条第3号に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

6・7 (略)

8 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。

9 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

10 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する

12・13 (略)

(新設)

(新設)

8の2 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であつても、減算しない。
(新設)

8の3・9 (略)

2 人員配置体制加算

イ 人員配置体制加算(1)

(1) 利用定員が20人以下

321単位

(2) 利用定員が21人以上60人以下

263単位

(3) 利用定員が61人以上

245単位

ロ 人員配置体制加算(II)

(1)～(3) (略)

ハ 人員配置体制加算(III)

(1)～(3) (略)

ニ 人員配置体制加算(IV)

(1)～(3) (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に

適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって、区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に同じ、利用者（1の注1の(1)又は(2)に該当する者に限る。注2から注4までにおいて同じ。）に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。

2 人員配置体制加算

(新設)

イ 人員配置体制加算(1)

(1)～(3) (略)

ロ 人員配置体制加算(II)

(1)～(3) (略)

ハ 人員配置体制加算(III)

(1)～(3) (略)

(新設)

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であつて区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に及び、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の単位にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、1を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であつて区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に及び、利用者に対して、1日に

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であつて区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に及び、利用者（1の注1の①又は②のいずれかに該当する者に限る。注2及び注3において同じ。）に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の単位にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であつて区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に及び、利用者に対して、1日に

つき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位数の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

4 三については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に及び、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位数の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ、ロ又はハを算定している場合は、算定しない。

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注 1・2 (略)

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

3の2 常勤看護職員等配置加算

(1) 利用定員が5人以下

(2) 利用定員が6人以上10人以下

(3) 利用定員が11人以上20人以下

32単位

30単位

28単位

き所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位数の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に及び、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位数の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注 1・2 (略)

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

3の2 常勤看護職員等配置加算

(1) 常勤看護職員等配置加算(1)

(2) 利用定員が20人以下

(3) 利用定員が21人以上40人以下

28単位

19単位

(4)	利用定員が21人以上30人以下	24単位
(5)	利用定員が31人以上40人以下	19単位
(6)	利用定員が41人以上50人以下	15単位
(7)	利用定員が51人以上60人以下	11単位
(8)	利用定員が61人以上70人以下	10単位
(9)	利用定員が71人以上80人以下	8単位
(10)	利用定員が81人以上	6単位

注 看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に同じ、1日につき、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数（小数点以下は切り捨て）を乗じて得た単位数を加算する。

（割る）

(3)	利用定員が41人以上60人以下	11単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	8単位
(5)	利用定員が81人以上	6単位

ロ 常勤看護職員等配置加算(ロ)

(1)	利用定員が20人以下	56単位
(2)	利用定員が21人以上40人以下	38単位
(3)	利用定員が41人以上60人以下	22単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	16単位
(5)	利用定員が81人以上	12単位

ハ 常勤看護職員等配置加算(ハ)

(1)	利用定員が20人以下	84単位
(2)	利用定員が21人以上40人以下	57単位
(3)	利用定員が41人以上60人以下	33単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	24単位
(5)	利用定員が81人以上	18単位

注1 イについては、看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。）で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に同じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、ロの常勤看護職員等配置加算(ロ)又はハの常勤看護職員等配置加算(ハ)を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に同じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、ハの常勤看護職員等

(削る)

(削る)

4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)

51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)

41単位

注1 イについては、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であるとして、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定生活介護等の

配置加算Ⅱを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に並び、1日につき、所定単位数を加算する。

4 イからハまでについては、1の注5の(Ⅰ)に該当する場合は、算定しない。

4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

(新設)

(新設)

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であるとして、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4の2 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5～7 (略)

7の2 重度障害者支援加算

イ (略)

ロ 重度障害者支援加算Ⅱ

360単位

ハ 重度障害者支援加算Ⅲ

180単位

注 1 イについては、2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)又はロの人員配置体制加算(Ⅱ)及び3の2の常勤看護職員等配置加算を算定している指定生活介護事業所等であつて、当該加算の算定に必要な生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているもの(看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものに限る。)として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等に

(新設)

5～7 (略)

7の2 重度障害者支援加算

イ (略)

ロ 重度障害者支援加算Ⅲ

7単位

注 1 イについては、2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)及び3の2のハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している指定生活介護事業所等であつて、当該加算の算定に必要な生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生

において、2人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に並び、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 ロの重度障害者支援加算Ⅱが算定されている指定生活介護事業所等であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

4 ロの重度障害者支援加算Ⅱが算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

5 注3の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

6 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支

活介護等の単位の利用定員に並び、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 ロの重度障害者支援加算Ⅲが算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に180単位を加算する。ただし、当該厚生労働大臣が定める者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、加算しない。
(新設)

4 注3の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。
(新設)

援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの重度障害者支援加算Ⅱを算定している場合は、加算しない。

7 ハの重度障害者支援加算Ⅲが算定されている指定生活介護事業所等であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

8 ハの重度障害者支援加算Ⅳが算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算する。

9 注7の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

10 イからハまでについては、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。

8・9 (略)

10 食事提供体制加算

30単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障害福祉サー

(新設)

(新設)

(新設)

5 イ及びロについては、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。

8・9 (略)

10 食事提供体制加算

30単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障害福祉サー

ピス等のあつた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあっては、16万円未満)である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなつて利用(指定障害者支援施設等)に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又はBMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)をおおむね6月に1回記録していること。

ピス等のあつた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあっては、16万円未満)である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなつて利用(指定障害者支援施設等)に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

$BMI = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$

11 延長支援加算

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 9時間以上10時間未満の場合 | 100単位 |
| (2) 10時間以上11時間未満の場合 | 200単位 |
| (3) 11時間以上12時間未満の場合 | 300単位 |
| (4) 12時間以上 | 400単位 |

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定生活介護等を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定生活介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定生活介護等の所要時間と当該日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上であるときは、当該通算した時間の区分に応じて所定単位数を加算する。

12 送迎加算

イ・ロ (略)

注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者（当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。以下この12において同じ。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場

11 延長支援加算

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 延長時間 1時間未満の場合 | 61単位 |
| (2) 延長時間 1時間以上の場合
(新設) | 92単位 |
| (新設) | |

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。以下この注において同じ。）に対して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

12 送迎加算

イ・ロ (略)

注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。以下この12において同じ。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

合に、片道につき所定単位数を加算する。

2・3 (略)

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注 1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

13の2 就労移行支援体制加算

イ (略)

ロ 利用定員が21人以上30人以下 20単位
ハ 利用定員が31人以上40人以下 18単位
ニ 利用定員が41人以上50人以下 14単位
ホ 利用定員が51人以上60人以下 10単位
ヘ 利用定員が61人以上70人以下 8単位
上 利用定員が71人以上80人以下 7単位
下 利用定員が81人以上 6単位

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあつては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が

2・3 (略)

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注 1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

13の2 就労移行支援体制加算

イ (略)

ロ 利用定員が21人以上40人以下 18単位
ハ 利用定員が41人以上60人以下 10単位
ニ 利用定員が61人以上80人以上 7単位
ホ 利用定員が81人以上 6単位
(新設)
(新設)
(新設)

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算す

6月に達した者) (過去3年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。) が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

13の3 入浴支援加算

80単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、当該者に対して入浴を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13の4 喀痰吸引等実施加算

30単位

(新設)

注 指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者であつて喀痰吸引等が必要なものに対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13の5 栄養スクリーニング加算

5単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定生活介護事業所等の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。

13の6 栄養改善加算

200単位

(新設)

注 次の(1)から(4)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として個別

的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、当該栄養改善サービスを開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

13の7 緊急時受入加算

100単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

13の8 集中的支援加算

1,000単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定生活介護事業所等に訪問させ、又

はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となつて行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の61に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の44に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の25に相当する単位数）

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の61に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の44に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の25に相当する単位数）

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算

する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から13の8までにより算定した単位数の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、1から13の8までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第7 短期入所

1 短期入所サービスマス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービスマス費

(1) 福祉型短期入所サービスマス費Ⅰ)

- ㊦ 区分6 923単位
- ㊧ 区分5 784単位
- ㊨ 区分4 648単位
- ㊩ 区分3 583単位
- ㊪ 区分1及び区分2 509単位

(2) 福祉型短期入所サービスマス費Ⅱ)

- ㊦ 区分6 602単位
- ㊧ 区分5 527単位
- ㊨ 区分4 318単位

する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、1から13の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第7 短期入所

1 短期入所サービスマス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービスマス費

(1) 福祉型短期入所サービスマス費Ⅰ)

- ㊦ 区分6 903単位
- ㊧ 区分5 767単位
- ㊨ 区分4 634単位
- ㊩ 区分3 570単位
- ㊪ 区分1及び区分2 498単位

(2) 福祉型短期入所サービスマス費Ⅱ)

- ㊦ 区分6 589単位
- ㊧ 区分5 516単位
- ㊨ 区分4 311単位

(四) 区分3	240単位
(五) 区分1及び区分2	173単位
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	784単位
(二) 区分2	615単位
(三) 区分1	509単位
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	527単位
(二) 区分2	279単位
(三) 区分1	173単位
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分6	1,164単位
(二) 区分5	1,026単位
(三) 区分4	889単位
(四) 区分3	824単位
(五) 区分1及び区分2	751単位
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	844単位
(二) 区分5	770単位
(三) 区分4	559単位
(四) 区分3	483単位
(五) 区分1及び区分2	413単位
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	1,026単位
(二) 区分2	858単位
(三) 区分1	752単位
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	770単位
(二) 区分2	521単位
(三) 区分1	412単位
(9) 福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)	

(四) 区分3	235単位
(五) 区分1及び区分2	169単位
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	767単位
(二) 区分2	602単位
(三) 区分1	498単位
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	516単位
(二) 区分2	273単位
(三) 区分1	169単位
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分6	1,104単位
(二) 区分5	969単位
(三) 区分4	835単位
(四) 区分3	772単位
(五) 区分1及び区分2	700単位
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	791単位
(二) 区分5	719単位
(三) 区分4	513単位
(四) 区分3	438単位
(五) 区分1及び区分2	370単位
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	969単位
(二) 区分2	804単位
(三) 区分1	700単位
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	719単位
(二) 区分2	475単位
(三) 区分1	370単位
(新設)	

㊦	区分6	1,107単位
㊧	区分5	977単位
㊨	区分4	846単位
㊩	区分3	784単位
㊪	区分1及び区分2	715単位
<u>10 福祉型強化特定短期入所サービス費</u>		
㊫	区分3	977単位
㊬	区分2	816単位
㊭	区分1	714単位
ロ 医療型短期入所サービス費		
(1)	医療型短期入所サービス費(I)	3,117単位
(2)	医療型短期入所サービス費(II)	2,864単位
(3)	医療型短期入所サービス費(III)	1,826単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費		
(1)	医療型特定短期入所サービス費(I)	2,938単位
(2)	医療型特定短期入所サービス費(II)	2,735単位
(3)	医療型特定短期入所サービス費(III)	1,723単位
(4)	医療型特定短期入所サービス費(IV)	2,150単位
(5)	医療型特定短期入所サービス費(V)	2,020単位
(6)	医療型特定短期入所サービス費(VI)	1,328単位
ニ 共生型短期入所サービス費		
(1)	共生型短期入所(福祉型) サービス費(I)	784単位
(2)	共生型短期入所(福祉型) サービス費(II)	240単位
(3)	共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(I)	1,013単位
(4)	共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(II)	471単位
ホ 基準該当短期入所サービス費		
(1)	基準該当短期入所サービス費(I)	784単位
(2)	基準該当短期入所サービス費(II)	240単位
注1 (略)		
2 イの(2)については、区分1以上に該当する利用者が、		

(新設)		
ロ 医療型短期入所サービス費		
(1)	医療型短期入所サービス費(I)	3,010単位
(2)	医療型短期入所サービス費(II)	2,762単位
(3)	医療型短期入所サービス費(III)	1,747単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費		
(1)	医療型特定短期入所サービス費(I)	2,835単位
(2)	医療型特定短期入所サービス費(II)	2,636単位
(3)	医療型特定短期入所サービス費(III)	1,646単位
(4)	医療型特定短期入所サービス費(IV)	2,070単位
(5)	医療型特定短期入所サービス費(V)	1,943単位
(6)	医療型特定短期入所サービス費(VI)	1,266単位
ニ 共生型短期入所サービス費		
(1)	共生型短期入所(福祉型) サービス費(I)	767単位
(2)	共生型短期入所(福祉型) サービス費(II)	235単位
(3)	共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(I)	965単位
(4)	共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(II)	436単位
ホ 基準該当短期入所サービス費		
(1)	基準該当短期入所サービス費(I)	767単位
(2)	基準該当短期入所サービス費(II)	235単位
注1 (略)		
2 イの(2)については、区分1以上に該当する利用者が、		

指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）若しくは(3)に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等若しくは第11の1の注5の(1)に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1のトに規定する基準該当就労継続支援B型（以下この1において「生活介護等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3 (略)

4 イの(4)については、障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援（指定通所支援基準第2条第3号に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）、共生型通所支援（指定通所支援基準第2条第11号に規定する共生型通所支援をいう。以下同じ。）又は指定通所支援基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス（以下この1において「指定通所支援等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の2～4の5 (略)

指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等若しくは第11の1の注5の(1)に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1のホに規定する基準該当就労継続支援B型（以下この1において「生活介護等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3 (略)

4 イの(4)については、障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援（児童福祉法に基づき指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（以下「指定通所支援基準」という。）第2条第3号に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）、共生型通所支援（指定通所支援基準第2条第11号に規定する共生型通所支援をいう。以下同じ。）又は指定通所支援基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス（以下この1において「指定通所支援等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の2～4の5 (略)

4の6 イの(9)については、別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの(7)又は(8)の算定対象となる利用者については、算定しない。

4の7 イの(10)については、別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの(7)、(8)又は(9)の算定対象となる利用者については、算定しない。

5～15の2 (略)

15の3 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15の4 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15の5 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

(新設)

5～15の2 (略)

(新設)

(新設)

15の3 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準

15の6 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の

4において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15の7 (略)

15の8 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、所定単位数に100単位を加算する。この場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び法第77条第3項第1号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た上で、別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、更に所定単位数に200単位を加算する。

16・17 (略)

2・2の2 (略)

2の3 医療的ケア対応支援加算

120単位

注1 1のイの(1)、(2)、(3)若しくは(4)の福祉型短期入所サービス費又は(1)若しくは(2)の共生型短期入所（福祉型）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、

看護職員を必要とされる数以上配置した上で、別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期

を満たしていない場合であっても、減算しない。
(新設)

15の4 (略)

15の5 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

16・17 (略)

2・2の2 (略)

2の3 医療的ケア対応支援加算

120単位

注 1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費又は1のロの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単

入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

2 1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のイの(9)若しくは(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費又は1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

2の4 重度障害児・障害者対応支援加算 30単位

注 1のイの福祉型短期入所サービス費又はニの共生型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

3 重度障害者支援加算

イ 重度障害者支援加算(Ⅰ)

50単位

ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ)

30単位

注 1 イについては、指定短期入所事業所等において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

2 イの重度障害者支援加算(Ⅰ)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、

単位数を加算する。

(新設)

2の4 重度障害児・障害者対応支援加算 30単位

注 1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費又は1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

3 重度障害者支援加算

(新設)

50単位

(新設)

注 1 指定短期入所事業所等において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

2 重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たし

別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分6（障害児にあつては、これに相当する支援の度合）に該当し、かつ、第8の1の注1の②に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に100単位を加算する。

ている利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に10単位を加算する。

3 注2が算定されている指定短期入所事業所等であつて

(新設)

、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

4 ロについては、指定短期入所事業所等において、区分

(新設)

4以上（障害児にあつては、これに相当する支援の度合。注5において同じ。）に該当し、かつ、第8の1の注1の②に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度障害者支援加算(1)を算定している場合は、加算しない。

5 ロの重度障害者支援加算(1)が算定されている指定短期

(新設)

入所事業所等であつて、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の②に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に70単位を加算する。

6 注5が算定されている指定短期入所事業所等であつて

(新設)

、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設

基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ〜リ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費若しくは(9)若しくは(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。

2〜6 (略)

7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費若しくは(9)若しくは(10)

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ〜リ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。

2〜6 (略)

7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期

の福祉型強化特定短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

8・9 (略)

6・7 (略)

8 食事提供体制加算

48単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

9 緊急短期入所受入加算

イ 緊急短期入所受入加算(I)

270単位

ロ 緊急短期入所受入加算(II)

500単位

注1・2 (略)

10～13 (略)

13の2 医療型短期入所入前支援加算

イ 医療型短期入所入前支援加算(I)

1,000単位

ロ 医療型短期入所入前支援加算(II)

500単位

注1 イについては、1のロを算定している指定短期入所事

入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

8・9 (略)

6・7 (略)

8 食事提供体制加算

48単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、別に^(新設)こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

9 緊急短期入所受入加算

イ 緊急短期入所受入加算(I)

180単位

ロ 緊急短期入所受入加算(II)

270単位

注1・2 (略)

10～13 (略)

(新設)

業所等であつて、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。ただし、1のイを算定している場合には、算定しない。

2 ロについては、1のロを算定している指定短期入所事業所等であつて、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。ただし、1のイを算定している場合には、算定しない。

13の3 集中的支援加算

イ 集中的支援加算(Ⅰ)

1,000単位

ロ 集中的支援加算(Ⅱ)

500単位

(新設)

注1 イについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定短期入所事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となつて集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定短期入所事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算は算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1から13の3までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算は算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から13までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から13までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が

、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、1から13の3までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 204単位

(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 305単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに101単位を加算した単位数

(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,514単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに99単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 973単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,019単位

注1（略）

2 指定重度障害者等包括支援事業所において、別にこのも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従業者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 203単位

(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 303単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,501単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 953単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,003単位

注1（略）

2 指定重度障害者等包括支援事業所において、別にこのも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従業者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

3～7 (略)

8 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

9 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

10 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 (略)

2 有資格者支援加算

60単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を提供した場合に限る。

2の2～2の8 (略)

2の9 外部連携支援加算

200単位

注 指定重度障害者等包括支援事業所が、第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合であって、当該委

3～7 (略)

(新設)

(新設)

8 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

9 (略)

(新設)

2～2の7 (略)

(新設)

託を受けて障害福祉サービスの提供に当たる事業所の担当者を招集して、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、当該担当者から利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受け、当該事業所と連携して支援を行ったときに、利用者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

- (1) 区分6 463単位
- (2) 区分5 392単位
- (3) 区分4 316単位
- (4) 区分3 239単位
- (5) 区分2以下 174単位

ロ 利用定員が41人以上50人以下

- (1) 区分6 362単位
- (2) 区分5 303単位
- (3) 区分4 240単位
- (4) 区分3 189単位
- (5) 区分2以下 150単位

ハ 利用定員が51人以上60人以下

- (1) 区分6 355単位
- (2) 区分5 297単位
- (3) 区分4 235単位
- (4) 区分3 185単位
- (5) 区分2以下 147単位

ニ 利用定員が61人以上70人以下

- (1) 区分6 301単位
- (2) 区分5 252単位

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

- (1) 区分6 459単位
- (2) 区分5 387単位
- (3) 区分4 312単位
- (4) 区分3 236単位
- (5) 区分2以下 171単位

ロ 利用定員が41人以上60人以下

- (1) 区分6 360単位
- (2) 区分5 301単位
- (3) 区分4 239単位
- (4) 区分3 188単位
- (5) 区分2以下 149単位

ハ 利用定員が61人以上80人以下

- (1) 区分6 299単位
- (2) 区分5 251単位
- (3) 区分4 201単位
- (4) 区分3 165単位
- (5) 区分2以下 135単位

ニ 利用定員が81人以上

- (1) 区分6 273単位
- (2) 区分5 226単位

(3) 区分 4	202単位
(4) 区分 3	166単位
(5) 区分 2以下	137単位

ホ 利用定員が71人以上80人以下

(1) 区分 6	295単位
(2) 区分 5	247単位
(3) 区分 4	198単位
(4) 区分 3	163単位
(5) 区分 2以下	133単位

ハ 利用定員が81人以上

(1) 区分 6	273単位
(2) 区分 5	225単位
(3) 区分 4	181単位
(4) 区分 3	150単位
(5) 区分 2以下	129単位

(削る)

注 1 イからハまでにについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分 1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者）にあつては、「区分 2以下」とする。）に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあつて

(3) 区分 4	181単位
(4) 区分 3	149単位
(5) 区分 2以下	128単位

(新設)

(新設)

ホ 経過的施設入所支援サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより障害児入所給付費単位数表の第 1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の32を乗じて得た単位数

注 1 イから三までにについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分 1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者）にあつては、「区分 2以下」とする。）に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあつて

は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- (1)~(3) (略)
(割る)

2 イからハまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1)・(2) (略)

3 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に及び、1日につき所定単位数を減算する。

イ 管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合

- (1) (略)
(2) 利用定員が41人以上50人以下 22単位
(3) 利用定員が51人以上60人以下 19単位
(4) 利用定員が61人以上70人以下 15単位
(5) 利用定員が71人以上80人以下 14単位
(6) 利用定員が81人以上 12単位

ロ 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合

- (1) (略)
(2) 利用定員が41人以上50人以下 10単位
(3) 利用定員が51人以上60人以下 9単位
(4) 利用定員が61人以上70人以下 7単位

は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- (1)~(3) (略)

2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に及び令和6年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

3 イからニまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1)・(2) (略)

4 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に及び、1日につき所定単位数を減算する。

イ 管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合

- (1) (略)
(2) 利用定員が41人以上60人以下 22単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下 15単位
(4) 利用定員が81人以上 (新設) 12単位
(新設)

ロ 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合

- (1) (略)
(2) 利用定員が41人以上60人以下 10単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下 7単位
(4) 利用定員が81人以上 6単位

- (5) 利用定員が71人以上80人以下 7単位
- (6) 利用定員が81人以上 6単位
- 4 法第76条の3第1項の規定に基づき情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 指定障害者支援施設基準第24条の3第1項及び第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和8年3月31日までの間は、同条第1項及び第2項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
- 6 指定障害者支援施設基準第42条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 8 指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 2 (略)
- 3 重度障害者支援加算
- イ (略)
- ロ 重度障害者支援加算Ⅱ 360単位
- ハ 重度障害者支援加算Ⅲ 180単位
- 注1・2 (略)
- 3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、第8

(新設)
(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

5 指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、同項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

2 (略)

3 重度障害者支援加算

イ (略)

ロ 重度障害者支援加算Ⅲ 7単位
(新設)

注1・2 (略)

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った

の1の注1の②に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロの重度障害者支援加算Ⅱが算定されている指定障害者支援施設等であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

5 ロの重度障害者支援加算Ⅲが算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

6 注4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

7 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、第8の1の注1の②に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの重度障害者支援加算Ⅲを算定している場合は、加算しない。

8 ハの重度障害者支援加算Ⅳが算定されている指定障害者支援施設等であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た

場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロの重度障害者支援加算Ⅲが算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の②に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者（当該厚生労働大臣が定める者1人につき5人を限度とする。）に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に180単位を加算する。
(新設)

5 注4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。
(新設)

(新設)

指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

9 ハの重度障害者支援加算Ⅲが算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算する。

10 注8の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

4 夜間看護体制加算

60単位

注 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（3の重度障害者支援加算Ⅰの算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。この場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合に、更に1日につき所定単位数に35単位に看護職員の配置人数（1を超えて配置した人数に限る。）を乗じて得た単位数を加算する。

4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算Ⅰ

51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算Ⅱ

41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。）注2において同じ。）が当該指定施設入所支援等の利用

(新設)

(新設)

4 夜間看護体制加算

60単位

注 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（3の重度障害者支援加算Ⅰの算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

(新設)

(新設)

注 視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害

者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等の意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4の3 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5 (略)

6 入院・外泊時加算

イ・ロ (略)

注 1 イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要

者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

5 (略)

6 入院・外泊時加算

イ・ロ (略)

注 1 イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要

した場合及び利用者に対して居室における外泊（第15の1の注3に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の1の2の注5又は注6に規定する体験的な日中サービスマ支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の注3に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この6において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に
応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

7・8 (略)

8の2 地域移行促進加算

イ 地域移行促進加算(1)

ロ 地域移行促進加算(2)

120単位

60単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援（指定相談基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注1において同じ。）を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者（指定相談基準第3条第2項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者

した場合及び利用者に対して居室における外泊（第15の1の注6に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の1の2の注8又は注9に規定する体験的な日中サービスマ支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の注6に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この6において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に
応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

7・8 (略)

8の2 体験宿泊支援加算

(新設)

(新設)

120単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援（指定相談基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注において同じ。）を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定相談基準第3条第2項に規定する指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

(新設)

支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

9～13 (略)

13の2 地域移行支援体制加算

イ 利用定員が40人以下

- (1) 区分6 15単位
- (2) 区分5 13単位
- (3) 区分4 11単位
- (4) 区分3 8単位
- (5) 区分2以下 6単位

ロ 利用定員が41人以上50人以下

- (1) 区分6 9単位
- (2) 区分5 7単位
- (3) 区分4 6単位
- (4) 区分3 5単位
- (5) 区分2以下 4単位

ハ 利用定員が51人以上60人以下

- (1) 区分6 7単位
- (2) 区分5 6単位
- (3) 区分4 5単位
- (4) 区分3 4単位
- (5) 区分2以下 3単位

ニ 利用定員が61人以上70人以下

- (1) 区分6 5単位
- (2) 区分5 4単位
- (3) 区分4 3単位
- (4) 区分3 3単位
- (5) 区分2以下 2単位

ホ 利用定員が71人以上80人以下

9～13 (略)
(新設)

- (1) 区分6 4単位
(2) 区分5 3単位
(3) 区分4 3単位
(4) 区分3 2単位
(5) 区分2以下 2単位

△ 利用定員が81人以上

- (1) 区分6 3単位
(2) 区分5 3単位
(3) 区分4 2単位
(4) 区分3 2単位
(5) 区分2以下 2単位

注 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員及び障害支援区分に応じ、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

13の3 通院支援加算

17単位

(新設)

注 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、当該通院に係る支援を行ったときに、1月に2回を限度として所定単位数を算定する。

13の4 集中的支援加算

イ 集中的支援加算(1)

1,000単位

(新設)

ロ 集中的支援加算(II)

500単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定障害者支援施設等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算

して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定
単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者の状態が
悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集
中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして
都道府県知事が認めた指定障害者支援施設等が、集中的
な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行
う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該支
援者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支
援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間
に限り1日につき所定単位数を加算する。

13の5 障害者支援施設等感染対策向上加算

イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)

ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)

10単位

5単位

(新設)

注1 イについては、以下の(1)から(3)までのいずれにも適合
するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支
援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す
る法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定
する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定
医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第
7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第
8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する
新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行
う体制を確保していること。

② 指定障害者支援施設基準第46条第1項に規定する協
力医療機関その他の医療機関（以下この(2)において「
協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興
感染症を除く。以下この(2)において同じ。）の発生時
等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に

、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

(3) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一「医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（注2において「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

2 ロについては、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

13の6 新興感染症等施設療養加算

240単位

注 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次

(新設)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次

に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
 - ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
 - ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- 15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13の6までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、1から13の6までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービス費（1日につき）

イ 機能訓練サービス費Ⅰ

- (1) 利用定員が20人以下 819単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 732単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 695単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 667単位
- (5) 利用定員が81人以上 629単位

ロ 機能訓練サービス費Ⅱ

に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から13までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
 - ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
 - ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から13までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- 15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービス費（1日につき）

イ 機能訓練サービス費Ⅰ

- (1) 利用定員が20人以下 815単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 728単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 692単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 664単位
- (5) 利用定員が81人以上 626単位

ロ 機能訓練サービス費Ⅱ

(1) 所要時間 1 時間未満の場合	265 単位
(2) 所要時間 1 時間以上の場合	606 単位
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	779 単位
ハ 共生型機能訓練サービスマニ	721 単位
ニ 基準該当機能訓練サービスマニ	721 単位
注 1～2 の 3 (略)	
3 ニについては、次に掲げる場合に、1 日につき所定単位数を算定する。	
(1) (略)	
(2) 指定障害福祉サービスマニ基準第 163 条の 2 に規定する基準該当自立訓練 (機能訓練) 事業所において、基準該当自立訓練 (機能訓練) を行った場合。	
(3) 病院等基準該当自立訓練 (機能訓練) 事業所 (指定障害福祉サービスマニ基準第 163 条の 3 に規定する病院等基準該当自立訓練 (機能訓練) 事業所をいう。以下同じ。) において、病院等基準該当自立訓練 (機能訓練) (同条に規定する病院等基準該当自立訓練 (機能訓練) をいう。以下同じ。) を行った場合。	
4・4 の 2 (略)	
4 の 3 法第 76 条の 3 第 1 項の規定に基づく情報公表対象サービスマニ等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、100 分の 10 に相当する単位数) を所定単位数から減算する。	
4 の 4 指定障害福祉サービスマニ基準第 162 条、第 162 条の 5 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービスマニ基準第 33 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第 42 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を所定単位数	

(1) 所要時間 1 時間未満の場合	255 単位
(2) 所要時間 1 時間以上の場合	584 単位
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	750 単位
ハ 共生型機能訓練サービスマニ	717 単位
ニ 基準該当機能訓練サービスマニ	717 単位
注 1～2 の 3 (略)	
3 ニについては、次に掲げる場合に、1 日につき所定単位数を算定する。	
(1) (略)	
(2) 指定障害福祉サービスマニ基準第 163 条の 2 の規定による基準該当自立訓練 (機能訓練) 事業所において、基準該当自立訓練 (機能訓練) を行った場合。	
(新設)	
4・4 の 2 (略)	
(新設)	
(新設)	

から減算する。

4の5 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4の6 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4の7 (略)

5 (略)

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号のニ若しくは第220条第1項第4号又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの(1)の規定により置くべき生活支援員(注2及び注3において「生活支援員」という。)又は指定障害福祉サービス基準第162条の2第2号、第162条の3第2号若しくは第162条の4第4号の規定により置くべき従業者(注2及び注3において「共生型自立訓練(機能訓練)従業者」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福

4の3 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

4の4 (略)

5 (略)

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号のニ若しくは第220条第1項第4号又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの(1)の規定により置くべき生活支援員(注2及び注3において「生活支援員」という。)又は指定障害福祉サービス基準第162条の2第2号若しくは第162条の3第4号の規定により置くべき従業者(注2及び注3において「共生型自立訓練(機能訓練)従業者」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精

社士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）において、指定自立訓練（機能訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（機能訓練）又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2・3（略）

1の3 ピアサポート実施加算

100単位

注 次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であつて、(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 法第78条第3項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「障害者ピアサポート研修修了者」という。）を指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等

神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）において、指定自立訓練（機能訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（機能訓練）又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2・3（略）

(新設)

とする。)配置していること。

(2) (1)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)

51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)

41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。)が当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第2号、第162条の4第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数が当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

(新設)

(新設)

注 視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

2号、第162条の3第2号、第162条の4第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2の2 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 (略)

4 欠席時対応加算

94単位

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第2号、第162条の4第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

4の2 リハビリテーション加算

(新設)

3 (略)

4 欠席時対応加算

94単位

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

4の2 リハビリテーション加算

イ・ロ (略)

注 1 イについては、次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合又は次の(1)から(6)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(5) (略)

(6) 当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

2 ロについては、注1の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イのリハビリテーション加算(1)を算定している場合は、算定しない。

5 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条若しくは第162条の5において準用する

イ・ロ (略)

注 1 イについては、次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(5) (略)

(新設)

2 ロについては、注1の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条若しくは第162条の4において準用する

指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等であつて自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）、低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者又は低所得者等である病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所若しくは病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

7 送迎加算

イ・ロ（略）

注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものと

指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等であつて自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

（新設）

（新設）

（新設）

7 送迎加算

イ・ロ（略）

注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものと

して都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この7において同じ。）において、利用者（当該指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

8 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

8の2 (略)

8の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓

して都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この7において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

8 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

8の2 (略)

8の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓

練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）以下の注において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を受けた場合にあつては、当該指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

8の4 緊急時受入加算

100単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

8の5 集中的支援加算

1,000単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定自立訓練（機能訓練）事業所等に

練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となつて行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行つた場合に、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の68に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行つた場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の68に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業

又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数）

11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合は、1から8の5までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費Ⅰ

- (1) 利用定員が20人以下 776単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 693単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 659単位

所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数）

11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合は、1から8の3までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費Ⅰ

- (1) 利用定員が20人以下 748単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 668単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 635単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下	633単位
(5) 利用定員が81人以上	595単位
ロ 生活訓練サービスマニ	
(1) 所要時間 1時間未満の場合	265単位
(2) 所要時間 1時間以上の場合	606単位
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	779単位
ハ 生活訓練サービスマニ	
(1) 利用期間が2年間以内の場合	281単位
(2) 利用期間が2年間を超える場合	170単位
ニ 生活訓練サービスマニ	
(1) 利用期間が3年間以内の場合	281単位
(2) 利用期間が3年間を超える場合	170単位
ホ 共生型生活訓練サービスマニ	690単位
ヘ 基準該当生活訓練サービスマニ	690単位
注 1～2の 2 (略)	
3 ハについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所において、規則第6条の6第2号の規定により、法第5条第12項に規定する主務省令で定める期間（注4において「標準利用期間」という。）が2年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に じ、1日につき所定単位数を算定する。	
4～6の 2 (略)	
6の 3 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービスマニ等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（以下「指定宿泊型自立訓練事業所」という。）及び指定障害者支援施設にあつては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。	
6の 4 指定障害福祉サービスマニ基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サー	

(4) 利用定員が61人以上80人以下	610単位
(5) 利用定員が81人以上	573単位
ロ 生活訓練サービスマニ	
(1) 所要時間 1時間未満の場合	255単位
(2) 所要時間 1時間以上の場合	584単位
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	750単位
ハ 生活訓練サービスマニ	
(1) 利用期間が2年間以内の場合	271単位
(2) 利用期間が2年間を超える場合	164単位
ニ 生活訓練サービスマニ	
(1) 利用期間が3年間以内の場合	271単位
(2) 利用期間が3年間を超える場合	164単位
ホ 共生型生活訓練サービスマニ	665単位
ヘ 基準該当生活訓練サービスマニ	665単位
注 1～2の 2 (略)	
3 ハについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所において、規則第6条の6第2号の規定により、法第5条第12項に規定する厚生労働省令で定める期間（注4において「標準利用期間」という。）が2年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に に じ、1日につき所定単位数を算定する。	
4～6の 2 (略)	
(新設)	

(新設)

ビス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所を除く。）は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所に限る。）又は指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6の5 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所を除く。）は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所に限る。）又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6の6 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6の7 (略)

7 (略)

6の3 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

6の4 (略)

7 (略)

1の2・1の3 (略)

1の4 ピアサポート実施加算

100単位

注 次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者(以下この注において単に「障害者」という。)又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下この注において「障害者等」という。)である従業者であつて、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 障害者ピアサポート研修修了者を指定自立訓練(生活訓練)事業所等の従業者として2名以上(当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。)配置していること

(2) (1)に掲げるところにより配置した者のいづれかにより、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(1)

51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(2)

41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用者(1のロに規定する生活訓練サービス費(II)が算定されている利用者を除く。以下この2において同じ。)の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。)が当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であつて、

1の2・1の3 (略)
(新設)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

(新設)

41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用者(1のロに規定する生活訓練サービス費(II)が算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。)の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等の意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者

視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を⁴⁰で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2の2 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者（1のロに規定する生活訓練サービス費Ⅱが算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。）の数が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用

者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を⁵⁰で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

（新設）

（新設）

者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3～4の2 (略)

4の3 個別計画訓練支援加算

イ 個別計画訓練支援加算(Ⅰ)

ロ 個別計画訓練支援加算(Ⅱ)

47単位

19単位

注1 イについては、次の(1)から(6)までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(5) (略)

(6) 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

2 ロについては、注1の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの個別計画訓練支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

5 (略)

5の2 日中支援加算

270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業

3～4の2 (略)

4の3 個別計画訓練支援加算

(新設)

(新設)

19単位

注 次の(1)から(5)までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(5) (略)

(新設)

(新設)

5 (略)

5の2 日中支援加算

270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業

所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター（法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、医科診療報酬点数表の精神科シヨート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の1の8の注2において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができない場合又は就労することができない場合において、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

5の3～5の5（略）

5の6 帰宅時支援加算

イ・ロ（略）

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（第15の1の注3に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の1の2の注5又は注6に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の2の注3に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の7～6（略）

7 食事提供体制加算

イ・ロ（略）

所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター（法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科シヨート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の1の8の注2において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5の3～5の5（略）

5の6 帰宅時支援加算

イ・ロ（略）

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（第15の1の注6に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の1の2の注8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の2の注6に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の7～6（略）

7 食事提供体制加算

イ・ロ（略）

注 1 イについては、低所得者等（5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。）に對して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

2 ロについては、低所得者等であつて自立訓練（生活訓練）計画等により食事の提供を行うこととなつている利用者（注1に規定する利用者以外の者であつて、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所において

注 1 イについては、低所得者等（5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。）に對して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

2 ロについては、低所得者等であつて自立訓練（生活訓練）計画等により食事の提供を行うこととなつている利用者（注1に規定する利用者以外の者であつて、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所において

て、注1の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8～10 (略)

11 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この11において同じ。)において、利用者(指定宿泊型自立訓練の利用者及び当該指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。)に対して、その居室等と指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

12 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練(生活訓練)を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行

て、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8～10 (略)

11 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この11において同じ。)において、利用者(指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。)に対して、その居室等と指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

12 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練(生活訓練)を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行

うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

12の2 (略)

12の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定自立訓練（生活訓練）等を受けた場合にあつては、当該指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

12の4 緊急時受入加算

100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと

して都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生

うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

12の2 (略)

12の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

(新設)

活訓練) 事業所等において、利用者(施設入所者、1のハの生活訓練サービス費用又は三の生活訓練サービス費用)を受けている者を除く。)の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

12の5 集中的支援加算

1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定自立訓練(生活訓練)事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となつて行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の68に相当する単位数)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

(新設)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の68に相当する単位数)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合は、1から12の5までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第12 就労移行支援

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合は、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(1)

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,210単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合
合 1,020単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合
合 879単位
 - (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合
合 719単位
 - (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合
合 569単位
 - (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）
合 519単位
 - (七) 就労定着者の割合が零の場合
合 479単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,055単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合
合 881単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合
合 743単位
 - (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合
合 649単位
 - (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合
合 524単位
 - (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）
合 466単位
 - (七) 就労定着者の割合が零の場合
合 432単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,023単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(1)

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,128単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合
合 959単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合
合 820単位
 - (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合
合 690単位
 - (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合
合 557単位
 - (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）
合 507単位
 - (七) 就労定着者の割合が零の場合
合 468単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,035単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合
合 863単位
 - (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合
合 725単位
 - (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合
合 631単位
 - (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合
合 506単位
 - (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）
合 448単位
 - (七) 就労定着者の割合が零の場合
合 414単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,003単位
 - (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合

合		857単位
(三)	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	711単位
合		
(四)	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	614単位
合		
(五)	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	515単位
合		
(六)	就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	446単位
(七)	就労定着者の割合が零の場合	413単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	
(一)	就労定着者の割合が100分の50以上の場合	968単位
(二)	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	816単位
合		
(三)	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	664単位
合		
(四)	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	562単位
合		
(五)	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	494単位
合		
(六)	就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	418単位
(七)	就労定着者の割合が零の場合	387単位
(5)	利用定員が81人以上	
(一)	就労定着者の割合が100分の50以上の場合	935単位
(二)	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	779単位
合		
(三)	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	625単位
合		
(四)	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	516単位

合		838単位
(三)	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	693単位
合		
(四)	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	596単位
合		
(五)	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	497単位
合		
(六)	就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	428単位
(七)	就労定着者の割合が零の場合	395単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	
(一)	就労定着者の割合が100分の50以上の場合	948単位
(二)	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	797単位
合		
(三)	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	646単位
合		
(四)	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	544単位
合		
(五)	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	476単位
合		
(六)	就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	400単位
(七)	就労定着者の割合が零の場合	369単位
(5)	利用定員が81人以上	
(一)	就労定着者の割合が100分の50以上の場合	915単位
(二)	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	760単位
合		
(三)	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	607単位
合		
(四)	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	498単位

- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合
合 478単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合を除く。)
392単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合
364単位
- ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)
- (1) 利用定員が20人以下
- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 756単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合
合 644単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合
合 553単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合
合 468単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合
合 381単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合を除く。)
348単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合
323単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 699単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合
合 587単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合
合 495単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合
合 433単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合
合 351単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合を除く。)
313単位

- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合
合 460単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合を除く。)
374単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合
346単位
- ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)
- (1) 利用定員が20人以下
- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 736単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合
合 625単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合
合 535単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合
合 450単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合
合 363単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合を除く。)
330単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合
305単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 679単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合
合 568単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合
合 477単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合
合 415単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合
合 333単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合を除く。)
295単位

(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>291単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>665単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>560単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>464単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>402単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>338単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合を除く。)	<u>295単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>272単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>658単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>554単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>453単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>384単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>338単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合を除く。)	<u>286単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>266単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>653単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>545単位</u>

(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>273単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>645単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>541単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>446単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>384単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>320単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合を除く。)	<u>277単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>254単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>638単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>535単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>435単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>366単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>320単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合を除く。)	<u>268単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>248単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>633単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>526単位</u>

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合
439単位

(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合
363単位

(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合
337単位

(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）
277単位

(七) 就労定着者の割合が零の場合
258単位

注 1 イについては、就労を希望する者であつて、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであつて、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。以下この注1及び注2において同じ。）又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であつて、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合
421単位

(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合
345単位

(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合
319単位

(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）
259単位

(七) 就労定着者の割合が零の場合
240単位

注 1 イについては、就労を希望する者であつて、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであつて、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）に対して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又

はきゆう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者若しくは65歳以上の者又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であつて、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいい、認定指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第176条第1項に規定する認定指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設（指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号ロに規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この注3及び注4の2並びに2において同じ。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等において指定就労移行支援等を受けた場合にあつては、当該指定

はきゆう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであつて、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいい、認定指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第176条第1項に規定する認定指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設（指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号ロに規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この注3及び注4の2並びに2において同じ。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、注4及び注4の3並びに12（認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設（以下「認定指定就労移行支援事業所等

就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、注4及び注4の3並びに12(認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設(以下「認定指定就労移行支援事業所等」という。))の場合に限る。)においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該認定指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を受けた場合にあつては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。以下同じ。)に同じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4～4の3 (略)

5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たつて、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) (略)

(2) 指定就労移行支援等の提供に当たつて、指定障害福

1」という。)の場合に限る。)においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。以下同じ。)に同じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4～4の3 (略)

5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たつて、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) (略)

(2) 指定就労移行支援等の提供に当たつて、指定障害福

社サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画（指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労移行支援計画等」という。）が作成されていく場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
（一）・（二）（略）
（3）（略）

6 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。

7 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

社サービス基準第184条において準用する指定障害者福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画（指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労移行支援計画等」という。）が作成されていく場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
（一）・（二）（略）
（3）（略）

（新設）

6 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項

に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
(新設)

9 指定障害福祉サービス基準第184条において適用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

10 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I)

51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II)

41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所、認定指定就労移行支援事業所等又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者

7 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

(新設)

41単位

(新設)

注 視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所、認定指定就労移行支援事業所等又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等であつて就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

3 削除

4～6 (略)

7 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等であつて就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

8～13 (略)

14 送迎加算

イ・ロ (略)

注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所等(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(当該指定就労移行支援事業所等と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注 1 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

15の2～15の4 (略)

(新設)

(新設)

8～13 (略)

14 送迎加算

イ・ロ (略)

注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所等(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注 1 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

15の2～15の4 (略)

15の5 地域連携会議実施加算

Ⅰ 地域連携会議実施加算(Ⅰ)

583単位

Ⅱ 地域連携会議実施加算(Ⅱ)

408単位

注1 Ⅰについては、指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者（公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。以下この15の5において同じ。）により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回（ロを算定している場合にあつては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回（イを算定している場合にあつては、その回数を含む。）を限度として

15の5 支援計画会議実施加算

(新設)

583単位

(新設)

注 指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者（公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。以下この注において同じ。）により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

て、所定単位数を加算する。

15の6 緊急時受入加算

100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

15の7 集中的支援加算

1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となつて行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の67に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数（指定障

（新設）

（新設）

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の67に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数（指定障

害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数)

- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の27に相当する単位数)

17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

18 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、1から15の7までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第13 就労継続支援A型

- 1 就労継続支援A型サービス費(1日につき)

イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)

- (1) 利用定員が20人以下

害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数)

- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の27に相当する単位数)

17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

18 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、1から15の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第13 就労継続支援A型

- 1 就労継続支援A型サービス費(1日につき)

イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)

- (1) 利用定員が20人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	791単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	733単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	701単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	666単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	533単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	419単位
(七) 評価点が60点未満の場合	325単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	710単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	656単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	626単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	594単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	474単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	373単位
(七) 評価点が60点未満の場合	288単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	672単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	619単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	590単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	558単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	445単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	350単位
(七) 評価点が60点未満の場合	271単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	660単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	609単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	580単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	547単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	438単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	344単位
(七) 評価点が60点未満の場合	266単位

(一) 評価点が170点以上の場合	724単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	692単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	676単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	655単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	527単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	413単位
(七) 評価点が60点未満の場合	319単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	643単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	615単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	601単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	583単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	468単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	367単位
(七) 評価点が60点未満の場合	282単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	605単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	578単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	565単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	547単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	439単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	344単位
(七) 評価点が60点未満の場合	265単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	593単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	568単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	555単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	536単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	432単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	338単位
(七) 評価点が60点未満の場合	260単位

(5) 利用定員が81人以上	
（一） 評価点が170点以上の場合	641単位
（二） 評価点が150点以上170点未満の場合	588単位
（三） 評価点が130点以上150点未満の場合	559単位
（四） 評価点が105点以上130点未満の場合	529単位
（五） 評価点が80点以上105点未満の場合	422単位
（六） 評価点が60点以上80点未満の場合	333単位
（七） 評価点が60点未満の場合	258単位
ロ 就労継続支援A型サービス費Ⅱ	
(1) 利用定員が20人以下	
（一） 評価点が170点以上の場合	727単位
（二） 評価点が150点以上170点未満の場合	671単位
（三） 評価点が130点以上150点未満の場合	641単位
（四） 評価点が105点以上130点未満の場合	608単位
（五） 評価点が80点以上105点未満の場合	486単位
（六） 評価点が60点以上80点未満の場合	382単位
（七） 評価点が60点未満の場合	296単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
（一） 評価点が170点以上の場合	655単位
（二） 評価点が150点以上170点未満の場合	604単位
（三） 評価点が130点以上150点未満の場合	574単位
（四） 評価点が105点以上130点未満の場合	543単位
（五） 評価点が80点以上105点未満の場合	432単位
（六） 評価点が60点以上80点未満の場合	341単位
（七） 評価点が60点未満の場合	264単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
（一） 評価点が170点以上の場合	613単位
（二） 評価点が150点以上170点未満の場合	563単位
（三） 評価点が130点以上150点未満の場合	535単位
（四） 評価点が105点以上130点未満の場合	505単位
（五） 評価点が80点以上105点未満の場合	403単位

(5) 利用定員が81人以上	
（一） 評価点が170点以上の場合	574単位
（二） 評価点が150点以上170点未満の場合	547単位
（三） 評価点が130点以上150点未満の場合	534単位
（四） 評価点が105点以上130点未満の場合	518単位
（五） 評価点が80点以上105点未満の場合	416単位
（六） 評価点が60点以上80点未満の場合	327単位
（七） 評価点が60点未満の場合	252単位
ロ 就労継続支援A型サービス費Ⅱ	
(1) 利用定員が20人以下	
（一） 評価点が170点以上の場合	660単位
（二） 評価点が150点以上170点未満の場合	630単位
（三） 評価点が130点以上150点未満の場合	616単位
（四） 評価点が105点以上130点未満の場合	597単位
（五） 評価点が80点以上105点未満の場合	480単位
（六） 評価点が60点以上80点未満の場合	376単位
（七） 評価点が60点未満の場合	290単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
（一） 評価点が170点以上の場合	588単位
（二） 評価点が150点以上170点未満の場合	563単位
（三） 評価点が130点以上150点未満の場合	549単位
（四） 評価点が105点以上130点未満の場合	532単位
（五） 評価点が80点以上105点未満の場合	426単位
（六） 評価点が60点以上80点未満の場合	335単位
（七） 評価点が60点未満の場合	258単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
（一） 評価点が170点以上の場合	546単位
（二） 評価点が150点以上170点未満の場合	522単位
（三） 評価点が130点以上150点未満の場合	510単位
（四） 評価点が105点以上130点未満の場合	494単位
（五） 評価点が80点以上105点未満の場合	397単位

(六)	評価点が60点以上80点未満の場合	318単位
(七)	評価点が60点未満の場合	246単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	
(一)	評価点が170点以上の場合	602単位
(二)	評価点が150点以上170点未満の場合	552単位
(三)	評価点が130点以上150点未満の場合	524単位
(四)	評価点が105点以上130点未満の場合	495単位
(五)	評価点が80点以上105点未満の場合	394単位
(六)	評価点が60点以上80点未満の場合	311単位
(七)	評価点が60点未満の場合	241単位
(5)	利用定員が81人以上	
(一)	評価点が170点以上の場合	583単位
(二)	評価点が150点以上170点未満の場合	534単位
(三)	評価点が130点以上150点未満の場合	507単位
(四)	評価点が105点以上130点未満の場合	478単位
(五)	評価点が80点以上105点未満の場合	381単位
(六)	評価点が60点以上80点未満の場合	301単位
(七)	評価点が60点未満の場合	232単位

注1 イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用される
 ことが困難であつて、適切な支援により雇用契約に基づ
 く就労が可能である65歳未満の者若しくは65歳以上の者
 (65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由
 により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなか
 った期間を除く。))引き続き障害福祉サービスに係る支
 給決定を受けていたものであつて、65歳に達する前日に
 において規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型
 に係る支給決定を受けていたものに限る。以下この注1
 において同じ。) 年齢、支援の度合その他の事情によ
 り通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち
 適切な支援によつても雇用契約に基づく就労が困難であ
 るもの又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者

(六)	評価点が60点以上80点未満の場合	312単位
(七)	評価点が60点未満の場合	240単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	
(一)	評価点が170点以上の場合	535単位
(二)	評価点が150点以上170点未満の場合	511単位
(三)	評価点が130点以上150点未満の場合	499単位
(四)	評価点が105点以上130点未満の場合	484単位
(五)	評価点が80点以上105点未満の場合	388単位
(六)	評価点が60点以上80点未満の場合	305単位
(七)	評価点が60点未満の場合	235単位
(5)	利用定員が81人以上	
(一)	評価点が170点以上の場合	516単位
(二)	評価点が150点以上170点未満の場合	493単位
(三)	評価点が130点以上150点未満の場合	482単位
(四)	評価点が105点以上130点未満の場合	467単位
(五)	評価点が80点以上105点未満の場合	375単位
(六)	評価点が60点以上80点未満の場合	295単位
(七)	評価点が60点未満の場合	226単位

注1 イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用される
 ことが困難であつて、適切な支援により雇用契約に基づ
 く就労が可能である者のうち65歳未満のもの若しくは65
歳以上のもの (65歳に達する前5年間(入院その他やむ
 を得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を
 受けていなかった期間を除く。))引き続き障害福祉サー
 ビスに係る支給決定を受けていたものであつて、65歳に
 達する前日において規則第6条の10第1号に掲げる就労
 継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。
) 又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業
 所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援に
 よつても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対し
 て、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定

若しくは65歳以上の者であつて、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～4 (略)

5 法第76条の3第1項の規定に基づき情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。

6 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～4 (略)

(新設)

(新設)

5 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であつても、減算しない。

8 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する

指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

9 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I)

51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II)

41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等の意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定就労継続支援

A型等の利用者の数が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等の意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、

(新設)

6 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

(新設)

41単位

(新設)

注 視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等の意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2の2 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算

イ・ロ (略)

注 1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費

(1)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。

)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を受けた場合にあつては、当該指定就労継続支援A型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間に於いて、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この3におい

3 就労移行支援体制加算

イ・ロ (略)

注 1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費

(1)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。注2において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この3において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

て「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 (略)

3の2 就労移行連携加算 1,000単位

注 指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者(通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間¹の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援A型等を受けたものを除く。)が1人以上いる当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援A型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の

3の2 就労移行連携加算 1,000単位

2 (略)

注 指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援A型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の

提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

8～12 (略)

13 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（当該指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所

提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

8～12 (略)

13 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

定単位数を加算する。

2 (略)

14 障害福祉サービスの実験利用支援加算

イ・ロ (略)

注 1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業員が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

14の2・14の3 (略)

14の4 緊急時受入加算

100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

14の5 集中的支援加算

1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となる集う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

2 (略)

14 障害福祉サービスの実験利用支援加算

イ・ロ (略)

注 1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業員が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

14の2・14の3 (略)

(新設)

(新設)

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の65に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の47に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数)

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から14の5ま

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の65に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の47に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数)

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から14の3ま

でにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合は、1から14の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費(1)

(1) 利用定員が20人以下

ロ 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	837単位
ハ 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	805単位
ニ 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	758単位
ホ 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	738単位
ヘ 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	726単位
セ 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	703単位
ゼ 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
ケ 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位
コ 利用定員が21人以上40人以下	
ク 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	746単位
ク 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	

でにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合は、1から14の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

(新設)

		<u>717単位</u>
(三)	<u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>676単位</u>
(四)	<u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>660単位</u>
(五)	<u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>637単位</u>
(六)	<u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>624単位</u>
(七)	<u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>600単位</u>
(八)	<u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>526単位</u>
(3)	<u>利用定員が41人以上60人以下</u>	
(一)	<u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>700単位</u>
(二)	<u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>674単位</u>
(三)	<u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>636単位</u>
(四)	<u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>620単位</u>
(五)	<u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>600単位</u>
(六)	<u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>586単位</u>
(七)	<u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>563単位</u>
(八)	<u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>494単位</u>
(4)	<u>利用定員が61人以上80人以下</u>	
(一)	<u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>688単位</u>
(二)	<u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>662単位</u>

(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>625単位</u>
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>609単位</u>
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>589単位</u>
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>575単位</u>
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>553単位</u>
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>485単位</u>
(5) <u>利用定員が81人以上</u>	
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>666単位</u>
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>640単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>605単位</u>
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>590単位</u>
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>570単位</u>
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>557単位</u>
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>535単位</u>
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>468単位</u>
ロ <u>就労継続支援B型サービス費(II)</u>	
(1) <u>利用定員が20人以下</u>	
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>748単位</u>
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>716単位</u>

イ <u>就労継続支援B型サービス費(I)</u>	
(1) <u>利用定員が20人以下</u>	
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>702単位</u>
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>672単位</u>

(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>669単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>649単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>637単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>614単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>584単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>537単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>666単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>637単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>596単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>580単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>557単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>544単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>520単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>478単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>625単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>599単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	

(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>657単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>643単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>631単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>611単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>590単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>566単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>625単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>598単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>584単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>572単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>551単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>541単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>525単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>504単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>586単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>562単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	

平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>561単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>545単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>525単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>511単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>488単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>449単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>614単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>588単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>551単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>535単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>515単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>501単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>479単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>440単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>594単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>568単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>533単位</u>

平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>549単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>537単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>518単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>508単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>493単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>473単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>576単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>552単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>539単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>527単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>508単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>498単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>484単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>464単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>557単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>533単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>521単位</u>

四	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>518単位</u>
五	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>498単位</u>
六	平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>485単位</u>
七	平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>463単位</u>
八	平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>425単位</u>
ㄥ 就労継続支援B型サービス費Ⅲ		
(1) 利用定員が20人以下		
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>682単位</u>
二	平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>653単位</u>
三	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>611単位</u>
四	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>594単位</u>
五	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>572単位</u>
六	平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>557単位</u>
七	平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>532単位</u>
八	平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>490単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>609単位</u>
二	平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>584単位</u>
三	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>547単位</u>

四	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>510単位</u>
五	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>491単位</u>
六	平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>482単位</u>
七	平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>468単位</u>
八	平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>448単位</u>
ㄍ 就労継続支援B型サービス費Ⅳ		
(1) 利用定員が20人以下		
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>640単位</u>
二	平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>613単位</u>
三	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>599単位</u>
四	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>586単位</u>
五	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>565単位</u>
六	平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>554単位</u>
七	平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>538単位</u>
八	平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>516単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>571単位</u>
二	平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>547単位</u>
三	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>534単位</u>

四	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>532</u> 単位
五	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>511</u> 単位
六	平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>497</u> 単位
七	平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>475</u> 単位
八	平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>438</u> 単位
(3)	利用定員が41人以上60人以下	
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>564</u> 単位
二	平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>541</u> 単位
三	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>508</u> 単位
四	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>493</u> 単位
五	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>474</u> 単位
六	平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>461</u> 単位
七	平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>441</u> 単位
八	平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>405</u> 単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>554</u> 単位
二	平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>530</u> 単位
三	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>498</u> 単位
四	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	

四	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>523</u> 単位
五	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>504</u> 単位
六	平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>494</u> 単位
七	平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>480</u> 単位
八	平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>461</u> 単位
(3)	利用定員が41人以上60人以下	
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>529</u> 単位
二	平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>507</u> 単位
三	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>495</u> 単位
四	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>485</u> 単位
五	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>467</u> 単位
六	平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>458</u> 単位
七	平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>445</u> 単位
八	平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>427</u> 単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>519</u> 単位
二	平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>497</u> 単位
三	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>485</u> 単位
四	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	

平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	483単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	465単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	452単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	432単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	397単位
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	535単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	512単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	480単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	467単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	449単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	437単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	417単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	384単位
三 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)	
(1) 利用定員が20人以下	584単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	519単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	488単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	479単位
(5) 利用定員が81人以上	462単位
ホ 就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)	
(1) 利用定員が20人以下	530単位

平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	475単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	458単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	449単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	436単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	418単位
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	501単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	480単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	468単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	459単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	442単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	434単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	421単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	404単位
(新設)	
ハ 就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)	
(1) 利用定員が20人以下	556単位

- (2) 利用定員が21人以上40人以下 471単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 443単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 434単位
- (5) 利用定員が81人以上 419単位

ハ 就労継続支援B型サービス費Ⅳ)

- (1) 利用定員が20人以下 484単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 430単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 398単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 390単位
- (5) 利用定員が81人以上 376単位

ト 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とロの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（2の注1に規定する指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であつて、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を受けるものを除く。））に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）、第205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項

- (2) 利用定員が21人以上40人以下 494単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 463単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 454単位
- (5) 利用定員が81人以上 438単位

三 就労継続支援B型サービス費Ⅳ)

- (1) 利用定員が20人以下 506単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 451単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 417単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 408単位
- (5) 利用定員が81人以上 394単位

ホ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（2の注に規定する指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）、第205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。）に及び、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事

に定める工賃をいう。以下同じ。)の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。)に及び、それぞれロの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数(地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあつては、それぞれロの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)とのいずれか少ない単位数算式

(略)

注1 イからエまでについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によつても雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている者であつて、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに對して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型(以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。)若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型等」という。)又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下この注2から注7までにおいて「特定指定就労継続支援B型

業所の場合にあつては、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)とのいずれか少ない単位数

算式

(略)

注1 イからエまでについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によつても雇用契約に基づく就労が困難であるものに對して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型(以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。)若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型等」という。)又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

(新設)

事業所等」という。)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に並び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に並び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に並び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下この注2から注5までにおいて「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に並び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に並び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(新設)

型等を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合には、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

6 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合には、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

7 ニについては、注2から注6までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注4に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2から注6までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注4に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合には、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

8 上については、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

9 イ、ロ及びビハの算定に当たって、指定就労継続支援B型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合には、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5 ニについては、注2から注4までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注3に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2から注4までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注3に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合には、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

6 ホについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

6の2 イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援B型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労

継続支援B型事業所等の平均工賃月額に及び、1日につき所定単位数を算定することができる。

10 イから上までに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

11 ニからハまでについては、前3月における指定就労継続支援B型事業所等の利用者のうち、当該指定就労継続支援B型事業所等の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該指定就労継続支援B型事業所等を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定就労継続支援B型事業所等を利用した日数で除して得た時間をいう。）が4時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合には、所定単位数の100分の30に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 法第76条の3第1項の規定に基づき情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。

13 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

14 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基

継続支援B型事業所等の平均工賃月額に及び、1日につき所定単位数を算定することができる。

7 イからハまでに掲げる就労継続支援B型サービスの算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

8 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基

準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する

16 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

1 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I)

51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II)

41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法

準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

9 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

(新設)

41単位

(新設)

注 視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援B型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして

で、当該指定就労継続支援 B 型等の利用者の数を 40 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定就労継続支援 B 型事業所等」という。）において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定就労継続支援 B 型等の利用者の数が当該指定就労継続支援 B 型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 199 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 186 条、指定障害福祉サービス基準第 220 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援 B 型等の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 の 2 高次脳機能障害者支援体制加算

41 単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労継続支援 B 型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算

イ～ニ (略)

都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定就労継続支援 B 型事業所等」という。）において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

(新設)

3 就労移行支援体制加算

イ～ニ (略)

注 1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービスマ

(1)又はロの就労継続支援B型サービスマを算定している指定就労継続支援B型事業所等であつて、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた後、当該指定就労継続支援B型等を受けつづけている期間が6月に達した者）（過去3年間に於いて、当該指定就労継続支援B型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のハの就労継続支援B型サービスマを算定している指定就労継続支援B型事業所等であつて、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に

注 1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービスマ

(1)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの就労継続支援B型サービスマを算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に

じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を
加算する。

3 ハについては、1のニの就労継続支援B型サービス費Ⅳ又はホの就労継続支援B型サービス費Ⅴを算定している指定就労継続支援B型事業所等であつて、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

4 ニについては、1のへの就労継続支援B型サービス費Ⅵを算定している指定就労継続支援B型事業所等であつて、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3の2 就労移行連携加算 1,000単位

注 指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であつて、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援B型等を受けたものを除く。）が1人以上いる当該指定就労継続支援B型事業所等において、当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日まで、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の

じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を
加算する。

3 ハについては、1のハの就労継続支援B型サービス費Ⅳを算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

4 ニについては、1のニの就労継続支援B型サービス費Ⅵを算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3の2 就労移行連携加算 1,000単位

注 指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援B型事業所等において、当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援B型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援B型等の利用を終

申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援 B 型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援 B 型等の利用を終了した月について、1 回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去 3 年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等であつて就労継続支援 B 型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援 B 型の利用者に対して、指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援 B 型事業所等及び基準該当就労継続支援 B 型事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和 9 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又は BMI をおおむね 6 月に 1 回記録していること。

8 (略)

了した月について、1 回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去 3 年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等であつて就労継続支援 B 型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援 B 型の利用者に対して、指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援 B 型事業所等及び基準該当就労継続支援 B 型事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

8 (略)

8の2 ピアサポーター実施加算

100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業員であつて、かつ、障害者ピアサポーター研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 1の三の就労継続支援B型サービスマ、ホの就労継続支援B型サービスマ又はへの就労継続支援B型サービスマを算定していること。

(2) 障害者ピアサポーター研修修了者を指定就労継続支援B型事業所等の従業員として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。）配置していること。

(3) (略)
9・10 (略)

11 地域協働加算

30単位

注 1の二の就労継続支援B型サービスマ、ホの就労継続支援B型サービスマ又はへの就労継続支援B型サービスマを算定している指定就労継続支援B型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組

8の2 ピアサポーター実施加算

100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業員であつて、法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポーター研修における基礎研修及び専門研修に限る。以下この注において「ピアサポーター研修」という。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが、利用者に対して、就労及び生産活動について当該障害者等である従業員の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 1のハの就労継続支援B型サービスマ又は1のニの就労継続支援B型サービスマを算定していること。

(2) ピアサポーター研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指定就労継続支援B型事業所等の従業員として2名以上（当該2名以上のうち1名は障害者等とする。）配置していること。

(3) (略)
9・10 (略)

11 地域協働加算

30単位

注 1のハの就労継続支援B型サービスマ又は1のニの就労継続支援B型サービスマを算定している指定就労継続支援B型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援B型等（

により指定就労継続支援B型等（当該指定就労継続支援B型等に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該指定就労継続支援B型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援B型等を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12 (略)

13 目標工賃達成指導員配置加算

- イ 利用定員が20人以下 45単位
- ロ 利用定員が21人以上40人以下 40単位
- ハ 利用定員が41人以上60人以下 38単位
- ニ 利用定員が61人以上80人以下 37単位
- ホ 利用定員が81人以上 36単位

注 目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13の2 目標工賃達成加算

10単位

注 13の目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に、1日につき所定単位数を加算する。この場合において、当該工賃目標は前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々年度の指定就労継続支援B型事業

当該指定就労継続支援B型等に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該指定就労継続支援B型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援B型等を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12 (略)

13 目標工賃達成指導員配置加算

- イ 利用定員が20人以下 89単位
- ロ 利用定員が21人以上40人以下 80単位
- ハ 利用定員が41人以上60人以下 75単位
- ニ 利用定員が61人以上80人以下 74単位
- ホ 利用定員が81人以上 72単位

注 目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上でなければならぬ。

14 送迎加算

イ・ロ (略)

注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（当該指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注 1 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援B型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

14 送迎加算

イ・ロ (略)

注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注 1 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援B型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

16 (略)

16の2 社会生活支援特別加算

480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

16の3 緊急時受入加算

100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

16の4 集中的支援加算

1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となつて行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事

2～4 (略)

16 (略)

16の2 社会生活支援特別加算

480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事

又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の64に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の47に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数）

18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単

又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の64に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の47に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数）

18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単

位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

19 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合は、1から16の4までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費(1月につき)

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 就労定着率が9割5分以上の場合 | 3,512単位 |
| (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 | 3,348単位 |
| (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | 2,768単位 |
| (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | 2,234単位 |
| (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | 1,690単位 |
| (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | 1,433単位 |
| (7) 就労定着率が3割未満の場合 | 1,074単位 |

位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

19 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合は、1から16の2までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費(1月につき)

- | | |
|-------------------------|---------|
| イ 利用者数が20人以下 | |
| (1) 就労定着率が9割5分以上の場合 | 3,449単位 |
| (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 | 3,285単位 |
| (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | 2,710単位 |
| (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | 2,176単位 |
| (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | 1,642単位 |
| (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | 1,395単位 |
| (7) 就労定着率が3割未満の場合 | 1,046単位 |
| ロ 利用者数が21人以上40人以下 | |
| (1) 就労定着率が9割5分以上の場合 | 2,759単位 |
| (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 | 2,628単位 |
| (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | 2,168単位 |
| (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | 1,741単位 |
| (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | 1,314単位 |
| (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | 1,117単位 |

(7) 就労定着率が3割未満の場合 837単位
ハ 利用者が41人以上

- (1) 就労定着率が9割5分以上の場合 2,587単位
- (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 2,463単位
- (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,032単位
- (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,632単位
- (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,232単位
- (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,047単位
- (7) 就労定着率が3割未満の場合 785単位

注1 イからハまでについては、就労に向けた支援として指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等（以下この1及び3において「生活介護等」という。）又は基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当就労継続支援B型（以下この1及び3において「生活介護等」という。）又は基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当就労継続支援B型を受け通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イからハまでについては、指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準

注1 就労に向けた支援として指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等（以下この第14の2において「生活介護等」という。）又は基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当就労継続支援B型（以下この第14の2において「基準該当生活介護等」という。）を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者（通常の事業所に雇用されている障害者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた障害者については、当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所

をいう。以下同じ。)において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た就労定着率(当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間に就労定着支援の利用を開始した者のうち通常の事業所での就労を継続しているもの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間に就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の2において同じ。)に同じ、1月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から1年間の指定就労定着支援事業所の就労定着率は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間に就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業所での就労を継続している者の総数を、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間に就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計数で除して得た率とする。

る指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。)において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た利用者数(当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度における各月の利用者数の合計を12で除して得た数をいう。以下この1において同じ。)及び就労定着率(当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間に就労定着支援を受けた者のうち通常の事業所での就労を継続しているもの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間に就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の2において同じ。)に同じ、1月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から6月未満の間は、当該指定就労定着支援事業所の利用者数は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間に就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した者の総数に100分の70を乗じて得た数とし、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、当該指定就労定着支援事業所の利用者数は、当該指定就労定着支援を行った月の末日から起算して過去6月間における各月の利用者数の合計を6で除して得た数とする。また、新規に指定を受けた日から1年間の指定就労定着支援事業所の就労定着率は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間に就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業所での就労を継続している者の総数を、指定を受けた日

3 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

4 法第76条の3第1項の規定に基づき情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定障害福祉サービス基準第206条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定障害福祉サービス基準第206条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていない場合は、支援体制構築未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8・9 (略)

10 指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の2第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づき援助を行い、同令第20条に規定する職場適応援助者助成金の申

の属する月の前月の末日から起算して過去3年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計数で除して得た率とする。

3 4から8までの算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4・5 (略)

6 指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の2の3第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づき援助を行い、同令第20条の2に規定する職場適応援助

請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。

11 (略)

2 地域連携会議実施加算

イ 地域連携会議実施加算(Ⅰ)

579単位

ロ 地域連携会議実施加算(Ⅱ)

405単位

注1 イについては、指定就労定着支援事業所が、関係機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所をいう。以下この2において同じ。）との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回（ロを算定している場合にあつては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定就労定着支援事業所が、就労定着支援計画の作成又は変更に当たつて、関係者により構成される会議を開催し、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回（イを算定している場合にあつては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算する。

者助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。

7 (略)

2 定着支援連携促進加算

(新設)

579単位

(新設)

注 指定就労定着支援事業所が、関係機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所をいう。以下この注において同じ。）との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

3 (略)

4 就労定着実績体制加算

300単位

注 過去6年間に於いて指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者(通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を利用したものについては、当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者)の占める割合が前年度において100分の70以上として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5・6 (略)

7 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8及び9において同じ。)が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から6までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から6までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から6までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

3 (略)

4 就労定着実績体制加算

300単位

注 過去6年間に於いて指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が前年度において100分の70以上として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5・6 (略)

(新設)

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1から6までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合は、1から6までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(1)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満
1,566単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上
1,095単位

ロ 自立生活援助サービス費(II)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満
1,172単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上
821単位

ハ 自立生活援助サービス費(III)

注 1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する主務省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、第15の1の4の注1に規定する指定共同生活援助等を行う住

(新設)

(新設)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(1)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満
1,558単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上
1,090単位

ロ 自立生活援助サービス費(II)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満
1,166単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上
817単位

(新設)

注 1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する厚生労働省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、第15の1の4の注1に規定する指定共同生活援助等を行

居若しくは法第5条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしていた障害者であつて、退所等をしてから1年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。)の地域生活支援員(指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員をいう。以下同じ。)が、1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助(指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、注1に該当する者以外の障害者に対し、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イの(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数(サービスマニージャーを兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。注4から注6までにおいて同じ。)で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注1に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

4～6 (略)

7 ハについては、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に2回以上、指定自立生活援助を行った場

う住居若しくは法第5条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしていた障害者であつて、退所等をしてから1年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。)の従業者が、指定自立生活援助(指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、注1に該当する者以外の障害者に対し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イの(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号の規定により当該指定自立生活援助事業所に置くべき地域生活支援員(以下「地域生活支援員」という。)の員数(サービスマニージャーを兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。注4から注6までにおいて同じ。)で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注1に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

4～6 (略)
(新設)

合であつて、指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援として、利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行つた場合に、1月につき所定単位数を算定する。ただし、イ又はロを算定している場合には算定しない。

8 イからハまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。）の平均値が、規則第6条の10の6において定める法第5条第16項に規定する主務省令で定める期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

9 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

10 指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 (略)

7 イ及びロについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。）の平均値が、規則第6条の10の6において定める法第5条第16項に規定する厚生労働省令で定める期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

(新設)

(新設)

(新設)

8 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているも

(新設)

のとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（厚生労働大臣が定める施設基準並びにことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第15号のイの(1)の(四)に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定自立生活援助事業所並びに当該指定自立生活援助事業所と相互に連携して運営される指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者（指定相談基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。

(削る)

2～4 (略)

4の2 集中支援加算

500単位

注 1のイの自立生活援助サービス費(1)が算定されている指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5～8 (略)

2～4 (新設)

9 指定自立生活援助事業者（指定障害福祉サービス基準第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）が、地域生活支援員による指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援（利用者の居宅を訪問することにより行うものをいう。）を、1月に2日以上行うことなく、指定自立生活援助を行った場合は、自立生活援助サービス費は、算定しない。

5～8 (略)

9 居住支援連携体制加算

35単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は住宅確保要配慮者居住支援協議会（同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。以下同じ。）に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

10 地域居住支援体制強化推進加算

500単位

注 指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居室における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。第15の2の注5において同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場

9 居住支援連携体制加算

35単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

10 地域居住支援体制強化推進加算

500単位

注 指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居室における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

(新設)

合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から10までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から10までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から10までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から10までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から10までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合は、1から10までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第15 共同生活援助

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費 (1日につき)

1 共同生活援助サービス費 (1日につき)

(割る)

(割る)

イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)

- (1) 区分6 667単位
- (2) 区分5 552単位
- (3) 区分4 471単位
- (4) 区分3 381単位
- (5) 区分2 292単位
- (6) 区分1以下 243単位

ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)

- (1) 区分6 616単位
- (2) 区分5 500単位
- (3) 区分4 421単位
- (4) 区分3 331単位
- (5) 区分2 243単位
- (6) 区分1以下 198単位

ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)

- (1) 区分6 583単位
- (2) 区分5 467単位
- (3) 区分4 387単位
- (4) 区分3 298単位
- (5) 区分2 209単位
- (6) 区分1以下 170単位

ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)

- (1) 区分6 697単位
- (2) 区分5 582単位
- (3) 区分4 501単位
- (4) 区分3 411単位
- (5) 区分2 322単位
- (6) 区分1以下 272単位

注 1 イからニまでについては、障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者）にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日まで

イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)

- (1) 区分6 600単位
- (2) 区分5 456単位
- (3) 区分4 372単位
- (4) 区分3 297単位
- (5) 区分2 188単位
- (6) 区分1以下 171単位

ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)

- (1) 区分6 717単位
- (2) 区分5 569単位
- (3) 区分4 481単位
- (4) 区分3 410単位
- (5) 区分2 290単位
- (6) 区分1以下 273単位

注 1 イについては、障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者）にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日まで

社サービスマン若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービスマン基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における指定共同生活援助（指定障害福祉サービスマン基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。注3において同じ。）（注3に規定する障害者を除く。）に対し、指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービスマン基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

(削る)

(削る)

(削る)

で障害福祉サービスマン若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービスマン基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における指定共同生活援助（指定障害福祉サービスマン基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。注3において、指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービスマン基準第208条第1項第1号に掲げる世話人（注3において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（同項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（注2に規定する指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、注2及び注3に規定する指定共同生活援助事業所以外の指定共同生活援助事業所において、指

定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合には、1からハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| (1) <u>注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合</u> | |
| (イ) <u>区分6</u> | <u>444単位</u> |
| (ロ) <u>区分5</u> | <u>398単位</u> |
| (ハ) <u>区分4</u> | <u>364単位</u> |

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| (2) <u>注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合</u> | |
| (イ) <u>区分6</u> | <u>393単位</u> |
| (ロ) <u>区分5</u> | <u>346単位</u> |
| (ハ) <u>区分4</u> | <u>314単位</u> |

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| (3) <u>注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合</u> | |
| (イ) <u>区分6</u> | <u>359単位</u> |
| (ロ) <u>区分5</u> | <u>313単位</u> |
| (ハ) <u>区分4</u> | <u>281単位</u> |

6 三については、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

7 共同生活援助サービス費(注5に規定する場合を含む。)の算定に当たって、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)及び(5)に該当する

2 令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、1にかかわらず、次に掲げる単位数を算定する。ただし、これらの規定に基づき居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) <u>区分6</u> | <u>369単位</u> |
| (2) <u>区分5</u> | <u>306単位</u> |
| (3) <u>区分4</u> | <u>270単位</u> |

3 ロについては、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

4 共同生活援助サービス費(注2に規定する場合を含む。)の算定に当たって、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)及び(5)に該当する

場合にあつては、(3)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、(4)及び(5)に該当する場合にあつては、(4)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 共同生活住居 (指定障害福祉サービス基準第124条第1項第2号に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。) の入居定員が8人以上である場合 100分の95
(4)・(5) (略)

5 法第76条の3第1項の規定に基づき情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

9 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間 (居宅介護を受けている間 (注2の適用を受けている間に限る。)) 及び重度訪問介護を受けている間 (

場合にあつては、(3)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、(4)及び(5)に該当する場合にあつては、(4)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 共同生活住居 (指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。(4)及び(5)において同じ。) の入居定員が8人以上である場合 100分の95
(4)・(5) (略)

(新設)

(新設)

8 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であつても、減算しない。

(新設)

9 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間 (居宅介護を受けている間 (注5の適用を受けている間に限る。)) 及び重度訪問介護を受けている間 (

注2の適用を受けている間に限る。)を除く。)は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)

(割る)

(割る)

イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)

- (1) 区分6 997単位
- (2) 区分5 860単位
- (3) 区分4 771単位
- (4) 区分3 524単位

ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)

- (1) 区分6 1,168単位
- (2) 区分5 1,028単位
- (3) 区分4 938単位
- (4) 区分3 672単位

注1 イについては、障害者(身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者)にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがあるものに限る。注5において同じ。) (注5に規定する障害者を除く。) に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する日中

注5の適用を受けている間に限る。)を除く。)は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)

イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)

- (1) 区分6 1,105単位
- (2) 区分5 989単位
- (3) 区分4 907単位
- (4) 区分3 650単位

ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)

- (1) 区分6 1,021単位
- (2) 区分5 904単位
- (3) 区分4 822単位
- (4) 区分3 574単位

ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)

- (1) 区分6 969単位
- (2) 区分5 852単位
- (3) 区分4 770単位
- (4) 区分3 528単位

ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)

- (1) 区分6 1,135単位
- (2) 区分5 1,019単位
- (3) 区分4 937単位
- (4) 区分3 677単位

注1 イからニまでについては、障害者(身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者)にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがあるものに限る。注5に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。)

サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

(削る)

(削る)

(削る)

2 日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(6)までの場合に並び、それぞれ1日につき掲げる単位数を算定する。ただし

を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に規定する世話人(注3において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(同項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。)において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、注2及び注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

5 日中を共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第213条の3に規定する共同生活住居をいう。以下この1の2において同じ。)以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は

だし、注4に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。

(1) 区分6	765単位
(2) 区分5	627単位
(3) 区分4	539単位
(4) 区分3	407単位
(5) 区分2	270単位
(6) 区分1以下	253単位

、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に並び、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、注7に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	910単位
(二) 区分5	793単位
(三) 区分4	712単位
(四) 区分3	563単位
(五) 区分2	414単位
(六) 区分1以下	360単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	826単位
(二) 区分5	709単位
(三) 区分4	627単位
(四) 区分3	486単位
(五) 区分2	337単位
(六) 区分1以下	292単位

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	774単位
(二) 区分5	657単位
(三) 区分4	575単位
(四) 区分3	440単位
(五) 区分2	292単位
(六) 区分1以下	252単位

3 令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助

6 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助

を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に並び、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、これらの規定に基づき居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

- | | |
|---------|-------|
| (1) 区分6 | 565単位 |
| (2) 区分5 | 505単位 |
| (3) 区分4 | 467単位 |

4 令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け利用者であつて、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に並び、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定する。ただし、これらの規定に基づき居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に並び、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 | |
| ㊴ 区分6 | 698単位 |
| ㊵ 区分5 | 651単位 |
| ㊶ 区分4 | 617単位 |

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 | |
| ㊴ 区分6 | 612単位 |
| ㊵ 区分5 | 566単位 |
| ㊶ 区分4 | 533単位 |

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 | |
| ㊴ 区分6 | 561単位 |
| ㊵ 区分5 | 515単位 |
| ㊶ 区分4 | 482単位 |

7 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け利用者であつて、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に並び、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定する。

(1) 区分6	454単位
(2) 区分5	394単位
(3) 区分4	356単位

5 ㄱについては、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であつて、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(6)までの場合に応じ、年50日以内に限り、それぞれ1日につき次に掲げる所定単位数を算定する。

(1) 区分6	929単位
(2) 区分5	787単位

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

ㄱ 区分6	605単位
ㄴ 区分5	558単位
ㄷ 区分4	525単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

ㄱ 区分6	520単位
ㄴ 区分5	474単位
ㄷ 区分4	440単位

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

ㄱ 区分6	469単位
ㄴ 区分5	422単位
ㄷ 区分4	389単位

8 ㄴについては、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であつて、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合は、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 区分6	940単位
(2) 区分5	824単位

(3) 区分4	695単位
(4) 区分3	546単位
(5) 区分2	408単位
(6) 区分1以下	389単位

7 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（注2から注4まで及び注6に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)～(4) (略)

8 法第76条の3第1項の規定に基づき情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

9 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

10 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害

(3) 区分4	742単位
(4) 区分3	590単位
(5) 区分2	441単位
(6) 区分1以下	387単位

10 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（注5から注7まで及び注9に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

11 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

12 利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害

福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注3及び注4の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（注3及び注4の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、日中サービス支援型共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	171単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	115単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	273単位
（割る）	
（割る）	

注1 イについては、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。注2及び注3において同じ。）（注3に規定する障害者を除く。）に對し、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、基本サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する基本サービス

福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注6及び注7の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（注6及び注7の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、日中サービス支援型共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	243単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	198単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	170単位
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	114単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	272単位

注1 イからホまでについては、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に對して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、基本サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(削る)

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項第1号に規定する世話人(注3及び注4において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(削る)

3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(注2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(削る)

4 ハについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(注2及び注3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロについては、障害者(注3に規定する障害者を除く。)に対し、注1に規定するもの以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号)附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5 三については、注2から注4までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号)附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 ハについては、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、基本サービス（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

4 イからハまでに掲げる外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合
100分の90

(4) (略)

5 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 ホについては、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

7 イからホまでに掲げる外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第213条の13に規定する共同生活住居をいう。(4)において同じ。）の入居定員が8人以上である場合 100分の90

(4) (略)

(新設)

(新設)

8 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

8 指定障害福祉サービス基準第213条の222において準用

(新設)

する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

9 (略)

9 (略)

1の2の3 退居後共同生活援助サービス費 2,000単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定共同生活援助事業所の従業者が、当該指定共同生活援助事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について2のイの自立生活支援加算(1)又はハの自立生活支援加算(Ⅱ)を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の日の属する月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定する。ただし、3月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定できるものとする。

1の2の4 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費

(新設)

2,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について2のイの自立生活支援加算(1)又はハの自立生活支援加算(Ⅱ)が算定されていた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の日の属する月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定する。ただし、3月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定できるものとする。

1の3 受託居宅介護サービス費

イ (略)

ロ 所要時間15分以上30分未満の場合

194単位

ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 263単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数

ニ 所要時間1時間30分以上の場合 564単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加算した単位数

注 (略)

1の3の2 人員配置体制加算

イ 人員配置体制加算(1)

(1) 区分4以上

83単位

(2) 区分3以下

77単位

ロ 人員配置体制加算(II)

(1) 区分4以上

33単位

(2) 区分3以下

31単位

ハ 人員配置体制加算(III)

ニ 人員配置体制加算(IV)

84単位

ホ 人員配置体制加算(V)

(1) 区分4以上

33単位

(2) 区分3

138単位

ヘ 人員配置体制加算(VI)

(1) 区分4以上

121単位

(2) 区分3

53単位

ト 人員配置体制加算(VII)

(1) 区分4以上

45単位

(2) 区分3以下

131単位

チ 人員配置体制加算(VIII)

(1) 区分4以上

112単位

(2) 区分3以下

50単位

42単位

1の3 受託居宅介護サービス費

イ (略)

ロ 所要時間15分以上30分未満の場合

193単位

ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 262単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数

ニ 所要時間1時間30分以上の場合 561単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加算した単位数

注 (略)

(新設)

リ	人員配置体制加算Ⅳ	134単位
リ	人員配置体制加算Ⅴ	50単位
ル	人員配置体制加算Ⅵ	128単位
ル	人員配置体制加算Ⅶ	49単位
ロ	人員配置体制加算Ⅷ	73単位
カ	人員配置体制加算Ⅸ	28単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合（一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者に対して行う場合を除く。以下この1の3の2において同じ。）に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあつては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

4 三については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に

適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づき居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イからハまでを算定している場合は、算定しない。

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

6 ヘについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホを算定している場合は、算定しない。

7 トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホ又はヘを算定している場合は、算定しない。

8 チについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホからトまでを算定している場合は、算定しない。

9 リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあつては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからチまでを算定している場合は、算定しない。

10 スについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあつては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからリまでを算定している場合は、算定しない。

11 ルについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に

適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であつて、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからヌまでを算定している場合は、算定しない。

12 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であつて、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからルまでを算定している場合は、算定しない。

13 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

14 カについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者

に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、注を算定している場合は、算定しない。

1の4 (略)

1の4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(1) 51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(1) 41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。）、第213条の4（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附

1の4 (略)

1の4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

(新設) 41単位

(新設)

注 視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。）、第213条の4（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)、第213条の4(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。))又は第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の4の3 (略)

1の4の4 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の4の5 ピアサポート実施加算

100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、法第4条第1項に規定する障害者(以下この注及び1の4の6において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと都道府県知事が認める者(以下この注及び1の4の6において「障害者等」という。)である従業者であつて、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 2のハの自立生活支援加算Ⅲを算定していること。

(2) 障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業

1の4の3 (略)

(新設)

(新設)

者として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。）配置していること。

- (3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

1の4の6 退居後ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、障害者等である従業者であつて、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 1の2の3の退居後共同生活援助サービス費又は1の2の4の退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していること。

(2) 障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。）配置していること。

(3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

1の5 夜間支援等体制加算

イ 夜間支援等体制加算(1)

(1)～(19) (略)

(20) 夜間支援対象利用者が21人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）

(新設)

1の5 夜間支援等体制加算

イ 夜間支援等体制加算(1)

(1)～(19) (略)

(20) 夜間支援対象利用者が21人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居している場合に限る。）

(一)～(三) (略)

(21)～(29) (略)

ロ～ハ (略)

注 1～6 (略)

1の5の2 (略)

1の6 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

注 1 (略)

2 イの重度障害者支援加算(1)が算定されている指定共同

生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

3 (略)

4 ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

5 イの重度障害者支援加算(1)が算定されている指定共同

生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所

(一)～(三) (略)

(21)～(29) (略)

ロ～ハ (略)

注 1～6 (略)

1の5の2 (略)

1の6 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

注 1 (略)

(新設)

2 (略)

(新設)

(新設)

定単位数に500単位を加算する。

6 注2の加算が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

7 ロの重度障害者支援加算Ⅲが算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算する。

8 注4の加算が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

1の7 (略)

1の8 日中支援加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の9 集中的支援加算

イ 集中的支援加算(1)

1,000単位

(新設)

(新設)

(新設)

1の7 (略)

1の8 日中支援加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

ロ 集中的支援加算Ⅱ)

500単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算する。

2 自立生活支援加算

イ 自立生活支援加算Ⅰ)

1,000単位

ロ 自立生活支援加算Ⅱ)

500単位

ハ 自立生活支援加算Ⅲ)

- ① 利用期間が3年以内の場合 80単位
- ② 利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72単位
- ③ 利用期間が4年を超えて5年以内の場合 56単位
- ④ 利用期間が5年を超える場合 40単位

注1 イについては、居室における单身等での生活を本人が希望し、かつ、单身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。注3を除き、以下この2において同じ。）の退居に向けて、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型共同生活援助事業所の従業者が、共同生活援助計

2 自立生活支援加算

500単位

(新設)
(新設)
(新設)

(新設)

画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（以下この注1において単に「計画」という。）を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、計画の見直しを行った日の属する月から起算して6月以内の期間（当該利用者が退居した場合には、退居した日の属する月までの期間）に限り、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が退居後に他の社会福祉施設等に入所することを希望している場合においては、算定しない。

2 ロについては、居宅における单身等での生活を本人が希望し、かつ、单身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者が、日中サービス支援型共同生活援助計画を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあつては、算定しない。

3 ハについては、居宅における单身等での生活を本人が希望し、かつ、单身等での生活が可能であると見込まれ

注 居宅における单身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。）

1) の退居に先立って、指定共同生活援助事業所等の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあつては、算定しない。

(新設)

る利用者の退居に向けて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定事業所が、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であつて、イを算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位数を加算する。

5 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であつて、イを算定しているものが、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として、更に500単位数を加算する。

3～5 (略)

6 地域生活移行個別支援特別加算

670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと

(新設)

(新設)

3～5 (略)

6 地域生活移行個別支援特別加算

670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと

して都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合においては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

6の2～8（略）

8の2 障害者支援施設等感染対策向上加算

イ 障害者支援施設等感染対策向上加算Ⅰ

ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算Ⅱ

10単位

5単位

注1 イについては、以下の(1)から(3)のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。

(2) 指定障害福祉サービス基準第212条の4（指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この(2)において「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この(2)において同じ。）の発生時等の対応を取り決めることともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

(3) 医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定

して都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」という。）が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合においては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

6の2～8（略）

(新設)

する感染対策向上加算（注2において「感染対策向上加算1」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

2 ロについては、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

8の3 新興感染症等施設療養加算 240単位

注 利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定共同生活援助等を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで(1の2、1の2の2、1の2の4、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)、10のイの(1)、10のロの(1)及び11のイにおいて同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3まで(1の2の2から1の3まで、1の4の5から1の5まで、1の8及び8を除く。ロの(2)、ハの(2)、10のイの(2)、10のロの(2)及び11のロにおいて同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3まで(1の2の3、1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。ロの(3)、ハの(3)、10のイの(3)、10のロの(3)及び11のハにおいて同じ。)により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで(1の2、1の2の2、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)、10のイの(1)、10のロの(1)及び11のイにおいて同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7まで(1の2の2、1の3、1の5及び1の8の1を除く。ロの(2)、ハの(2)、10のイの(2)、10のロの(2)及び11のロにおいて同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8まで(1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。ロの(3)、ハの(3)、10のイの(3)、10のロの(3)及び11のハにおいて同じ。)により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の35に

35に相当する単位数

- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

相当する単位数

- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7の3までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7の3までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

<p>職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所の場合 1 から <u>8</u> の 3 までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数</p> <p>ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の2から <u>8</u> の 3 までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数</p> <p>ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の2の2から <u>8</u> の 3 までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数</p>	<p>職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所の場合 1 から <u>8</u> までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数</p> <p>ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の2から <u>7</u> までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数</p> <p>ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の2の2から <u>8</u> までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数</p>
---	---

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及

び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

名 冊 総	名 冊 編
<p>別表 介護給付費等単位数表</p> <p>第 1 居宅介護 1～4の2 (略)</p> <p>5 福祉・介護職員等処遇改善加算</p> <p>注 1 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設)のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合については、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数</p> <p>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数</p> <p>2 令和7年3月31日までの間、別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員</p>	<p>別表 介護給付費等単位数表</p> <p>第 1 居宅介護 1～4の2 (略)</p> <p>5 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合については、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数</p> <p>(新設)</p>

等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市長村長に届け出た指定居宅介護事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(1) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(2) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(3) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(4) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(5) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(6) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(7) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(8) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位
数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位
数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位
数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位
数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位
数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位
数

(削る)

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適
合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善
等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届
け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介
護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲
げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一
方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の
加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

(別) (割る)

第2 重度訪問介護

1～5の3 (略)

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の219に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(注1の加算を算定している

7 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合は、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 重度訪問介護

1～5の3 (略)

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(新設)

ものを除く。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(1) 1から5の3までにより算定した単位数の298に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(2) 1から5の3までにより算定した単位数の289に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(3) 1から5の3までにより算定した単位数の283に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(4) 1から5の3までにより算定した単位数の274に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(5) 1から5の3までにより算定した単位数の244に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(6) 1から5の3までにより算定した単位数の229に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(7) 1から5の3までにより算定した単位数の224に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(8) 1から5の3までにより算定した単位数の228に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(9) 1から5の3までにより算定した単位数の209に相当する単位数

数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から5の3
でにより算定した単位数の179に相当する単位
数

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から5の3
でにより算定した単位数の174に相当する単位
数

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から5の3
でにより算定した単位数の164に相当する単位
数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から5の3
でにより算定した単位数の154に相当する単位
数

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から5の3
でにより算定した単位数の109に相当する単位
数

(削る)

(削る)

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1) 1から5の3
でにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5の3
でにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

第3 同行援護

1～4 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から4までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から4までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場

職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、1から5の3までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 同行援護

1～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(新設)

合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の372に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の343に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の357に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の328に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の298に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の283に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の254に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の302に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の239に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の209に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の228に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の194に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から4までに

より算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

(削る)

(削る)

第4 行動援護

1～4の2 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

1 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1) 1から4までに

より算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4までに

より算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

7 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合は、1から4までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第4 行動援護

1～4の2 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の382に相当する単位数
 - ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の367に相当する単位数
 - ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の312に相当する単位数
 - ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の248に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(1) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の337に相当する単位数
 - (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(2) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の318に相当する単位数
 - (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(3) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の322に相当する単位数
 - (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(4) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数

定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の175に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(新設)

-
- 数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位
数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の258に相当する単位
数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の240に相当する単位
数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位
数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の225に相当する単位
数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の195に相当する単位
数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の203に相当する単位
数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位
数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位
数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位
数
-

(削る)

(削る)

第5 療養介護

1～5の2 (略)

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算は算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

7 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合は、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第5 療養介護

1～5の2 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間に、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げ

算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から5の2まで
により算定した単位数の137に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から5の2まで
により算定した単位数の1000分の135に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から5の2まで
により算定した単位数の1000分の116に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から5の2まで
により算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- ① 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(1) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- ② 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(2) 1から5の2までにより算定した単位数の120に相当する単位数
- ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(3) 1から5の2までにより算定した単位数の107に相当する単位数
- ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(4) 1から5の2までにより算定した単位数の118に相当する単位数
- ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(5) 1から5の2までにより算定した単位数の92に相当する単位数

るその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(新設)

- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(6) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅶ(7) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅷ(8) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅷ(9) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅷ(10) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅷ(11) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅷ(12) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅷ(13) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅷ(14) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

(削る)

(削る)

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

第6 生活介護

1～13の8 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の101に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の84に相当する単位数)

三 福祉・介護職員等処遇改善加算(1) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数(

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5の2までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第6 生活介護

1～13の8 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の61に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の44に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の25に相当する単位数)

指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する
単位数)

(新設)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める
基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実
施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出
た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（注
1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し
指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、
当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単
位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算
定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算
定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(1) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の90に相当す
る単位数)

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(2) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の84に相当す
る単位数)

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(3) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(4) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(5) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当す
る単位数)

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(6) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(7) 1から13の8ま

でにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当す
る単位数)

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当す
る単位数)

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の54に相当す
る単位数)

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当す
る単位数)

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当す
る単位数)

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の37に相当す
る単位数)

(削る)

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護
職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの
として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事

業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、1から13の8までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第7 短期入所

1～13の3 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い

(削る)

第7 短期入所

1～13の3 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区

分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から13の3までにより算定した単位数の159に相当する単位数
 - ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1から13の3までにより算定した単位数の138に相当する単位数
 - ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別にこのも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(ⅴ)(1) 1から13の3までにより算定した単位数の131に相当する単位数
 - (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(ⅴ)(2) 1から13の3までにより算定した単位数の136に相当する単位数
 - (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(ⅴ)(5) 1から13の3までにより算定した単位数の108に相当する単位数
 - (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(ⅴ)(7) 1から13の3までにより算定した単位数の108に相当する単位数

令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
(新設)

数

- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(削る)

(削る)

- 第8 重度障害者等包括支援
1～2の9 (略)
- 3 福祉・介護職員等処遇改善加算

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1から13の3までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、1から13の3までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 第8 重度障害者等包括支援
1～2の9 (略)
- 3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の223に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の162に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ(1) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数

② 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ(2) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の199に相当する単位数

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
(新設)

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(5) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の154に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(7) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(8) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(10) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(11) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(13) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(14) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
(削る)

(削る)

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重

第9 施設入所支援

1～13の6 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から13の6までにより算定した単位数の159に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から13の6までにより算定した単位数の138に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等(注1の加算を算定しているものを除く。)が利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1～13の6 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(新設)

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (削る)

(削る)

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13の6までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

第10 自立訓練 (機能訓練)

1～8の5 (略)

9 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練 (機能訓練) 事業所等、基準該当自立訓練 (機能訓練) 事業所又は病院等基準該当自立訓練 (機能訓練) 事業所 (国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。) が、利用者に対し、指定自立訓練 (機能訓練) 等、基準該当自立訓練 (機能訓練) 又は病院等基準該当自立訓練 (機能訓練) を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000分の125に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000分の99に相当する単位数)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、1から13の6までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10 自立訓練 (機能訓練)

1～8の5 (略)

9 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練 (機能訓練) 事業所等、基準該当自立訓練 (機能訓練) 事業所又は病院等基準該当自立訓練 (機能訓練) 事業所 (国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。) が、利用者に対し、指定自立訓練 (機能訓練) 等、基準該当自立訓練 (機能訓練) 又は病院等基準該当自立訓練 (機能訓練) を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000分の68に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

三 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

（新設）

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ(1) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ(2) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ(3) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ(4) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ(5) 1から8の5ま

- でにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000分の89に相当する単位数)
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000分の85に相当する単位数)
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000分の81に相当する単位数)
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000分の67に相当する単位数)
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000分の63に相当する単位数)
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000分の59に相当する単位数)
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

（指定障害者支援施設にあっては、1000分の41に相当する単位数）

(削る)

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合は、1から8の5までにより算定した単位数の1000分

(削る)

第11 自立訓練（生活訓練）

1～12の5（略）

13 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から12の5までにより算定した単位数の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の125に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から12の5までにより算定した単位数の134に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の99に相当する単位数）

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の81に相当する単位数）

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施

の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第11 自立訓練（生活訓練）

1～12の5（略）

13 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の68に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

（新設）

施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(1) 1から12の5までにより算定した単位数の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の107に相当する単位数）
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(2) 1から12の5までにより算定した単位数の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の107に相当する単位数）
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(3) 1から12の5までにより算定した単位数の116に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(4) 1から12の5までにより算定した単位数の116に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(5) 1から12の5までにより算定した単位数の102に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の89に相当する単位数）
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(6) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(7) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

- (指定障害者支援施設にあっては、1000分の85に相当する単位数)
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数)
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数)
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の63に相当する単位数)
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の59に相当する単位数)
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の41に相当する単位数)
- (削る)

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業

所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準
該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げ
る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつて
は、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から12の5ま
でにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（
指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単
位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から12の5ま
でにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（
指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単
位数）

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護
職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの
として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（
生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業
所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準
該当自立訓練（生活訓練）を行った場合は、1から12の5ま
でにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所
定単位数に加算する。

第12 就労移行支援

1～15の7（略）

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護
職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事
に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は
独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18にお
いて同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行っ
た場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日

(削る)

第12 就労移行支援

1～15の7（略）

16 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職
員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知
事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園
又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2に
おいて同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行
った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる

単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の107に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の89に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の71に相当する単位数)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の94に相当する単位数)

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1から15の7ま

までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の67に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の49に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の27に相当する単位数)

(新設)

-
- でにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の89に相当する単位数)
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(3) 1 から15の7までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(4) 1 から15の7までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(5) 1 から15の7までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の76に相当する単位数)
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(6) 1 から15の7までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(7) 1 から15の7までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の67に相当する単位数)
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(8) 1 から15の7までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の76に相当する単位数)
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(9) 1 から15の7までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(10) 1 から15の7までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の54に相当する単位数)
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(11) 1 から15の7までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の58に相当する単位数)
-

12) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(12) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数
13) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅶ(13) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数)

14) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅷ(14) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の36に相当する単位数)

(割る)

(割る)

17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

18 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、1か

第13 就労継続支援A型

1～14の5 (略)

15 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の105に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の87に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続

ら15の7までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第13 就労継続支援A型

1～14の5 (略)

15 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の65に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の47に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数)

(新設)

統支援A型事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(1) 1 から14の5までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の92に相当する単位数）
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(2) 1 から14の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の87に相当する単位数）
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(3) 1 から14の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(4) 1 から14の5までより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(5) 1 から14の5までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の74に相当する単位数）
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(6) 1 から14の5までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(7) 1 から14の5までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の66に相当する単位数）
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ(8) 1 から14の5までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の74に相当する単位数）

- る単位数)
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の53に相当する単位数)
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数)
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数)
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の35に相当する単位数)

(削る)

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない

一

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1) 1から14の5ま

でにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合は、1から14の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14 就労継続支援B型

1～16の4（略）

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の64に相当する単位数）

（削る）

第14 就労継続支援B型

1～16の4（略）

17 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の104に相当す

る単位数)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の86に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(1) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の91に相当する単位数)

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(2) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数)

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(3) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)

(新設)

-
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の771に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の74に相当する単位数)
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の66に相当する単位数)
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の73に相当する単位数)
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の53に相当する単位数)
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の56に相当する単位数)
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の48に相当する単位数)
-

る単位数)

14) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅵ(14) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の35に相当する単位数)

(削る)

18) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数)

19) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合は、1から16の4までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算す

(削る)

第14の2 就労定着支援

1～6 (略)

7 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算は算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から6までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から6までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から6までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(1) 1から6までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(2) 1から6まで

る。

第14の2 就労定着支援

1～6 (略)

7 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8及び9において同じ。)が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から6までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から6までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から6までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
(新設)

より算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から6までに
より算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から6までに
より算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から6までに
より算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から6までに
より算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から6までに
より算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から6までに
より算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から6までに
より算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(削る)

(削る)

第14の3 自立生活援助

1～10 (略)

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1から6までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合は、1から6までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14の3 自立生活援助

1～10 (略)

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から10までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から10までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から10までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から10までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から10までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から10までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から10までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(新設)

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(W)(3) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(W)(4) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(W)(5) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(W)(6) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(W)(7) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(W)(8) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(W)(9) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(W)(10) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(W)(11) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(W)(12) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の50に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(W)(13) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(W)(14) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (割る)

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合に

(削る)

第15 共同生活援助

1～8の3 (略)

9 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで(1の2、1の2の2、1の2の4、1の3及び1の5の2を除く。以下この9において同じ。)により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

あつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1) 1から10までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1) 1から10までにより算定した単位数の1000分の151に相当する単位数

13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合は、1から10までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第15 共同生活援助

1～8の3 (略)

9 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで(1の2、1の2の2、1の2の4、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)、10のイの(1)、10のロの(1)及び11のイにおいて同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

- 1の2から8の3まで（1の2の2から1の3まで、1の4の5から1の5まで、1の8及び8を除く。以下この9において同じ。）により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3まで（1の2の3、1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。以下この9において同じ。）により算定した単位数の1000分の211に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の192に相当する単位数
- 三 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで

- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3まで（1の2の2から1の3まで、1の4の5から1の5まで、1の8及び8を除く。ロの(2)、ハの(2)、100イの(2)、100ロの(2)及び11のロにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3まで（1の2の3、1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。ロの(3)、ハの(3)、10のイの(3)、100ロの(3)及び11のハにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

により算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等(注1の加算を算定しているものを除く。)
が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

(新設)

-
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数
- ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の
-

の98に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合

1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

チ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の

1000分の166に相当する単位数

リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

1000分の119に相当する単位数

ヌ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

1000分の96に相当する単位数

ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数

1000分の126に相当する単位数

ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数

(割る)

- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数
- ㄮ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数
- ㄿ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に並び、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

Ⅱ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1

(割る)

の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の
26に相当する単位数

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及

び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

名 冊 巻	名 冊 編
<p>別表 介護給付費等単位数表 第1～第5 (略) 第6 生活介護 1～9 (略) 10 食事提供体制加算 30単位</p> <p>注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第24項に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。)にあつては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入</p>	<p>別表 介護給付費等単位数表 第1～第5 (略) 第6 生活介護 1～9 (略) 10 食事提供体制加算 30単位</p> <p>注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。)にあつては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入</p>

所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

11～16 (略)

第7 (略)

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1)～(3) (略)

ロ・ハ (略)

注 1～12 (略)

2～5 (略)

第9・第10 (略)

第11 自立訓練(生活訓練)

1～5 (略)

5の2 日中支援加算

270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援セン

所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(3) (略)

11～16 (略)

第7 (略)

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1)～(3) (略)

ロ・ハ (略)

注 1～12 (略)

2～5 (略)

第9・第10 (略)

第11 自立訓練(生活訓練)

1～5 (略)

5の2 日中支援加算

270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援セン

ター（法第5条第28項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、医師診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の1の8の注2において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができない場合又は就労することができない場合において、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

5の3～15（略）

第11の2 就労選択支援

1 就労選択支援サービス費（1日につき） 1,210単位

注1 指定就労移行支援等（第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等をいう。以下この注1において同じ。）、指定就労継続支援A型等（第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等をいう。以下この注1において同じ。）若しくは指定就労継続支援B型等（第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は第14の1のトに規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下この注1において同じ。）を利用する意向を有する者又は現に指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等を利用している者に対して、指定障害福祉サービス基準第173条の2に規定する指定就労選択支援（以下「指定就労選択支援1」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 就労選択支援サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

ター（法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、医師診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の1の8の注2において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができない場合又は就労することができない場合において、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

5の3～15（略）

（新設）

- 3 法第76条の3第1項の規定に基づき情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 指定障害福祉サービス基準第173条の9において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 指定障害福祉サービス基準第173条の9において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6 指定障害福祉サービス基準第173条の9において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている場合は、特定事業所集中減算として、200単位を所定単位数から減算する。
- 8 利用者が就労選択支援以外の障害福祉サービスを受けている間は、就労選択支援サービス費は、算定しない。
- 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
- イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I) 51単位
- ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II) 41単位
- 注1 イについては、視覚障害者等である指定就労選択支援の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者について)、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。)が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福

社サービス基準第173条の3に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労選択支援の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所（指定障害福祉サービス基準第173条の3第1項に規定する指定就労選択支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定就労選択支援の利用者の数が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第173条の3に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労選択支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択事業所において、指定指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定障害福祉サービス基準第173条の3第1項に規定する指定就労選択支援事業者が、指定障害福祉サービス基準第173条の9において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項又は第2項に規定する利用者負担

額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等である利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労選択支援事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労選択支援事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労選択支援事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(1)

15単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II)

10単位

ハ 福祉専門職員配置等加算(III)

6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第173条の

3の規定により置くべき就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの福祉専門職員配置等加算(イ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの福祉専門職員配置等加算(イ)又はロの福祉専門職員配置等加算(ロ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 就労選択支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

7 欠席時対応加算

94単位

注 指定就労選択支援事業所において指定就労選択支援を利用する利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、当該指定就労選択支援の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第173条の3の規定により指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録したときに、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 医療連携体制加算

イ	医療連携体制加算Ⅰ)	32単位
ロ	医療連携体制加算Ⅱ)	63単位
ハ	医療連携体制加算Ⅲ)	125単位
ニ	医療連携体制加算Ⅳ)	
	① 看護を受けた利用者が1人	800単位
	② 看護を受けた利用者が2人	500単位
	③ 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	400単位
ホ	医療連携体制加算Ⅴ)	500単位
ヘ	医療連携体制加算Ⅵ)	100単位
	注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	
	2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	
	3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	
	4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に及び、1日につき所定単位数を加算する。ただし、	

イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

6 ヘについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

9 送迎加算

イ 送迎加算(1)

21単位

ロ 送迎加算(2)

10単位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労選択支援事業所（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この9において同じ。）において、利用者（当該指定就労選択支援事業所と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居室等と指定就労選択支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

10 在宅時生活支援サービス加算

300単位

注 指定就労選択支援事業所が、居室において支援を受けるこ

とを希望する利用者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村長が認めるものに対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から10までにより算定した単位数の103に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から10までにより算定した単位数の101に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から10までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

第12～第14の2 (略)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ～ハ (略)

注 1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第21項に規定する主務省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、第15の1の3の2の注1に規定する指定共同生活援助等を行う住居若しくは法第5条第29項に規定する福祉ホームに入所等をしていた障害者であつて、退所等をしてから1

第12～第14の2 (略)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ～ハ (略)

注 1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する主務省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、第15の1の3の2の注1に規定する指定共同生活援助等を行う住居若しくは法第5条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしていた障害者であつて、退所等をしてから1

年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の地域生活支援員（指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員をいう。以下同じ。）が、1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助（指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～7 (略)

8 イからハまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。）の平均値が、規則第6条の10の6において定める法第5条第17項に規定する主務省令で定める期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

9～13 (略)

2～11 (略)

第15 (略)

年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の地域生活支援員（指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員をいう。以下同じ。）が、1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助（指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～7 (略)

8 イからハまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。）の平均値が、規則第6条の10の6において定める法第5条第16項に規定する主務省令で定める期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

9～13 (略)

2～11 (略)

第15 (略)

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部改正)

第四条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

<p>一 (略)</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>イ 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数</p> <p>(1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)) 第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。) を受けた者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数</p> <p>(一) (二)に掲げる者以外のもの <u>九六、四八〇単位</u></p> <p>(二) 六十五歳以上の者又は介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号) 第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者 (以下「介護保険給付対象者」と総称する。)</p> <p><u>六七、六八〇単位</u></p> <p>(2) 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数</p> <p>(一) (二)に掲げる者以外のもの <u>七四、三一〇単位</u></p> <p>(二) 介護保険給付対象者 <u>四五、五一〇単位</u></p>	<p>一 (略)</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>イ 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数</p> <p>(1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)) 第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。) を受けた者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数</p> <p>(一) (二)に掲げる者以外のもの <u>九四、七七〇単位</u></p> <p>(二) 六十五歳以上の者又は介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号) 第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者 (以下「介護保険給付対象者」と総称する。)</p> <p><u>六六、五四〇単位</u></p> <p>(2) 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数</p> <p>(一) (二)に掲げる者以外のもの <u>七一、七八〇単位</u></p> <p>(二) 介護保険給付対象者 <u>四四、五五〇単位</u></p>
---	---

- (3) 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
- (一) (二)から(四)までに掲げる者以外のもの 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数
- a 区分六(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。))第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。)に該当する者
六二、〇五〇単位
- b 区分五(区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。)に該当する者
三六、二七〇単位
- c 区分四(区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。)に該当する者
二八、九四〇単位
- d 区分三(区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。)に該当する者
二三、一一〇単位
- (二) 介護保険給付対象者(三)及び(四)に掲げる者を除く。) 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者
二二、九一〇単位
- b 区分五に該当する者
一五、二九〇単位
- c 区分四に該当する者
一四、六二〇単位
- d 区分三に該当する者
一三、九二〇単位
- (三) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費(以下「生活介護サ―

- (3) 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
- (一) (二)から(四)までに掲げる者以外のもの 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数
- a 区分六(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。))第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。)に該当する者
五〇、八〇〇単位
- b 区分五(区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。)に該当する者
三五、六三〇単位
- c 区分四(区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。)に該当する者
二八、四三〇単位
- d 区分三(区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。)に該当する者
二三、七〇〇単位
- (二) 介護保険給付対象者(三)及び(四)に掲げる者を除く。) 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者
二二、九一〇単位
- b 区分五に該当する者
一五、二九〇単位
- c 区分四に該当する者
一四、六二〇単位
- d 区分三に該当する者
一三、九二〇単位
- (三) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費(以下「生活介護サ―

「ビス費等」という。)を算定される者(四に掲げる者を除く。)
次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
二八、七三〇単位

b 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
二〇、八一〇単位

c 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの
一七、六一〇単位

d 区分四に該当する者
一六、二四〇単位

e 区分三に該当する者
一一、五六〇単位

(四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サー
ビス費(以下「共同生活援助サービス費」という。)又は
介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支
援型共同生活援助サービス費(以下「日中サービス支援型
共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(7
及び(8)に掲げる者を除く。)
次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a b及びcに掲げる者以外のもの
四、二六〇単位

b 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の
規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サー
ビス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サー
ビス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定される
もの(cに掲げる者を除く。)
次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数

i 区分六に該当する者
一七、六〇〇単位

ii 区分五に該当する者
一一、一二〇単位

iii 区分四に該当する者
八、六六〇単位

c 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項
の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サ

「ビス費等」という。)を算定される者(四に掲げる者を除く。)
次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
二八、二二〇単位

b 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
二〇、四四〇単位

c 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの
一七、三四〇単位

d 区分四に該当する者
一五、九五〇単位

e 区分三に該当する者
一一、三四〇単位

(四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サー
ビス費(以下「共同生活援助サービス費」という。)又は
介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支
援型共同生活援助サービス費(以下「日中サービス支援型
共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(7
及び(8)に掲げる者を除く。)
次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a b及びcに掲げる者以外のもの
四、一八〇単位

b 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の
規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サー
ビス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サー
ビス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定される
もの(cに掲げる者を除く。)
次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数

i 区分六に該当する者
一七、二九〇単位

ii 区分五に該当する者
一〇、九二〇単位

iii 区分四に該当する者
八、五一〇単位

c 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項
の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サ

ービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サ
ービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定され
る者のうち介護保険給付対象者であるもの

四、二六〇単位

(4) 行動援護に係る支給決定を受けた者(2)及び(3)に掲げる者
を除く。) 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、そ
れぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからeまでに
掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる
単位数

a 区分六に該当する者 三六、五二〇単位

b 区分五に該当する者 二八、一〇〇単位

c 区分四に該当する者 二一、一三〇単位

d 区分三に該当する者 一五、六八〇単位

e 障害児 一九、九五〇単位

(二) 生活介護サービス費等を算定される者(三)に掲げる者を
除く。) 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、そ
れぞれaからeまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 二三、八四〇単位

b 区分五に該当する者 一九、七八〇単位

c 区分四に該当する者 一五、五八〇単位

d 区分三に該当する者 一一、九六〇単位

e 障害児 一九、九五〇単位

(三) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生
活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を
除く。) 二、五九〇単位

(5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)から(4)まで及び(6)
から(8)までに掲げる者を除く。) 次の(一)から(四)までに掲げ
る者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの(介護保険給付対象者を

ービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サ
ービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定され
る者のうち介護保険給付対象者であるもの

四、一八〇単位

(4) 行動援護に係る支給決定を受けた者(2)及び(3)に掲げる者
を除く。) 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、そ
れぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからeまでに
掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる
単位数

a 区分六に該当する者 三五、六六〇単位

b 区分五に該当する者 二七、四四〇単位

c 区分四に該当する者 二〇、六三〇単位

d 区分三に該当する者 一五、三一〇単位

e 障害児 一九、四八〇単位

(二) 生活介護サービス費等を算定される者(三)に掲げる者を
除く。) 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、そ
れぞれaからeまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 二三、二八〇単位

b 区分五に該当する者 一九、三二〇単位

c 区分四に該当する者 一五、二一〇単位

d 区分三に該当する者 一一、六八〇単位

e 障害児 一九、四八〇単位

(三) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生
活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を
除く。) 二、五三〇単位

(5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)から(4)まで及び(6)
から(8)までに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。) 次
の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から
(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからgまでに掲

除く。) 次の a から g までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から g までに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 二八、八〇〇単位

b 区分五に該当する者 二〇、九八〇単位

c 区分四に該当する者 一四、三二〇単位

d 区分三に該当する者 九、一九〇単位

e 区分二(区分命令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者 七、二七〇単位

f 区分一(区分命令第二条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者 六、四一〇単位

g 障害児 一三、二七〇単位

(二) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(三に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。) 次の a から g までに掲げる区分に応じ、それぞれ a から g までに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 二五、五〇〇単位

b 区分五に該当する者 一七、七三〇単位

c 区分四に該当する者 一一、〇七〇単位

d 区分三に該当する者 五、八九〇単位

e 区分二に該当する者 四、〇一〇単位

f 区分一に該当する者 三、一〇〇単位

g 障害児 九、九五〇単位

(三) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの(介護保険給付対象者を除く。)

二二、四五〇単位

(四) 介護保険給付対象者 次の a 又は b に掲げる者の区分に応じ、それぞれ a 又は b に掲げる単位数

a 区分六に該当する者 一、八一〇単位

b 区分五に該当する者 一、一〇〇単位

(6) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定され

る者の区分に応じ、それぞれ a から g までに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 二八、二三〇単位

b 区分五に該当する者 二〇、五七〇単位

c 区分四に該当する者 一四、〇四〇単位

d 区分三に該当する者 九、〇一〇単位

e 区分二(区分命令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者 七、一三〇単位

f 区分一(区分命令第二条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者 六、二八〇単位

g 障害児 一三、〇一〇単位

(二) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(三に掲げる者を除く。) 次の a から g までに掲げる区分に応じ、それぞれ a から g までに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 二五、〇〇〇単位

b 区分五に該当する者 一七、三八〇単位

c 区分四に該当する者 一〇、八五〇単位

d 区分三に該当する者 五、七七〇単位

e 区分二に該当する者 三、九三〇単位

f 区分一に該当する者 三、〇四〇単位

g 障害児 九、七五〇単位

(三) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの

二二、〇一〇単位

(新設)

(6) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定され

る者(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であつて、共同生活援助サービス費のイ若しくはロの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイ若しくはロ、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注2若しくは注6又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

一、四五〇単位

(7) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

一三、七六〇単位

a 区分六に該当する者

一〇、〇〇〇単位

b 区分五に該当する者

七、八二〇単位

c 区分四に該当する者

三、五五〇単位

(三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの(一)に掲げる者を除く。) 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

一一、一五〇単位

る者(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であつて、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイからニまで、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注5の(1)から(3)まで若しくは注9又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

一、四〇〇単位

(7) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

一三、四九〇単位

a 区分六に該当する者

九、八〇〇単位

b 区分五に該当する者

七、六七〇単位

c 区分四に該当する者

三、四八〇単位

(三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの(一)に掲げる者を除く。) 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

一一、九一〇単位

b 区分五に該当する者
c 区分四に該当する者

八、三七〇単位
六、一四〇単位

(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

- (一) 区分六に該当する者
- (二) 区分五に該当する者
- (三) 区分四に該当する者

九、六九〇単位
五、九四〇単位
三、七五〇単位

(9) 同行援護に係る支給決定を受けた者(2)から(8)までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。) 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

- (一) (二)に掲げる者以外のもの
- (二) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。)

一三、八七〇単位
三、八〇〇単位

ロ〜ニ (略)

b 区分五に該当する者
c 区分四に該当する者

八、二一〇単位
六、〇二〇単位

(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

- (一) 区分六に該当する者
- (二) 区分五に該当する者
- (三) 区分四に該当する者

九、五〇〇単位
五、八二〇単位
三、六八〇単位

(9) 同行援護に係る支給決定を受けた者(2)から(8)までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。) 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

- (一) (二)に掲げる者以外のもの
- (二) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。)

一三、二七〇単位
三、六四〇単位

ロ〜ニ (略)

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価の
一部改正)

第五条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単
価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

一 (略)
二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

四級地					三級地			二級地	(略)	地域区分	地域
(略)	(略)	大阪府	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	(略)	東京都	(略)	都道府県	地
(略)	(略)	守口市、大東市、門真市	名古屋市、刈谷市、豊田市	鎌倉市、厚木市	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市	千葉市、成田市、浦安市	(略)	調布市、町田市、狛江市、多摩市	(略)	都道府県	域

改正前

一 (略)
二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

四級地					三級地			二級地	(略)	地域区分	地域
(略)	(略)	大阪府	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	(略)	東京都	(略)	都道府県	地
(略)	(略)	堺市	名古屋市	鎌倉市	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市	千葉市、成田市、印西市	(略)	町田市、狛江市、多摩市	(略)	都道府県	域

		五級地			
千葉県	(略)	神奈川県	(略)	大阪府	(削る)
船橋市、習志野市、印西市	(略)	相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、三浦市、海老名市	(削る)	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、四條畷市	(削る)
千葉県	(略)	茨城県	(略)	埼玉県	(略)
船橋市、習志野市、印西市	(略)	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、つくば市、守谷市、かすみがうら市	(略)	朝霞市、川口市、草加市、戸田市、新座市、八潮市、ふじみ野市	(略)
千葉県	(略)	神奈川県	(略)	大阪府	(削る)
船橋市、習志野市、印西市	(略)	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、愛川町	(略)	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、四條畷市	(削る)

		五級地			
千葉県	(略)	神奈川県	(略)	大阪府	愛知県
船橋市、習志野市、浦安市、袖ヶ浦市	(略)	相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市、海老名市	(略)	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	刈谷市、豊田市
千葉県	(略)	茨城県	(略)	埼玉県	(略)
船橋市、習志野市、浦安市、袖ヶ浦市	(略)	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、取手市、つくば市、守谷市	(略)	朝霞市、新座市、ふじみ野市	(略)
千葉県	(略)	神奈川県	(略)	大阪府	愛知県
船橋市、習志野市、浦安市、袖ヶ浦市	(略)	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町	(略)	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	刈谷市、豊田市

										六級地			
愛知県	(略)	神奈川県	(略)		埼玉県	(略)	栃木県	茨城県	(略)	(略)	京都府	滋賀県	愛知県
岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日	(略)	町、清川村	(略)		川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、三芳町、宮代町、杉戸町、松伏町	(略)	宇都宮市、野木町	古河市、利根町	(略)	(略)	京都市、長岡京市	大津市、草津市、栗東市	知立市、豊明市、みよし市

										六級地			
愛知県	(略)	神奈川県	(略)		埼玉県	(略)	栃木県	茨城県	(略)	(略)	京都府	滋賀県	愛知県
岡崎市、瀬戸市、春日井市、津	(略)	町、二宮町、清川村	(略)		川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、三芳町、宮代町、杉戸町、松伏町	(略)	宇都宮市、下野市、野木町	古河市、龍ヶ崎市、利根町	(略)	(略)	京都市	大津市、草津市	みよし市

七級地							
茨城県	(略)	福岡県	奈良県	(略)	京都府	滋賀県	(略)
(略)		糸島市、那珂川市、粕屋町	大野城市、太宰府市、福津市、	奈良市、大和郡山市、生駒市	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、精華町	彦根市、守山市、甲賀市	井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、江南市、稲沢市、大府市、尾張旭市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村

七級地							
茨城県	(略)	福岡県	奈良県	(略)	京都府	滋賀県	(略)
(略)		大野城市、福津市	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	(略)	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町	彦根市、守山市、栗東市、甲賀市	島市、碧南市、安城市、西尾市、稲沢市、大府市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村

該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。
(削る)

該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

三 前二号にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第6の1の2及び第9の1のホを算定する場合における一単位の単価は、こども家庭庁長官が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）第一号（同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る。）から第三号までの規定を準用する。

第六条　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単

価の一部を次の表のように改正する。

改正後

一 一単位の単価（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）第一号に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価、同号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第五百二十四号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第五百二十五号）第一号に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価をいう。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、短期入所、自立訓練及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）並びに法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）については十円、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等、法第五十一条

改正前

一 一単位の単価（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）第一号に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価、同号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第五百二十四号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第五百二十五号）第一号に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価をいう。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、短期入所、自立訓練及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）並びに法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）については十円、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等、法第五十一条

の十九第一項に規定する一般相談支援事業所又は法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

四級地			三級地			二級地			一級地			地域区分	
(略)	就労移行支援	自立訓練	(略)	就労移行支援	自立訓練	(略)	就労移行支援	自立訓練	(略)	就労移行支援	自立訓練	(略)	サービス種類
(略)		千分の千七十一	(略)		千分の千八十九	(略)		千分の千九十四	(略)		千分の千百十八	(略)	割合
(略)			(略)			(略)			(略)			(略)	合

の十九第一項に規定する一般相談支援事業所又は法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

四級地			三級地			二級地			一級地			地域区分	
(略)	就労移行支援	自立訓練 (新設)	(略)	就労移行支援	自立訓練 (新設)	(略)	就労移行支援	自立訓練 (新設)	(略)	就労移行支援	自立訓練 (新設)	(略)	サービス種類
(略)		千分の千七十一	(略)		千分の千八十九	(略)		千分の千九十四	(略)		千分の千百十八	(略)	割合
(略)			(略)			(略)			(略)			(略)	合

七級地		六級地			五級地	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 就労定着支援 自立生活援助 地域相談支援 計画相談支援		(略)	(略)	自立訓練 就労選択支援 就労移行支援	(略)	(略)
千分の千十八		(略)	(略)	千分の千三十五	(略)	千分の千五十九

七級地		六級地			五級地	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練 (新設) 就労移行支援 就労定着支援 自立生活援助 地域相談支援 計画相談支援		(略)	(略)	自立訓練 (新設) 就労移行支援	(略)	(略)
千分の千十八		(略)	(略)	千分の千三十五	(略)	千分の千五十九

二 (略)	その他	(略)
	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 地域相談支援 計画相談支援	(略)
	千分の千	(略)

二 (略)	その他	(略)
	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 (新設) 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 地域相談支援 計画相談支援	(略)
	千分の千	(略)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域の一部改正)

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成十八年厚生労働省告示第五百四十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四十四条第二項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二百十九条第一項又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項若しくは第八十九条第四項の規定に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域は、当該離島その他の地域が次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一〇六（略）</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四十四条第二項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二百十九条第一項又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項若しくは第八十九条第四項の規定に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域は、当該離島その他の地域が次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一〇六（略）</p>

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第八条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚

生労働省告示第五百四十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護又は共生型居宅介護の利用者の総数のうち障害支援区分五以上である者、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰吸引等」を必要とする者」という。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表第一の一の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（二の(4)において「重症心身障害児等」という。）の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

ニ 特定事業所加算(Ⅳ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

改正前

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護又は共生型居宅介護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分五以上である者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰吸引等」を必要とする者」という。）の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

ニ 特定事業所加算(Ⅳ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (3) (略)

(4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者の総数のうち障害支援区分四以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び重症心身障害児等の占める割合が百分の五十以上であること。

二 介護給付費等単位数表第1の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定居宅介護事業所等（介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定居宅介護事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く

(1) (3) (略)

(4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

二 介護給付費等単位数表第1の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定居宅介護事業所等（介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すこと

。を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに当該指定居宅介護事業所等の職員の見込改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) (7) (略)

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定居宅介護事業所等の職員の見込改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定居宅介護事業所等の職員の見込改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ロ・ハ (略)

三 介護給付費等単位数表第1の6の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に

はやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) (7) (略)

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の見込改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ロ・ハ (略)

三 介護給付費等単位数表第1の6の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

基づき適切な措置を講じていること。

(削る)

(削る)

(削る)

(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定居宅介護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(削る)

(2)～(8) (略)

ロ (略)

三の二 介護給付費等単位数表第1の7の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ～へ (略)

四 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注

1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における認定調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作(以下「行動関連項目」という。)について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計(以下「行動関連項目合計点数」という。)が十点以上であること。

五～八の二 (略)

(四) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)

の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2)～(8) (略)

ロ (略)

三の二 介護給付費等単位数表第1の7の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ～へ (略)

四 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注

1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作の頻度(以下「行動関連項目」という。)について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十点以上であること。

五～八の二 (略)

九 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の
こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (5) (略)

(6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介
護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介
護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員
基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分
の五十以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間に
おける指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援
護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十
以上又は同行援護従業者の総数のうち指定居宅介護の提供に
当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める
もの等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)第一条
第六号に規定する同行援護従業者養成研修(同告示別表第六
に係るものに限る。)の課程を修了した者及び厚生労働省組
織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十五条に
規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置
かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンタ
ー学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生省告示第四号)第四
条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了し
た者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする
技術者の養成を行う研修を修了した者(以下「国立障害者リ
ハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」とい
う。)の占める割合が百分の三十以上若しくはこども家庭庁
長官及び厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告
示第五百四十八号)第九号に規定する者であつて、視覚障害
及び聴覚障害が重複している障害者等に対して障害者の日常
生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七
年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七十八条第一

九 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の
こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (5) (略)

(6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介
護福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従
業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研
修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十
以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における
指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業
者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上又
は指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及
び厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示
第五百三十八号)第一条第六号に規定する同行援護従業者養
成研修(同告示別表第六に係るものに限る。)の課程を修了
した者及び厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第
一号)第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーシ
ョンセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リ
ハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年
厚生省告示第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科を
いう。)の教科を修了した者その他これに準ずる視覚障害者
の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した
者(以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚
障害学科修了者等」という。)の占める割合が百分の三十以
上であること。

項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものの占める割合が百分の二十以上であること。

(7) (9) (略)

ロ (二) (略)

十三 (略)

十三 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注

6のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる基準に従い、指定行動援護が行われていること。

(一) (二) (略)

(三) サービス提供責任者が行動援護計画(指定障害福祉サ

ービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第二項において

準用する指定障害福祉サービス基準第二十六条の規定によ

り作成する計画をいう。) 、支援計画シート及び支援手順

書(以下「行動援護計画等」という。)の作成及び利用者

に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連

絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要

な情報の提供を受けていること。

(3) (6) (略)

(7) (略)

(7) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三

年以上の実務経験を有する介護福祉士若しくは五年以上の実

務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修

了者若しくは一級課程修了者であること又は当該指定行動援

護事業所のサービス提供責任者のうち一人以上が別にこども

家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者であること。

(8) (略)

(7) (9) (略)

ロ (二) (略)

十三 (略)

十三 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注

6のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる基準に従い、指定行動援護が行われていること。

(一) (二) (略)

(新設)

(略)

(7) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三

年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経

験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者

若しくは一級課程修了者であること。

(3) (6) (略)

(7) (略)

(7) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三

年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経

験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者

若しくは一級課程修了者であること。

(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分五以上である者、喀痰吸引等が必要とする者及び行動関連項目合計点数が十八点以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ～ニ（略）

十四～十六の二（略）

十七 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める

基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(削る)

(削る)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分五以上である者及び喀痰吸引等が必要とする者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ～ニ（略）

十四～十六の二（略）

十七 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める

基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定療養介護事業所（介護給付費等単位数表第5の1の注1に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改

(削る)

(削る)

(2) 当該指定療養介護事業所（介護給付費等単位数表第5の1の注1に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) (8) (略)

十七の二 (略)

十八 介護給付費等単位数表第6の4の2の注の厚生労働大臣が定める基準

脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であること。

善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) (8) (略)

ロ (略)

十七の二 (略)

(新設)

十八の二 (略)

十九～二十 (略)

二十一 介護給付費等単位数表第7の15の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(削る)

(削る)

(削る)

十八 (略)

十九～二十 (略)

二十一 介護給付費等単位数表第7の15の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(1) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(2) 当該指定短期入所事業所等(介護給付費等単位数表第7の1の注18に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。)又は基準該当短期入所事業所(介護給付費等単位数表第7の1の注14に規定する基準該当短期入所事業所をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(3) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められ

(削る)

ロ 当該指定短期入所事業所等（介護給付費等単位数表第7の1の注15の8に規定する指定短期入所事業所等という。以下同じ。）又は基準該当短期入所事業所（介護給付費等単位数表第7の1の注14に規定する基準該当短期入所事業所という。以下同じ。）において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハスト (略)

二十一の二 (略)

二十二 介護給付費等単位数表第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注1の(2)及び2の8の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

二十三〜二十四の二 (略)

二十五 介護給付費等単位数表第9の4の3の注の厚生労働大臣が定める基準

第十八号の規定を準用する。

二十五の二 (略)

二十六・二十六の二 (略)

るものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(4) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

ロ 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハスト (略)

二十一の二 (略)

二十二 介護給付費等単位数表第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注1の(2)及び2の7の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

二十三〜二十四の二 (略)

(新設)

二十五 (略)

二十六・二十六の二 (略)

二十七 介護給付費等単位数表第10の2の2の注の厚生労働大臣が定める基準

第十八号の規定を準用する。

二十七の二 (略)

二十八・二十八の二 (略)

二十九 介護給付費等単位数表第11の2の2の注の厚生労働大臣が定める基準

第十八号の規定を準用する。

二十九の二 (略)

三十～三十一の二 (略)

三十二 介護給付費等単位数表第12の3の注の厚生労働大臣が定める基準

第十八号の規定を準用する。

三十二の二 (略)

三十三～三十四の二 (略)

三十五 介護給付費等単位数表第13の2の2の注の厚生労働大臣が定める基準

第十八号の規定を準用する。

三十五の二 (略)

三十六・三十六の二 (略)

三十七 介護給付費等単位数表第14の2の2の注の厚生労働大臣が定める基準

第十八号の規定を準用する。

三十七の二 (略)

三十八・三十八の二 (略)

三十八の三 介護給付費等単位数表第14の2の1の注7の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 支援の提供を行う期間が終了するまでに解決することが困難であると見込まれる課題があり、かつ、当該期間が終了した後も引き続き一定期間にわたる支援が必要と見込まれる利用者（

(新設)

二十七 (略)

二十八・二十八の二 (略)

(新設)

二十九 (略)

三十～三十一の二 (略)

(新設)

三十二 (略)

三十三～三十四の二 (略)

(新設)

三十五 (略)

三十六・三十六の二 (略)

(新設)

三十七 (略)

三十八・三十八の二 (略)

(新設)

以下「要継続支援利用者」という。）の状況その他の当該要継続支援利用者に対する支援に当たり必要な情報（以下「要継続支援利用者関係情報」という。）について、当該要継続支援利用者雇用する事業所及び就労に関する支援等を行う関係機関（以下この号において「関係機関等」という。）との当該要継続支援利用者関係情報の共有に関する指針を定めるとともに、責任者を選任していること。

ロ 指定就労定着支援事業所において指定就労定着支援の提供を行う期間が終了する三月以上前に、要継続支援利用者の同意を得て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を共有していること。

ハ 関係機関等との要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録を作成し、保存していること。

三十八の四 介護給付費等単位数表第14の2の7の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十八の五 介護給付費等単位数表第14の2の8の注の厚生労働大臣が定める基準

第二十一号の規定を準用する。

三十八の六 介護給付費等単位数表第14の2の9の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

三十九 介護給付費等単位数表第14の3の3の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害者ピアサポート研修修了者（介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定自立生活援助事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(新設)

(新設)

(新設)

三十九 介護給付費等単位数表第14の3の3の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次

<p>(一)・(二) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>三十九の二 (略)</p> <p>三十九の三 介護給付費等単位数表第14の3の11の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第二号の規定を準用する。</p> <p>三十九の四 介護給付費等単位数表第14の3の12の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第十七号の規定を準用する。</p> <p>三十九の五 介護給付費等単位数表第14の3の13の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第三号の二の規定を準用する。</p> <p>四十 介護給付費等単位数表第15の1の4の4の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第十八号の規定を準用する。</p> <p>四十の二 介護給付費等単位数表第15の2の注4の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第三十九号の二の規定を準用する。</p> <p>四十の三 (略)</p> <p>四十一～四十二の二 (略)</p>	<p>の(一)及び(二)に掲げるものを指定自立生活援助事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>三十九の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>四十 (略)</p> <p>四十一～四十二の二 (略)</p>
---	--

第九条 子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 介護給付費等単位数表第1の5の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>(二) 当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるものうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 介護給付費等単位数表第1の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

困難である場合はこの限りでないこと。

- (2) 当該指定居宅介護事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定居宅介護事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) (8)（略）

- (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

- (10) 居宅介護サービス費における特定事業所加算(I)から(IV)までのいずれかを届け出ていること。

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)

イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III)

イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(削る)

- (2) 当該指定居宅介護事業所等（介護給付費等単位数表第1の

1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定居宅介護事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) (8)（略）

(新設)

(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)

イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合する(削る)。

(削る)

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和六年こども家庭庁・厚生労働省告示第 号)による改正前の介護給付費等単位数表(以下「旧介護給付費等単位数表」という。)の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(新設)

(新設)

へ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ていること、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ていること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

おり、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)

b) a)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

(新設)

(新設)

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b a の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

(新設)

(新設)

カ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(新設)

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b a の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

コ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数

(新設)

表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(新設)

レ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。

(2) イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。(一)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)
を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(新設)

(新設)

- (2) イの(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- b) a)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b) a)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

三 削除

三 介護給付費等単位数表第1の6の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と

認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が月額四百四十万円以上である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定居宅介護事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 居宅介護サービス費における特定事業所加算(I)から(IV)までのいずれかを届け出ていること。

(6) 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。

(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)

イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれに

(削る)

も適合すること。

三の二 介護給付費等単位数表第1の7の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

ニ 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

四・五 (略)

六 介護給付費等単位数表第2の6の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「重度訪問介護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

七 削除

(削る)

八〇九 (略)

十 介護給付費等単位数表第3の5の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「同行援護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅳ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

十一 削除

(削る)

十二・十三 (略)

十四 介護給付費等単位数表第4の5の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅳ)までのい

四・五 (略)

六 介護給付費等単位数表第2の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

七 介護給付費等単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

七の二 介護給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

八〇九 (略)

十 介護給付費等単位数表第3の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十一 介護給付費等単位数表第3の6の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十一の二 介護給付費等単位数表第3の7の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

十二・十三 (略)

十四 介護給付費等単位数表第4の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

「ずれか」とあるのは、「行動援護サービス費における特定事業所加算(I)から(IV)までのいずれか」と読み替えるものとする。

十五 削除

(削る)

十六 (略)

十六の二 介護給付費等単位数表第5の6の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(I)から(IV)までのいずれか」とあるのは、「療養介護サービス費における福祉専門職員配置等加算(I)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

十七 削除

十五 介護給付費等単位数表第4の6の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十五の二 介護給付費等単位数表第4の7の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

十六 (略)

十六の二 介護給付費等単位数表第5の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十七 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が月額四百四十万円以上である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定療養介護事業所（介護給付費等単位数表第5の1の注1に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画

等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定療養介護事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 療養介護サービス費における福祉専門職員配置等加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。

(6) 療養介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

十七の二 介護給付費等単位数表第5の8の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

十八 (略)

十八の二 介護給付費等単位数表第6の14の注の厚生労働大臣が定める基準

(削る)

十八 (略)

十八の二 介護給付費等単位数表第6の14の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(I)から(IV)までのいずれか」とあるのは、「生活介護サービス費における福祉専門職員配置等加算(I)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

十九 削除

(削る)

二十 介護給付費等単位数表第7の14の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

第二号イの(1)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

第二号イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適

第二号の規定を準用する。

十九 介護給付費等単位数表第6の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

十九の二 介護給付費等単位数表第6の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

二十 介護給付費等単位数表第7の14の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

合すること。

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む)。

）を定めていること。

b| aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a| 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b| aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

升 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヌ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。(一)、(二)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。(一)、(二)から(6)まで及

び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)
を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。(一)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)
を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

二十一 削除

二十一 介護給付費等単位数表第7の15の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 当該指定短期入所事業所等（介護給付費等単位数表第7の1の注15の8に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。）又は基準該当短期入所事業所（介護給付費等単位数表第7の1の注14に規定する基準該当短期入所事業所をいう。以下同じ。）において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

ニ 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

ト への処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

二十一の二 介護給付費等単位数表第7の16の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

二十二 (略)

二十三 介護給付費等単位数表第8の3の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十四 介護給付費等単位数表第8の4の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第二十一号の規定を準用する。

二十五 (略)

二十五の二 介護給付費等単位数表第9の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十六 介護給付費等単位数表第9の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第二十一号の規定を準用する。

(削る)

二十二 (略)

二十三 介護給付費等単位数表第8の3の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第二十号の規定を準用する。

二十四 削除

(削る)

二十五 (略)

二十五の二 介護給付費等単位数表第9の14の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二十号の規定を準用する。

二十六 削除

(削る)

二十七 (略)

二十七の二 介護給付費等単位数表第10の9の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「機能訓練サービス費における福祉専門職員配置等加算(1)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

二十八 削除

(削る)

二十九・二十九の二 (略)

三十 介護給付費等単位数表第11の13の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「機能訓練サービス費における福祉専門職員配置等加算(1)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

三十一 削除

(削る)

二十六の二 介護給付費等単位数表第9の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

二十七 (略)

二十七の二 介護給付費等単位数表第10の9の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十八 介護給付費等単位数表第10の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

二十八の二 介護給付費等単位数表第10の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

二十九・二十九の二 (略)

三十 介護給付費等単位数表第11の13の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十一 介護給付費等単位数表第11の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

三十一の二 介護給付費等単位数表第11の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

三十二・三十二の二 (略)

三十三 介護給付費等単位数表第12の16の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(ロ)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「就労移行支援サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

三十四 削除

(削る)

三十五 (略)

三十五の二 介護給付費等単位数表第13の15の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(ロ)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「就労継続支援A型サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

三十六 削除

(削る)

三十七 (略)

三十七の二 介護給付費等単位数表第14の17の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

三十二・三十二の二 (略)

三十三 介護給付費等単位数表第12の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十四 介護給付費等単位数表第12の17の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

三十四の二 介護給付費等単位数表第12の18の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

三十五 (略)

三十五の二 介護給付費等単位数表第13の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十六 介護給付費等単位数表第13の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

三十六の二 介護給付費等単位数表第13の17の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

三十七 (略)

三十七の二 介護給付費等単位数表第14の17の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(I)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「就労継続支援B型サービス費における福祉専門職員配置等加算(I)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

三十八 (略)

三十八の二 介護給付費等単位数表第14の2の7の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二十号の規定を準用する。

(削る)

(削る)

三十九・三十九の二 (略)

三十九の三 介護給付費等単位数表第14の3の11の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(I)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「自立生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算(I)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

(削る)

第二号の規定を準用する。

三十八 介護給付費等単位数表第14の18の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

三十八の二 介護給付費等単位数表第14の19の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

三十八の三 (略)

三十八の四 介護給付費等単位数表第14の2の7の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十八の五 介護給付費等単位数表第14の2の8の注の厚生労働大臣が定める基準

第二十一号の規定を準用する。

三十八の六 介護給付費等単位数表第14の2の9の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

三十九・三十九の二 (略)

三十九の三 介護給付費等単位数表第14の3の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十九の四 介護給付費等単位数表第14の3の12の注の厚生労働大臣が定める基準

(削る)

四十〇四十の三 (略)

四十一 介護給付費等単位数表第15の9の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「居宅介護サービス費における特定事業所加算(I)から(Ⅳ)までのいずれか」とあるのは、「共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算(I)から(Ⅲ)までのいずれか」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

第十七号の規定を準用する。

三十九の五 介護給付費等単位数表第14の3の13の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

四十〇四十の三 (略)

四十一 介護給付費等単位数表第15の9の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

四十二 介護給付費等単位数表第15の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

四十二の二 介護給付費等単位数表第15の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

第十条 子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一〇三十 (略)</p> <p>三十一 介護給付費等単位数表第11の2の1の注7の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>正当な理由なく、指定就労選択支援事業所（介護給付費等単位数表第11の2の2の注1に規定する指定就労選択支援事業所をいう。以下同じ。）が前六月間に実施したアセスメント（指定障害福祉サービス基準第七十三条の七第一項に規定するアセスメントをいう。）の結果を踏まえて利用者が介護給付費等単位数表第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1のトに規定する基準該当就労継続支援B型（以下この号において「就労系障害福祉サービス」という。）を受けける場合であつて、当該利用者に対して就労系障害福祉サービスを提供する指定障害福祉サービス基準第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者、指定障害福祉サービス基準第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業者又は指定障害福祉サービス基準第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者若しくは指定障害福祉サービス基準第二百二条第一項に規定する基準該当指定就労継続支援B型事業者（以下この号において「就労系障害福祉サービス事業者」という。）の数ごとに、同一の就労系障害福祉サービス事業者が占める割合が百分の八十を超える場合</p> <p>三十一の二 介護給付費等単位数表第11の2の3の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>三十一の三 介護給付費等単位数表第11の2の11の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中「</p>	<p>一〇三十 (略)</p> <p>三十一 削除</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

居宅介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までの「いずれか」とあるのは、「就労選択支援サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までの「いずれか」と読み替えるものとする。

三十二～四十一 (略)

三十二～四十一 (略)

(食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針の一部改正)

第十一条 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針
(平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

一 適正な手続の確保

指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）
、基準該当生活介護（指定障害福祉サービス基準第九十四条及び第九十四条の二に規定する基準該当生活介護をいう。）の事業を行う事業所、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）、基準該当短期入所（指定障害福祉サービス基準第二百二十五条の二に規定する基準該当短期入所をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、基準該当指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第六十三条及び第六十三条の二に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）、基準該当自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第七十二条及び第七十二条の二に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定就労選択支援事業所（指定障害福祉サービス基準第七十三条の三第一項に規定する指定就労選択支援事業所をいう。）、指定就労移行支援事業所（指

改正前

一 適正な手続の確保

指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）
、基準該当生活介護（指定障害福祉サービス基準第九十四条及び第九十四条の二に規定する基準該当生活介護をいう。）の事業を行う事業所、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）、基準該当短期入所（指定障害福祉サービス基準第二百二十五条の二に規定する基準該当短期入所をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、基準該当指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第六十三条及び第六十三条の二に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）、基準該当自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第七十二条及び第七十二条の二に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第七十五条第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。）、指定就労継続支援A型事業所（指定

指定障害福祉サービス基準第七十五条第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。）、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）、指定就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。）の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス事業所（指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。）及び指定障害者支援施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ (略)

ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等（法第五条第二十四項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から文書により同意を得ること。

ハ (略)
二 (略)

障害福祉サービス基準第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）、指定就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。）の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス事業所（指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。）及び指定障害者支援施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ (略)

ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等（法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から文書により同意を得ること。

ハ (略)
二 (略)

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件の一部改正)

第十二条　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件(平成十八年

厚生労働省告示第五百四十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 重度訪問介護サービス費の注7ただし書及び移動介護加算の注2ただし書の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により、重度訪問介護を行うことについて利用者の同意を得ており、かつ、利用者への支援に当たり介護給付費等単位数表の第2の1の注10に規定する指定重度訪問介護事業所等(以下「指定重度訪問介護事業所等」という。)に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合であって、次のイ又はロのいずれかに該当する場合とする。</p> <p>イ 指定重度訪問介護事業所等が新規に採用した従業者が、区分六(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第七号に掲げる区分六をいう。)の利用者の支援に一年以上従事することが見込まれる場合</p> <p>ロ 指定重度訪問介護事業所等に勤務する従業者が、当該指定重度訪問介護事業所等において初めて介護給付費等単位数表の第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある利用者の支援に従事する場合であって、当該利用者の支援に一年以上従事することが見込まれる場合</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 重度訪問介護サービス費の注7ただし書及び移動介護加算の注2ただし書の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により、重度訪問介護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次のイ及びロのいずれにも該当する場合とする。</p> <p>イ 介護給付費等単位数表の第2の1の注10に規定する指定重度訪問介護事業所等(以下「指定重度訪問介護事業所等」という。)が新規に採用した従業者が、区分六(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第七号に掲げる区分六をいう。)の利用者の支援に一年以上従事することが見込まれる場合</p> <p>ロ 当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等の従業者の同行が必要であると認められる場合</p>

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者の一部改正)

第十三条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生

労働省告示第五百四十八号)の一部を次のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

一〇六 (略)
(削る)

七〇の二 (略)

十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注3
本文のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第七号、第十二号又は第十七号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に一年以上従事した経験を有するもの(令和九年三月三十一日までの間は、令和三年三月三十一日において居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号又は第十九号に掲げる者(都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条において読み替えて準用する介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年厚生労働省告示第七十一号)別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていた者に限る。)であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に一年以上従事した経験を有するものを含む。)

十二 介護給付費等単位数表第7の3の注2及び注5のこども家庭

改正前

一〇六 (略)

六の二 居宅介護サービス費の注9の2のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第三号、第八号、第十三号又は第十八号に掲げる者

七〇の二 (略)

十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注3
本文のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第七号、第十二号又は第十七号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に一年以上従事した経験を有するもの(令和六年三月三十一日までの間は、令和三年三月三十一日において居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号又は第十九号に掲げる者(都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年厚生労働省告示第七十一号)別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていた者に限る。)であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に一年以上従事した経験を有するものを含む。)

十二 介護給付費等単位数表第6の7の2の注3の厚生労働大臣が定める者
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三 介護給付費等単位数表第7の3の注2のこども家庭庁長官及

庁長官及び厚生労働大臣が定める者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三 介護給付費等単位数表第8の2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ次のイからニまでに掲げる者

イ 指定重度障害者等包括支援として提供する居宅介護 居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号又は第十八号に掲げる者

ロ 指定重度障害者等包括支援として提供する重度訪問介護 居宅介護従業者基準第一条第一号から第五号まで、第七号から第十号まで、第十二号から第十五号まで又は第十七号から第十九号までに掲げる者

ハ 指定重度障害者等包括支援として提供する同行援護 次のいずれかに該当する者

(1) 居宅介護従業者基準第一条第六号に掲げる者（居宅介護従業者基準別表第六に規定する課程を修了した者に限る。）又は同条第十一号若しくは第十六号に掲げる者

(2) 居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号若しくは第十八号に掲げる者、第二十号に掲げる者（視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、第二十一号に掲げる者（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る）

び厚生労働大臣が定める者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

（新設）

。又は第二十二号に掲げる者（平成十八年九月三十日において視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに限る。）であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの

(3) 厚生労働省組織規則第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

ニ 指定重度障害者等包括支援として提供する行動援護 居宅介護従業者基準第一条第七号、第十二号又は第十七号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの（令和九年三月三十一日までの間は、令和三年三月三十一日において居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号若しくは第十三号に掲げる者又は第十九号に掲げる者（都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条において読み替へて準用する介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていた者に限る。）であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に二年以上従事した経験を有するものを含む。）

（削る）

十四 介護給付費等单位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定める者

十四 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）第十三号(7)のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者
 強度行動障害を有する障害者等の特性の理解に基づき、障害福祉サービス事業を行う事業所又は障害者支援施設における環境調整、コミュニケーションの支援並びに当該障害者等への支援に従事する者に対する適切な助言及び指導を行うための知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表に定める内容以上のもの（次号において「中核的人材養成研修」という。）を修了した者

十五 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）第七号へのこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに同告示第六号ト、第九号ハ及び第十六号ホの厚生労働大臣が定める者
 中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

別表（第十四号及び第十五号関係）

区分	科目	時間数	備考
講義	強度行動障害を有する者に対する標準的な支援に関する講義 環境調整に向けたアセスメント（以下単に「アセスメント」という。）に係るシート等の使用方法に関する講義	一・五	
講義・	チーム支援及び管理者の役割	二・五	

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

（新設）

（新設）

（新設）

	演習	演習	講義・演習	講義・演習	講義・演習	講義・演習	演習	演習
	割に関する講義 事業所におけるアセスメントの実施状況の振り返りに関する演習	環境調整のプロセスに関する講義	アセスメントに関する演習	環境調整に係る計画の策定に関する講義	環境調整に係る計画の策定に関する演習	環境調整の実践の振り返りに関する演習	環境調整に係る課題の設定及びその改善に関する講義	機能的アセスメント（強度行動障害を有する者の行動の要因に係るアセスメントをいう。以下同じ。）に関する講義 機能的アセスメントを踏まえた個別支援計画の作成に関する演習 生活の質の向上に向けた支援に関する講義
	三		二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	
合	強度行動障害を有する者に対する標準的な支援に係るチーム支援の実践の振り返りに関する演習							
計								
	一七							

(厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合の一部改正)

第十四条 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合(平成十八年厚生労働省告示第五百五十号)の一部を次の表のよう
うに改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

一 (略)	二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合並びに注5の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合 イ (略) ロ 指定生活介護事業所等（共生型生活介護事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定生活介護事業所等に置くべき看護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、生活支援員（下欄において「看護職員等」という。）又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（看護職員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）

三
ハ
(略)

改正前

一 (略)	二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合 イ (略) ロ 指定生活介護事業所等（共生型生活介護事業所並びに指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。以下このロにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定生活介護事業所等に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員（下欄において「看護職員等」という。）又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（看護職員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）

三
ハ
(略)

四 介護給付費等単位数表第9の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

五 介護給付費等単位数表第10の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所（以下「共生型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定自立訓練（機能訓練）	百分の七十

四 介護給付費等単位数表第9の1の施設入所支援サービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

五 介護給付費等単位数表第10の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所（以下「共生型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定自立訓練（機能訓練）	百分の七十

<p>厚生労働大臣が定める利用者 の数の基準</p>	<p>練)事業所等」という。)の 指定自立訓練(機能訓練)等 の利用者の数が次の(1)又は(2) のいずれかに該当する場合 (1) 過去三月間の利用者数の の平均値が、次の(一)又は(二) のいずれかに該当する場合 (一) 利用定員が十一人以下 の指定自立訓練(機能訓 練)事業所等 指定障害 福祉サービス基準第百六 十二条又は第百六十二条 の五において準用する指 定障害福祉サービス基準 第八十九条又は指定障害 者支援施設基準第四十一 条に規定する運営規程に 定められている利用定員 (以下この項において「 利用定員」という。)の 数に三を加えて得た数を 超える場合 (二) (略)</p>
<p>厚生労働大臣が定める所 定単位数に乘じる割合</p>	<p>ロ 指定自立訓練(機能訓練)事業所等(共生型自立訓練(機能 訓練)事業所を除く。以下このロにおいて同じ。)の従業者の 員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、 所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるも のとする。</p>

<p>厚生労働大臣が定める利用者 の数の基準</p>	<p>練)事業所等」という。)の 指定自立訓練(機能訓練)等 の利用者の数が次の(1)又は(2) のいずれかに該当する場合 (1) 過去三月間の利用者数の の平均値が、次の(一)又は(二) のいずれかに該当する場合 (一) 利用定員が十一人以下 の指定自立訓練(機能訓 練)事業所等 指定障害 福祉サービス基準第百六 十二条又は第百六十二条 の四において準用する指 定障害福祉サービス基準 第八十九条又は指定障害 者支援施設基準第四十一 条に規定する運営規程に 定められている利用定員 (以下この項において「 利用定員」という。)の 数に三を加えて得た数を 超える場合 (二) (略)</p>
<p>厚生労働大臣が定める所 定単位数に乘じる割合</p>	<p>ロ 指定自立訓練(機能訓練)事業所等(共生型自立訓練(機能 訓練)事業所を除く。以下このロにおいて同じ。)の従業者の 員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、 所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるも のとする。</p>

<p>指定障害福祉サービス基準 又は指定障害者支援施設基準 の規定により、指定自立訓練 (機能訓練) 事業所に置く べき看護職員、理学療法士、 作業療法士若しくは言語聴覚 士、生活支援員(下欄におい て「看護職員等」という。) 又はサービス管理責任者の員 数を満たしていないこと。</p>	<p>百分の七十(看護職員等 の員数を満たしていない 状態が三月以上継続して いる場合又はサービス管 理責任者の員数を満たし ていない状態が五月以上 継続している場合は、百 分の五十)</p>
--	--

六〇八 (略)

九 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援B型サービス費の注10の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業員の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
イ・ロ (略)

九〇二 (略)

九の三 介護給付費等単位数表第14の3の1の自立生活援助サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

十 介護給付費等単位数表第15の1の共同生活援助サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

十の二 介護給付費等単位数表第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

十一 介護給付費等単位数表第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

<p>指定障害福祉サービス基準 又は指定障害者支援施設基準 の規定により、指定自立訓練 (機能訓練) 事業所に置く べき看護職員、理学療法士若 しくは作業療法士、生活支援 員(下欄において「看護職員 等」という。) 又はサービス管理責任者の員 数を満たしていないこと。</p>	<p>百分の七十(看護職員等 の員数を満たしていない 状態が三月以上継続して いる場合又はサービス管 理責任者の員数を満たし ていない状態が五月以上 継続している場合は、百 分の五十)</p>
--	--

六〇八 (略)

九 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援B型サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業員の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
イ・ロ (略)

九〇二 (略)

九の三 介護給付費等単位数表第14の3の1の自立生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

十 介護給付費等単位数表第15の1の共同生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

十の二 介護給付費等単位数表第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注10の(1)の厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

十一 介護給付費等単位数表第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

(略)

第十五条 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

六の二 介護給付費等単位数表第11の2の1の就労選択支援サ

ビス費の注2の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定就労選択支援（指定障害福祉サービス基準第百七十三條の二に規定する指定就労選択支援をいう。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定就労選択支援事業所（指定障害福祉サービス基準第百七十三條の三第一項に規定する指定就労選択支援事業所をいう。）の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十
(1) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合	
(一) 利用定員が十一人以下の指定就労選択支援事業所	
指定障害福祉サービス基準第百七十三條の九において準用する指定障	

(新設)

(傍線部分は改正部分)

<p>害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が十二人以上の指定就労選択支援事業所 利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(2) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が五十人以下の指定就労選択支援事業所 利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上の指定就労選択支援事業所 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	
---	--

ロ 指定就労選択支援事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の員数を満たしていないこと。	百分の七十（就労選択支援員の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合は、百分の五十）

(厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正)

第十六条 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準(平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の注15の加算を算定すべき指定居宅介護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定居宅介護事業所等であること。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第三十一条（指定障害福祉サービス基準第四十三条の四及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する運営規程において、当該指定居宅介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十七條第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられていることを定めていること。

改正前

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の注15の加算を算定すべき指定居宅介護事業所等の施設基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第三十一条（指定障害福祉サービス基準第四十三条の四及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する運営規程において、当該指定居宅介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられていることを定めていること。

(新設)

(2) 指定居宅介護事業所等の従業者のうち、市町村及び法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。

二 介護給付費等単位数表第2の1の注12の加算を算定すべき指定重度訪問介護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定重度訪問介護事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項、第四十三条の四及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定重度訪問介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定重度訪問介護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。

三 介護給付費等単位数表第3の1の注10の加算を算定すべき指定同行援護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定同行援護事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定同行援護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(新設)

二 介護給付費等単位数表第2の1の注12の加算を算定すべき指定重度訪問介護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項、第四十三条の四及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定重度訪問介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(新設)

(新設)

三 介護給付費等単位数表第3の1の注10の加算を算定すべき指定同行援護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定同行援護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(新設)

(2) 指定同行援護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること⁹⁾

四 介護給付費等単位数表第4の1の注9の加算を算定すべき指定行動援護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定行動援護事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定行動援護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定行動援護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること⁹⁾

五 指定療養介護の施設基準

イ～ニ (略)

ホ 介護給付費等単位数表第5の1のイの(5)の療養介護サービス費(V)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

(略)

へ～チ (略)

六 指定生活介護等の施設基準

(削る)

(新設)

四 介護給付費等単位数表第4の1の注9の加算を算定すべき指定行動援護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定行動援護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(新設)

(新設)

五 指定療養介護の施設基準

イ～ニ (略)

ホ 介護給付費等単位数表第5の1の(5)の療養介護サービス費(V)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

(略)

へ～チ (略)

六 指定生活介護等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第6の1のニの経過的生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。))第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第6の2のイの人員配置体制加算(I)を算定すべき指定生活介護等の単位(介護給付費等単位数表第6の2の注1に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号若しくは第二百二十条第一項第二号から第四号まで若しくは指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する看護職員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士並びに生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第九十三条の二第一号、第九十三条の三第一号若しくは第九十三条の四第一号の規定により置くべき従業者(以下この号において「生活支援員等」と総称する。)の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第6の1の注1の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。以下この号において同じ。)の数の平均値を一・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第6の2のロの人員配置体制加算(II)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第二号)第二条による改正前の指定障害者支援施設基準(第九号において「旧指定障害者支援施設基準」という。)第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設であること。

(新設)

ロ 介護給付費等単位数表第6の2のイの人員配置体制加算(I)を算定すべき指定生活介護等の単位(介護給付費等単位数表第6の2の注1に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号若しくは第二百二十条第一項第二号から第四号まで又は指定障害者支援施設基準第四条第一

ハ 介護給付費等単位数表第6の2のハの人員配置体制加算(Ⅲ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

ニ 介護給付費等単位数表第6の2のニの人員配置体制加算(Ⅳ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
(略)

ホ 介護給付費等単位数表第6の4の2の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。

- (1) 法第七十八条第三項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。)(又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準において定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を五十で除して得た数以上配置していること。

(2) (1)に規定する者を配置している旨を公表していること。

ヘ 介護給付費等単位数表第6の7の2のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)及びハの重度障害者支援加算(Ⅲ)を算定すべき指定生活介護事業所等(指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規

項第一号に規定する看護職員、理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第九十三条の二第一号、第九十三条の三第一号若しくは第九十三条の四第一号の規定により置くべき従業者(以下この号において「生活支援員等」という。))の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第6の1の注1の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。ロ及びハにおいて同じ。))の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第6の2のロの人員配置体制加算(Ⅱ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

ニ 介護給付費等単位数表第6の2のニの人員配置体制加算(Ⅲ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
(略)

(新設)

ホ 介護給付費等単位数表第6の7の2のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定すべき指定生活介護事業所等(障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する障害者支援施設等)をいう。以

定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）を除く。以下このへにおいて同じ。）の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。

(1) 介護給付費等単位数表第8の1の注1の(2)に規定する別に
子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たして
いる利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活
支援員が配置されていること。

(2) (略)

(3) 指定生活介護事業所等の生活支援員のうち、強度行動障害
支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五
に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了
し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了し
た旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であ
ること。

（削る）

ト 介護給付費等単位数表第6の7の2の注3及び注7の加算を
算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

別に厚生労働大臣が定める者を一以上配置し、当該者又は当
該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者（強度行

下同じ。）を除く。以下このホ及びへにおいて同じ。）の施設
基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所等
であること。

(1) 介護給付費等単位数表第8の1の注1の(2)に規定する別に
子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たして
いる利用者が一人以上利用していること。

(2) (略)

（新設）

ヘ 介護給付費等単位数表第6の7の2の注3の加算を算定すべ
き指定生活介護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項、第九十三条の
二第一号、第九十三条の三第二号、第九十三条の四第四号又は
指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する人員配
置（介護給付費等単位数表第6の2の人員配置体制加算を算定
している場合にあつては当該加算の要件となる人員配置を含む
。）に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅
介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下
同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該
研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配
置していること。

（新設）

動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。）が、支援計画シート等を作成すること。

ク 介護給付費等単位数表第6の11の延長支援加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1以上配置していること。

（削る）

（削る）

リ 介護給付費等単位数表第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。

(1) 指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程において、当該指定障害者支援施設等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定障害者支援施設等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。

ヌ 介護給付費等単位数表第6の13の5の栄養スクリーニング加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者

ト 介護給付費等単位数表第6の11の延長支援加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定める営業時間が八時間以上であり、かつ、利用者に対して八時間を超えて指定生活介護等を行うこと。

(2) 指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1以上配置していること。

チ 介護給付費等単位数表第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程において、当該指定障害者支援施設等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

（新設）

（新設）

（新設）

が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する相談支援専門員に提供していること。

ル 介護給付費等単位数表第6の13の7の緊急時受入加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第八十九条（指定障害福祉サービス基準第九十三条の五及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）及び指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程において、当該指定生活介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定生活介護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。

七 指定短期入所等の施設基準

イ〜ハ（略）

ニ 介護給付費等単位数表第7の1の注15の8の加算を算定すべき指定短期入所事業所等（同注に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定短期入所事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第二百二十三条（指定障害福祉サービス基準第二百五条の四において準用する場合を含む。）に規定する運営規程において、当該指定短期入所事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

（新設）

七 指定短期入所等の施設基準

イ〜ハ（略）

ニ 介護給付費等単位数表第7の1の注15の5の加算を算定すべき指定短期入所事業所等（同注に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。）の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百二十三条（指定障害福祉サービス基準第二百五条の四において準用する場合を含む。）に規定する運営規程において、当該指定短期入所事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

（新設）

(2) 指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。

ホ 介護給付費等単位数表第7の3の注2及び注5の加算を算定すべき指定短期入所事業所等の施設基準

指定短期入所事業所等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。

ヘ 介護給付費等単位数表第7の3の注3及び注6の加算を算定すべき指定短期入所事業所等の施設基準

別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者を一以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。）が、支援計画シート等を作成すること。

ト (略)

チ 介護給付費等単位数表第7の13の2の注1を算定すべき指定短期入所事業所等の施設基準

当該指定短期入所事業所等の職員が、利用者について指定短期入所等を開始する日の前日までに、当該利用者の自宅等を訪問し、医療的ケアの手技等を確認していること。

リ 介護給付費等単位数表第7の13の2の注2を算定すべき指定短期入所事業所等の施設基準

当該指定短期入所事業所等の職員が、利用者について指定短期入所等を開始する日の前日までに、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用することにより、医療的ケアの手技等を確認していること。

ハ 指定重度障害者等包括支援の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第8の1の注3、注3の2及び注7の

(新設)

(新設)

(新設)

ホ (略)

(新設)

(新設)

ハ 指定重度障害者等包括支援の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第8の1の注3、注3の2及び注7の

加算を算定すべき指定重度障害者等包括支援事業所の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定重度障害者等包括支
援事業所であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準百三十五条に規定する運営規程
において、当該指定重度障害者等包括支援事業所が市町村に
より地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定
めていること。

(2) 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者のうち、市町村
及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配
置していること。

ロ 介護給付費等単位数表第8の2の6の地域生活移行個別支援
特別加算を算定すべき同2の6の注に規定する指定重度障害者
等包括支援事業所の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百三十二条第三項の規定によ
り指定障害福祉サービス基準第百八条第一項第一号及び第
二号又は第二十三条の四第一項第一号及び第二号の規定に
より置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単
位数表第8の2の6の注に規定する別にこども家庭庁長官及
び厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために
必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であ
ること。

(2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有す
る者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第8
の2の6の注に規定する別にこども家庭庁長官及び厚生労働
大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者
による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第8の2の8の強度行動障害者地域移
行特別加算を算定すべき同2の8の注に規定する指定重度障害

加算を算定すべき指定重度障害者等包括支援事業所の施設基準
指定障害福祉サービス基準第百三十五条に規定する運営規程
において、当該指定重度障害者等包括支援事業所が市町村によ
り地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めて
いること。

(新設)

(新設)

ロ 介護給付費等単位数表第8の2の5の地域生活移行個別支援
特別加算を算定すべき同2の5の注に規定する指定重度障害者
等包括支援事業所の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百三十二条第三項の規定によ
り指定障害福祉サービス基準第百八条第一項第一号及び第
二号又は第二十三条の四第一項第一号及び第二号の規定に
より置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単
位数表第8の2の5の注に規定する別にこども家庭庁長官及
び厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために
必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であ
ること。

(2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有す
る者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第8
の2の5の注に規定する別にこども家庭庁長官及び厚生労働
大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者
による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第8の2の7の強度行動障害者地域移
行特別加算を算定すべき同2の7の注に規定する指定重度障害

者等包括支援事業所の施設基準

(略)

九 指定施設入所支援等の施設基準

(削る)

イ

介護給付費等単位数表第9の2の夜勤職員配置体制加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位(介護給付費等単位数表第9の1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

(1) 夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活支援員(以下「生活支援員」という。)の員数が、次に掲げる数以上であること。

(一) 前年度の利用者の数(介護給付費等単位数表第9の1の注1の(2)又は(3)のいずれかに該当する者にあつては、当該利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下このイにおいて同じ。)の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二

(二) 前年度の利用者の数の平均値が四十一人以上六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、三

(三) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあつては、三に、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数

(2)

(1)の規定にかかわらず、利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定障害者支援施設等の利用者の数の百分の十五以上の数設置している場合には、夜勤を行う職員として、

者等包括支援事業所の施設基準

(略)

九 指定施設入所支援等の施設基準

イ

介護給付費等単位数表第9の1のホの経過的施設入所支援サービス費を算定すべき指定施設入所支援を行う指定障害者支援施設の施設基準

旧指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているときのみなされた指定障害者支援施設であること。

ロ

介護給付費等単位数表第9の2の夜勤職員配置体制加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位(介護給付費等単位数表第9の1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活支援員(ロにおいて「生活支援員」という。)の員数が次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること。

(1) 前年度の利用者の数(介護給付費等単位数表第9の1の注1に掲げる(2)又は(3)のいずれかに該当する者にあつては、当該利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下この号において同じ。)の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二以上

(2) 前年度の利用者の数の平均値が四十一人以上六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、三以上

(3) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあつては、三に、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

生活支援員の員数が、次に掲げる数に相当する数以上であること。

- (一) 前年度の利用者の数の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、一・九
- (二) 前年度の利用者の数の平均値が四十一人以上六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二・九
- (三) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあつては、三・九に、当該前年度の利用者の数の平均値が百を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数

ロ 介護給付費等単位数表第9の3の重度障害者支援加算の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)及びハの重度障害者支援加算(Ⅲ)を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。

- (1) 介護給付費等単位数表第8の1の注1の(2)に規定する別にも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること。

(2) (略)

- (3) 指定障害者支援施設等の従業者のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であること。

(削る)

ハ 介護給付費等単位数表第9の3の重度障害者支援加算の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。

- (1) 介護給付費等単位数表第8の1の注1の(2)に規定する別にも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が一人以上利用していること。

(2) (略)

(新設)

二 介護給付費等単位数表第9の3の注4の加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条又は附則第三条に規定する人員配置(介護給付費等単位数表第6の2の人員配置体制加算を算定している場合にあつては当該加算の要件となる人員配置を含む。)に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の

ハ 介護給付費等単位数表第9の3の注4及び注8の加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

別に厚生労働大臣が定める者を一以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。）が、支援計画シート等を作成すること。

ニ 介護給付費等単位数表第9の4の3の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定障害者支援施設等の施設基準
第六号ホの規定を準用する。

ホ 介護給付費等単位数表第9の8の2のイの地域移行促進加算（Ⅰ及びロの地域移行促進加算Ⅱ）を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第六号リの規定を準用する。

ヘ・ト (略)

十 指定自立訓練（機能訓練）等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第10の2の2の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）事業所等の施設基準

第六号ホの規定を準用する。

ロ 介護給付費等単位数表第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号リの規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第10の8の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）事業所等の施設基準

課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。

（新設）

（新設）

ホ 介護給付費等単位数表第9の8の2の体験宿泊支援加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第六号チの規定を準用する。

ヘ・ト (略)

十 指定自立訓練（機能訓練）等の施設基準
（新設）

イ 介護給付費等単位数表第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号チの規定を準用する。

ロ 介護給付費等単位数表第10の8の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）事業所等の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項第一号の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第10の8の2の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) (4) (略)

二 介護給付費等単位数表第10の8の4の緊急時受入加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）事業所等の施設基準

第六号ルの規定を準用する。

十一 指定自立訓練（生活訓練）等の施設基準

イ (略)

ロ 介護給付費等単位数表第11の2の2の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

第六号ホの規定を準用する。

ハ (略)

ト 介護給付費等単位数表第11の12の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき自立訓練（生活訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号リの規定を準用する。

チ (略)

リ 介護給付費等単位数表第11の12の4の緊急時受入加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

第六号ルの規定を準用する。

十二 指定就労移行支援等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第12の3の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準

第六号ホの規定を準用する。

ロ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設

(1) 指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項第一号の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第10の8の2の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) (4) (略)

(新設)

十一 指定自立訓練（生活訓練）等の施設基準

イ (略)

(新設)

ロ 介護給付費等単位数表第11の12の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき自立訓練（生活訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号チの規定を準用する。

リ (略)

ト 介護給付費等単位数表第11の12の4の緊急時受入加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

第六号リの新設

(新設)

十二 指定就労移行支援等の施設基準

(新設)

イ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設

加算(1)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準

前号への(1)に規定する基準を満たしていること。

ハ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準

前号への(2)に規定する基準を満たしていること。

ニ 介護給付費等単位数表第12の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労移行支援を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号リの規定を準用する。

ホ 介護給付費等単位数表第12の15の4の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準

第十号ハの規定を準用する。

ヘ 介護給付費等単位数表第12の15の6の緊急時受入加算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準

第六号ルの規定を準用する。

十三 指定就労継続支援A型等の施設基準

イ (略)

ロ 介護給付費等単位数表第13の2の2の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

第六号ホの規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第13の14の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援A型を行う指定障害者支援施設の施設基準

第六号リの規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第13の14の3の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

加算(1)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準

前号ホの(1)に規定する基準を満たしていること。

ロ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準

前号ホの(2)に規定する基準を満たしていること。

ハ 介護給付費等単位数表第12の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労移行支援を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号チの規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第12の15の4の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準

第十号ロの規定を準用する。

(新設)

十三 指定就労継続支援A型等の施設基準

イ (略)

(新設)

ロ 介護給付費等単位数表第13の14の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援A型を行う指定障害者支援施設の施設基準

第六号チの規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第13の14の3の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

第十号ハの規定を準用する。

ホ 介護給付費等単位数表第13の14の4の緊急時受入加算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

第六号ルの規定を準用する。

十四 指定就労継続支援B型等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援B型サー

ビス費(I)(トにおいて「就労継続支援B型サービス費(I)」という。)を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注

2に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する特定指定就労継続支援B型事業所等であること。

(1) 各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、当該特定指定就労継続支援B型事業所等における工賃向上計画を作成していること。

(2) 当該特定指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第八十六条第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員(ロ及びトにおいて「職業指導員等」という。)の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第14の1のロの就労継続支援B型サービス費(II)を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注3に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する特定指定就労継続支援B型事業所等であること。

(1) 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、当該特定指定就労継続支援B型事業所等における「工賃向上計画」を作成していること。

(2) 当該特定指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき職

第十号ロの規定を準用する。

(新設)

十四 指定就労継続支援B型等の施設基準

(新設)

イ 介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援B型サー

ビス費(I)(ニにおいて「就労継続支援B型サービス費(I)」という。)を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注2に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する特定指定就労継続支援B型事業所等であること。

(1) 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、当該特定指定就労継続支援B型事業所等における「工賃向上計画」を作成していること。

(2) 当該特定指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指

業指導員等の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第14の1のハの就労継続支援B型サービス費Ⅲを算定すべき同1の注4に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の施設基準

(略)

ニ 介護給付費等単位数表第14の1のニの就労継続支援B型サービス費Ⅳ(トにおいて「就労継続支援B型サービス費Ⅳ」という。)を算定すべき同1の注5に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

イの(2)の基準に該当すること。

ホ 介護給付費等単位数表第14の1のホの就労継続支援B型サービス費Ⅴを算定すべき同1の注6に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

ロの(2)の基準に該当すること。

ヘ 介護給付費等単位数表第14の2の2の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

第六号ホの規定を準用する。

ト 介護給付費等単位数表第14の13の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

就労継続支援B型サービス費Ⅰ又は就労継続支援B型サービス費Ⅳを算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第14の13の注に規定する目標

定障害福祉サービス基準第九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員(ニにおいて「職業指導員等」という。)[の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第14の1のロの就労継続支援B型サービス費Ⅱを算定すべき同1の注3に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の施設基準

(略)

(新設)

ハ 介護給付費等単位数表第14の1のハの就労継続支援B型サービス費Ⅲ(ニにおいて「就労継続支援B型サービス費Ⅲ」という。)を算定すべき同1の注4に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

イの(2)の基準に該当すること。

(新設)

ニ 介護給付費等単位数表第14の13の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

就労継続支援B型サービス費Ⅰ又は就労継続支援B型サービス費Ⅲを算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第14の13の注に規定する目標

工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上であること。

リ 介護給付費等単位数表第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援B型を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号リの規定を準用する。

ロ 介護給付費等単位数表第14の16の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

第十号ハの規定を準用する。

ヌ 介護給付費等単位数表第14の16の3の緊急時受入加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

第六号ルの規定を準用する。

十五 指定自立生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第14の3の1の注13の地域生活支援拠点等機能強化加算を算定すべき指定自立生活援助事業所の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれかに該当する指定自立生活援助事業所であること。

(1) 次の(一)から(四)までのいずれにも該当するものであること。

(一) 指定障害福祉サービス基準第二百六条の二十において準用する指定障害福祉サービス基準第二百六条の十に規定する運営規程において、当該指定自立生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(二) 指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。））、指定地域定着支援事業者（指定地域

工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

ホ 介護給付費等単位数表第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援B型を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号チの規定を準用する。

ヘ 介護給付費等単位数表第14の16の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

第十号ロの規定を準用する。

（新設）

十五 介護給付費等単位数表第14の3の6の注2の加算を算定すべき指定自立生活援助事業所の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百六条の二十において準用する指定障害福祉サービス基準第二百六条の十に規定する運営規程において、当該指定自立生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）、指定特定相談支援事業者（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援事業者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。）、指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）及び指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(三) 当該事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき、家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第八十号）第一号イ又はロに掲げる基準（以下このイにおいて「機能強化型基準」という。）に適合していること。

(四) 当該指定自立生活援助事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。

(2) 次の(一)から(四)までのいずれにも該当するものであること。

(一) (1)の基準に適合すること。

(二) 他の指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者

、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。

(三) (二)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(四) 当該指定自立生活援助事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。

ロ 介護給付費等単位数表第14の3の6の注2の加算を算定すべき指定自立生活援助事業所の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定自立生活援助事業所であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第二百六条の二十において準用する指定障害福祉サービス基準第二百六条の十に規定する運営規程において、当該指定自立生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定自立生活援助事業所の従業者のうち、市町村及び法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。

十六 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の2の3の退居後共同生活援助サービス費を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活

十六 指定共同生活援助の施設基準

(新設)

援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(1) 利用者の一人暮らし等への移行に向けて、指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条の規定に基づき、共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第二百十三条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条第一項に規定する共同生活援助計画をいう。以下このイ及びへにおいて同じ。）の作成に係る会議を開催した上で、当該利用者の意向を反映した共同生活援助計画を作成すること。

(2) 居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助の提供として、おおむね週一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。）、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

ロ 介護給付費等単位数表第15の1の3の2の人員配置体制加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

(1) 人員配置体制加算(Ⅰ)又は人員配置体制加算(Ⅲ)を算定すべき場合の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項第一号及び第二号の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員（人員配置体制加算(Ⅰ)又は人員配置体制加算(Ⅲ)を算定すべき場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「常勤換算方法」とあるのは、「特定従業者数換算方法（事業所の従業者の勤務延べ時間を四十時間で除することにより、当該事業所の従業者の員数を人員配置体制加算の算定に当たり必要な従業者の員数に換算する

（新設）

方法をいう。)とする。以下このロにおいて「世話人等」という。)に加え、特定従業者数換算方法(事業所の従業者の勤務延べ時間を四十時間で除することにより、当該事業所の従業者の員数を当該加算の算定に当たり必要な世話人等の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、利用者の数を十二で除して得た数以上の世話人等が配置されていること⁹⁾

(2) 人員配置体制加算(Ⅱ)又は人員配置体制加算(Ⅳ)を算定すべき場合の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項第一号及び第二号の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を三十で除して得た数以上の世話人等が配置されていること。

ハ 介護給付費等単位数表第15の1の4の4の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

第六号ホの規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

(1)・(2) (略)

ホ 介護給付費等単位数表第15の1の6の注2及び注4の加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

別に厚生労働大臣が定める者を一以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者(強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。)が、支援計画シートを作成すること⁹⁾

ヘ 介護給付費等単位数表第15の2の注3の自立生活支援加算

(新設)

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

(1)・(2) (略)
(新設)

(新設)

Ⅲ)を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(1) 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした指定障害福祉サービス基準第二百二十四条第一項第二号に規定する共同生活住居（以下「移行支援住居」という。）を一以上有すること。

(2) 移行支援住居の定員が二人以上七人以下であること。

(3) 指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項第三号の規定により指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者（以下「移行支援入居者」という。）に対する支援に従事するサービス管理責任者であつて、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものを一以上（当該指定共同生活援助事業所における移行支援入居者の数の合計が八以上の場合にあつては、一に、移行支援入居者の数が七を超えて七又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上）配置していること。

(4) 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して、指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条の規定に基づき、共同生活援助計画の作成に係る会議を開催した上で、利用者の意向を反映した共同生活援助計画を作成すること。

(5) 移行支援入居者に対し、住居の確保その他の退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

ト (略)

介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

ロ (略)

介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

第十一号ホの規定を準用する。

(略)

十七 日中サービス支援型指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の3の2の人員配置体制加

算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(

指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四に規定する日中サ

ービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の

施設基準

(1) 人員配置体制加算(V)、人員配置体制加算(VI)、人員配置体

制加算(VII)又は人員配置体制加算(VIII)を算定すべき場合の施設

基準

指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項第一号

及び第二号の規定により日中サービス支援型指定共同生活援

助事業所に置くべき世話人及び生活支援員(人員配置体制加

算(V)、人員配置体制加算(VI)、人員配置体制加算(VII)又は人員

配置体制加算(VIII)を算定すべき場合におけるこれらの規定の

適用については、これらの規定中「常勤換算方法」とあるの

は、「特定従業者数換算方法(事業所の従業者の勤務延べ時

間数を四十時間で除することにより、当該事業所の従業者の

員数を人員配置体制加算の算定に当たり必要な従業者の員数

に換算する方法をいう。）」とする。以下このイにおいて「

世話人等」という。)に加え、特定従業者数換算方法で、利

用者の数を七・五で除して得た数以上の世話人等が配置され

ていること。

(2) 人員配置体制加算(VI)、人員配置体制加算(VII)、人員配置体

制加算(VIII)又は人員配置体制加算(IX)を算定すべき場合の施設

基準

指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項第一号

及び第二号の規定により日中サービス支援型指定共同生活援

助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法

で、利用者の数を二十で除して得た数以上の世話人等が配置

第十一号ニの規定を準用する。

ニ (略)

十七 日中サービス支援型指定共同生活援助の施設基準

(新設)

されていること。

ロ 介護給付費等単位数表第15の1の4の4の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十六号ホの規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

(1) 重度障害者支援加算(I)及び重度障害者支援加算(II)を算定すべき場合の施設基準

第十六号ニの規定を準用する。

(2) 介護給付費等単位数表第15の1の6の注2及び注4の加算を算定すべき場合の施設基準

第十六号ホの規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十六号トの規定を準用する。

ホ 介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十一号ホの規定を準用する。

ヘ 介護給付費等単位数表第15の7のトの医療連携体制加算(Ⅳ)を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十六号リの規定を準用する。

十八 外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準
イ 介護給付費等単位数表第15の1の2の4の退居後外部サ―

(新設)

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

第十六号イの規定を準用する。

ロ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十六号ロの規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十一号ニの規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第15の7のトの医療連携体制加算(Ⅳ)を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十六号ニの規定を準用する。

十八 外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準
(新設)

ビス利用型共同生活援助サービス費を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であること。

(1) 利用者の一人暮らし等への移行に向けて、指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二十二において準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条の規定に基づき、外部サービス利用型共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二十二において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条第一項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下このイにおいて同じ。）の作成に係る会議を開催した上で、当該利用者の意向を反映した外部サービス利用型共同生活援助計画を作成すること。

(2) 居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助の提供に当たっては、おおむね週一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

介護給付費等単位数表第15の1の3の2の人員配置体制加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準

(1) 人員配置体制加算Ⅻを算定すべき場合の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一項第一号の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人（人員配置体制加算Ⅻを算定すべき場合における同号の規定の適用については、同号中「常勤換算方法」とあるのは、「特定従業者数換算方法（事業所の従業者の勤務延べ時間数を四十時間で除することにより、当該事業

（新設）

所の従業者の員数を人員配置体制加算の算定に当たり必要な従業者の員数に換算する方法をいう。)とする。以下このロにおいて単に「世話人」という。)に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を十二で除して得た数以上の世話人が配置されていること。

(2) 人員配置体制加算(Ⅷ)を算定すべき場合の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百三十三条の十四第一項第一号の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を三十で除して得た数以上の世話人が配置されていること。

ハ 介護給付費等単位数表第15の1の4の4の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準

第六号ホの規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第15の2の注3の自立生活支援加算(Ⅲ)を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十六号への規定を準用する。

ホ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準

(1) (4) (略)

ヘ 介護給付費等単位数表第15の7のトの医療連携体制加算(Ⅳ)を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十六号リの規定を準用する。

(新設)

(新設)

イ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百三十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

(1) (4) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第15の7のトの医療連携体制加算(Ⅳ)を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十六号ニの規定を準用する。

第十七条 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一〇十一 (略)</p> <p>十一の二 指定就労選択支援の施設基準</p> <p>介護給付費等単位数表第11の2の3の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定就労選択支援事業所等の施設基準 第六号ホの規定を準用する。</p> <p>十二 指定就労移行支援等の施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準</p> <p>第十一号への(1)に規定する基準を満たしていること。</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準</p> <p>第十一号への(2)に規定する基準を満たしていること。</p> <p>二〇へ (略)</p> <p>三〇十八 (略)</p>	<p>一〇十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二 指定就労移行支援等の施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準</p> <p>前号への(1)に規定する基準を満たしていること。</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準</p> <p>前号への(2)に規定する基準を満たしていること。</p> <p>二〇へ (略)</p> <p>三〇十八 (略)</p>

(厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の一部改正)

第十八条 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生

労働省告示第五百五十六号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>一の二 介護給付費等単位数表第5の5の2の注、第6の13の8の注、第9の13の4の注1及び注2、第10の8の5の注、第11の12の5の注、第12の15の7の注、第13の14の5の注、第14の16の4の注並びに第15の1の9の注1及び注2の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の13の3の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。)第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における認定調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作(以下「行動関連項目」という。)について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十点以上である障害者又はこれに準ずる者</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>五 介護給付費等単位数表第6の3の2の注及び13の4の注並び</p>	<p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 介護給付費等単位数表第6の1の注4及び第9の1の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>平成二十四年三月三十一日において現に存していた旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)(通所のみによる利用に係るものを除く。)に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している者</p> <p>五の二 介護給付費等単位数表第6の3の2の注2及び注3並びに</p>

に第15の1の7の注の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の2の3の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

(略)

五の二 介護給付費等単位数表第6の7の2の注3及び注7、第9の3の注4及び注8並びに第15の1の6の注2及び注4の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の3の注3及び注6のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

区分命令第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十八点以上である障害者又はこれに準ずる者

五の三 介護給付費等単位数表第6の13の3の注の厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者

五の四 介護給付費等単位数表第7の1の注4の2、注4の3及び注4の6のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分命令第一条第二号に掲げる区分一（以下「区分一」という。）以上に該当する者

五の五 介護給付費等単位数表第7の1の注4の4、注4の5及び注4の7のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害児に係ることも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）第二号に規定する区分一（以下「障害児支援区分一」という。）

第15の1の7の注の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の2の3の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

(略)

(新設)

(新設)

五の三 介護給付費等単位数表第7の1の注4の2及び注4の3のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。）第一条第二号に掲げる区分一（第五号の四において「区分一」という。）以上に該当する者

五の四 介護給付費等単位数表第7の1の注4の4及び注4の5のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害児に係ることも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）第二号に規定する区分一（次号において「障害児支援区分一」と

以上に該当する者

五の六・五の七 (略)

五の八 介護給付費等単位数表第7の1の注15の8のことも家庭
庁長官及び厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

(1) スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分一又は障害児支援区分一以上に該当する者

(2) 重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者及び重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。)

(3) 区分命令第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十点以上である障害者又はこれに準ずる者

五の九 介護給付費等単位数表第11の4の2の注4、第12の11の注4、第13の10の注4、第14の10の注4及び第15の7の注4の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の5の注4及び注5並びに第8の2の4の注6、注7及び注14のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

(略)

五の十 介護給付費等単位数表第7の5の注6及び第8の2の4の注8のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

(略)

六 (略)

七 介護給付費等単位数表第7の11の注1のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

別表第一のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、同表のそれぞれのスコアを合算し、二十五点以上である

いう。)以上に該当する者

五の五・五の六 (略)
(新設)

五の七 介護給付費等単位数表第11の4の2の注4、第12の11の注4、第13の10の注4、第14の10の注4及び第15の7の注4の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の5の注4及び注5並びに第8の2の3の注6、注7及び注14のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

(略)

五の八 介護給付費等単位数表第7の5の注6及び第8の2の3の注8のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

(略)

六 (略)

七 介護給付費等単位数表第7の11の注1のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

別表のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、二十五点以上である者

る者

七の二 介護給付費等単位数表第7の11の注2のこども家庭庁長
官及び厚生労働大臣が定める者

別表第一のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続す
る場合に、同表のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者
八～十 (略)

別表第一
(表略)

別表第二

奇声・ 大声を 援が	1. 支 2. 希 3. 月に 1回以	1. 理解できる	1. 日常生活に支障がない	0点
1回以	4. 週に	2. 理解 い でき な	2. 特定 の者 であ れば コミュ ニケー ション できる	1点
5. ほぼ 毎日	5. ほぼ 毎日	3. 理解 でき るか 判断 でき ない	3. 会話 以外 の 方法 で コミュ ニケー ション できる 5. コ ミュ ニケー ション でき ない	2点

七の二 介護給付費等単位数表第7の11の注2のこども家庭庁長
官及び厚生労働大臣が定める者

別表のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する場
合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者
八～十 (略)

別表
(表略)

(新設)

他人を傷つける行為	自らを傷つける行為	不安定な行動	多動・行動停止	異食行動	出す
1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要	不要
2. 支援に希	2. 支援に希	2. 支援に希	2. 支援に希	2. 支援に希	必要支援
3. 1ヶ月以上必要支援	3. 1ヶ月以上必要支援	3. 1ヶ月以上必要支援	3. 1ヶ月以上必要支援	3. 1ヶ月以上必要支援	必要支援
4. 1週間以上必要支援	4. 1週間以上必要支援	4. 1週間以上必要支援	4. 1週間以上必要支援	4. 1週間以上必要支援	必要支援
5. 毎日5日以上必要支援	5. 毎日5日以上必要支援	5. 毎日5日以上必要支援	5. 毎日5日以上必要支援	5. 毎日5日以上必要支援	必要支援

んてんか	等反すう 過食・	な突 行動的	な不 行為切
1. 年に1回以上	1. 支 援が 不要	1. 支 援が 不要	1. 支 援が 不要
	2. 希 に支 援が 必要	2. 希 に支 援が 必要	2. 希 に支 援が 必要
	3. 月に 1回以 上の支 援が必 要	3. 月に 1回以 上の支 援が必 要	3. 月に 1回以 上の支 援が必 要
2. 月に 1回以 上	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要
3. 週に 1回以 上	5. ほぼ 毎日 以上の 支援が 必要	5. ほぼ 毎日 以上の 支援が 必要	5. ほぼ 毎日 以上の 支援が 必要

第十九条 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の一部を次の表の
ように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>五の九 介護給付費等単位数表第11の4の2の注4、第11の2の注4、第12の11の注4、第13の10の注4、第14の10の注4及び第15の7の注4の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の5の注4及び注5並びに第8の2の4の注6、注7及び注14のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者 (略)</p>	<p>五の九 介護給付費等単位数表第11の4の2の注4、第12の11の注4、第13の10の注4、第14の10の注4及び第15の7の注4の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の5の注4及び注5並びに第8の2の4の注6、注7及び注14のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者 (略)</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域の一部改正)

第二十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域(平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の注7、第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注4、第10の1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サービス費の注6の2、第14の2の1の就労定着支援サービス費の注8若しくは第14の3の1の自立生活援助サービス費の注12、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3若しくは第2の1の地域定着支援サービス費の注4又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百五号）別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注12の規定に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十（略）</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の注7、第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注4、第10の1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サービス費の注6の2、第14の2の1の就労定着支援サービス費の注4若しくは第14の3の1の自立生活援助サービス費の注8、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3若しくは第2の1の地域定着支援サービス費の注4又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百五号）別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注9の規定に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十（略）</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第二十一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号)の一部を次の表のように改正する。

号 出 発	号 出 発
<p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1 計画相談支援費</p> <p>イ サービス利用支援費</p> <p>(1) 機能強化型サービス利用支援費(I) <u>2,014</u>単位</p> <p>(2) 機能強化型サービス利用支援費(II) <u>1,914</u>単位</p> <p>(3) 機能強化型サービス利用支援費(III) <u>1,822</u>単位</p> <p>(4) 機能強化型サービス利用支援費(IV) <u>1,672</u>単位</p> <p>(5) サービス利用支援費(I) <u>1,572</u>単位</p> <p>(6) (略)</p> <p>ロ 継続サービス利用支援費</p> <p>(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I) <u>1,761</u>単位</p> <p>(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(II) <u>1,661</u>単位</p> <p>(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(III) <u>1,558</u>単位</p> <p>(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV) <u>1,408</u>単位</p> <p>(5) 継続サービス利用支援費(I) <u>1,308</u>単位</p> <p>(6) (略)</p> <p>注1 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(IV)までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものと</p>	<p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1 計画相談支援費</p> <p>イ サービス利用支援費</p> <p>(1) 機能強化型サービス利用支援費(I) <u>1,864</u>単位</p> <p>(2) 機能強化型サービス利用支援費(II) <u>1,764</u>単位</p> <p>(3) 機能強化型サービス利用支援費(III) <u>1,672</u>単位</p> <p>(4) 機能強化型サービス利用支援費(IV) <u>1,622</u>単位</p> <p>(5) サービス利用支援費(I) <u>1,522</u>単位</p> <p>(6) (略)</p> <p>ロ 継続サービス利用支援費</p> <p>(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I) <u>1,613</u>単位</p> <p>(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(II) <u>1,513</u>単位</p> <p>(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(III) <u>1,410</u>単位</p> <p>(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV) <u>1,360</u>単位</p> <p>(5) 継続サービス利用支援費(I) <u>1,260</u>単位</p> <p>(6) (略)</p> <p>注1 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(IV)までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものと</p>

して市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（同条第2項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。11において同じ。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(II)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費(III)まで算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(III)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 指定特定相談支援事業者が、指定基準第15条第2項第7号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第10号、第11号若しくは第12号から第14号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行

して市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（同条第2項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。11において同じ。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(II)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(III)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 指定特定相談支援事業者が、指定基準第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第9号、第10号若しくは第11号から第13号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行

った場合には、所定単位数を算定しない。

4・5 (略)

6 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であつて、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

- (1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 582単位
- (2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 582単位
- (3) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 582単位
- (4) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) 582単位
- (5) サービス利用支援費(Ⅰ) 582単位
- (6) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) 633単位
- (7) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) 633単位
- (8) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) 633単位
- (9) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) 633単位
- (10) 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 633単位

7 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であつて、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

- (1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 894単位
- (2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 894単位

った場合には、所定単位数を算定しない。

4・5 (略)

6 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であつて、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

- (1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 572単位
- (2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 572単位
- (3) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 572単位
- (4) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) 572単位
- (5) サービス利用支援費(Ⅰ) 572単位
- (6) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) 623単位
- (7) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) 623単位
- (8) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) 623単位
- (9) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) 623単位
- (10) 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 623単位

7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であつて、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

- (1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 881単位
- (2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 881単位

(3)	機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	894単位
(4)	機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	894単位
(5)	サービス利用支援費(Ⅰ)	894単位
(6)	サービス利用支援費(Ⅱ)	54単位
(7)	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	945単位
(8)	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	945単位
(9)	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	945単位
(10)	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	945単位
(11)	継続サービス利用支援費(Ⅰ)	945単位
(12)	継続サービス利用支援費(Ⅱ)	243単位
8	相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であつて、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費（継続サービス利用支援費(Ⅱ)を除く。）を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき20単位を所定単位数から減算する。	
9	法第76条の3第1項の規定に基づき情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
10	指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
11	指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
12	別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（以下「特別地域」という。）に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（注3及び注4に定め	

(3)	機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	881単位
(4)	機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	881単位
(5)	サービス利用支援費(Ⅰ)	881単位
(6)	サービス利用支援費(Ⅱ)	92単位
(7)	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	932単位
(8)	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	932単位
(9)	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	932単位
(10)	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	932単位
(11)	継続サービス利用支援費(Ⅰ)	932単位
(12)	継続サービス利用支援費(Ⅱ)	278単位
8	相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であつて、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費（継続サービス利用支援費(Ⅱ)を除く。）を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき16単位を所定単位数から減算する。	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
9	別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（注3及び注4に定める場合を除く。）に、特別地域	

る場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

13 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に

(新設)

適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、イの①の機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは②の機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又はロの①の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは②の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネート(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号)第2号のイの③)に規定する拠点コーディネーターをいう。)1人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。)、指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)以下「指定地域相談支援基準」という。)第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)、及び指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。)の事業所の単位において、1月につき100

回を限度とする。

2 (略)

3 初回加算

300単位

注1 (略)

2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案(法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案をいう。)を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であつて、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。)は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算する。

4 主任相談支援専門員配置加算

注1 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(以下「主任相談支援専門員」という。)であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 主任相談支援専門員配置加算(I)

300単位

ロ 主任相談支援専門員配置加算(II)

100単位

2 (略)

3 初回加算

300単位

注1 (略)

2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案(法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案をいう。)を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であつて、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算する。

4 主任相談支援専門員配置加算

100単位

注 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(以下「主任相談支援専門員」という。)であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

2 主任相談支援専門員は、指定自立生活援助（指定障害福祉

サービス等基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）その他のこれに類する職務に従事することができる。

5 入院時情報連携加算

注 計画相談支援対象障害者等が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算(I)

300単位

ロ 入院時情報連携加算(II)

150単位

6 退院・退所加算

300単位

注 障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所していた計画相談支援対象

(新設)

5 入院時情報連携加算

注 計画相談支援対象障害者等が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算(I)

200単位

ロ 入院時情報連携加算(II)

100単位

6 退院・退所加算

200単位

注 障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入所していた計画相

障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に收容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合を除く。）

7 居宅介護支援事業所等連携加算

注 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用してしている期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(6)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、計画相談支援対象障害者等が

談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設に收容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合を除く。）。

7 居宅介護支援事業所等連携加算

注 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用してしている期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(6)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、計画相談支援対象障害者等が

障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合には、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

(1) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）又は指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第3条第1項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。））

（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に協力する場合 150単位

(2) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位

(3) (略)

(4) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用さ

障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合には、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

(1) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）又は指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。））

（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に協力する場合 100単位

(2) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位

(3) (略)

(4) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用さ

れ、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合

150単位

(5) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合は、月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。）

300単位

(6) (略)

8 医療・保育・教育機関等連携加算

注1 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(3)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算する。

(1) 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害福祉サービス等を行う者を除く。(3)、注2及び10の注において同じ。）の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合（計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とし、3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けているときを除

れ、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合

100単位

(5) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合は、1のイ又はロを算定する月を除く。）

300単位

(6) (略)

8 医療・保育・教育機関等連携加算

100単位

注 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。

く。) 次の(一)又は(二)に掲げる場合に並び、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) 指定サービス利用支援を行った場合 200単位

(二) 指定継続サービス利用支援を行った場合 300単位

(2) 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（1のイ又はロを算定する場合は1月に1回を限度とする。）

300単位

(3) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合（1のイ又はロを算定する場合は1回に限る。）

150単位

2 注1の(3)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。

(1) 病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）

(2) 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）

9 集中支援加算

注1 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(5)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までについては、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。

(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象

(新設)

9 集中支援加算

注 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ300単位を加算する。

(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障

障害者等又は市町村等の求めに及び、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。）
300単位

(2) サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第12号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者（同号に規定する担当者をいう。10の注において同じ。）に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）
300単位

(3) 福祉サービス等提供機関の求めに及び、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。）
300単位

(4) 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（1のイ又はロを算定する月を除く。）
300単位

(5) 福祉サービス等提供機関からの求めに及び、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に

障害者等又は市町村等の求めに及び、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

(2) サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第11号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

(3) 福祉サービス等提供機関等（以下この(3)において「関係機関」という。）の求めに及び、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。）

(新設)

(新設)

関する必要な情報の提供を行った場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）
150単位

2 注1の(5)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービスマ等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。

(1) 病院等及び訪問看護ステーション等

(2) 福祉サービスマ等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）

10 サーマビスマ担当者会議実施加算 100単位

注 指定継続サービスマ利用支援を行うに当たり、サービスマ担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービスマ等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービスマ等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、8の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であつて、福祉サービスマ等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定しない。

11 サーマビスマ提供時モニタリング加算 100単位

注 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービスマ等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービスマ等の提供現場を訪問し（障害福祉サービスマ等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあつては、当該障害福祉サービスマ等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害福祉サービスマ等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専

（新設）

10 サーマビスマ担当者会議実施加算 100単位

注 指定継続サービスマ利用支援を行うに当たり、サービスマ担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービスマ等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービスマ等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

11 サーマビスマ提供時モニタリング加算 100単位

注 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービスマ等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービスマ等の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービスマ等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。

門員 1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。

12 行動障害支援体制加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 行動障害支援体制加算Ⅰ) 60単位

ロ 行動障害支援体制加算Ⅱ) 30単位

13 要医療児者支援体制加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 要医療児者支援体制加算Ⅰ) 60単位

ロ 要医療児者支援体制加算Ⅱ) 30単位

14 精神障害者支援体制加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 精神障害者支援体制加算Ⅰ) 60単位

ロ 精神障害者支援体制加算Ⅱ) 30単位

14の2 高次脳機能障害支援体制加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業

12 行動障害支援体制加算

35単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

13 要医療児者支援体制加算

35単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

14 精神障害者支援体制加算

35単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

Ⅰ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ) 60単位
Ⅱ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) 30単位

15 (略)

16 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあつては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する（当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を受けて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であつて、当該指定自立生活援助事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第14の3の6の緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用

15 (略)

16 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあつては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する（当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業とを同一の事業

の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。

17 地域体制強化共同支援加算

2,000単位

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

18 遠隔地訪問加算

300単位

注 計画相談支援対象障害者等の居室等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、3の初回加算（注2に該当する場合に限る。）、5の入院時情報連携加算（注のイの入院時情報連携加算（I）を算定する場合に限る。）、6の退院・退所加算、7の居宅介護支援事業所等連携加算（注の（2）及び（5）に限る。）、8の医療・保育・教育機関等連携加算（注1の（1）及び（2）に限る。）又は9の集中支援加算（注1の（1）及び（4）に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定

所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。

17 地域体制強化共同支援加算

2,000単位

注 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

（新設）

単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、3の初回加算については、3の注2に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。

第二十二條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要

する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 初回加算 300単位</p> <p>注 1 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画(法第5条第23項)に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス等利用支援を行った場合その他の別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案(法第5条第23項)に規定するサービス等利用計画案をいう。)を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であつて、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。)は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>4～18 (略)</p>	<p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 初回加算 300単位</p> <p>注 1 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画(法第5条第22項)に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス等利用支援を行った場合その他の別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案(法第5条第22項)に規定するサービス等利用計画案をいう。)を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であつて、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。)は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>4～18 (略)</p>

(指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものの一部改正)

第二十三条 指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの
(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成
二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項の規定に基づき、
指定計画相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚
生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満た
す者とする。

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期
間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上で
ある者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間
が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）の
いずれかに該当するものであること。

イ 平成十八年十月一日において（一）又は（二）に掲げる者であったも
のが、同年九月三十日までの間に、（一）又は（二）に掲げる者として
身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由によ
り日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する
相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談
支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期
間

（一）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）
附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十
二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児
相談支援事業（以下「旧障害児相談支援事業」という。）、
法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（
昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定
する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事
業」という。）、法附則第五十二条の規定による改正前の知
的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規

改正前

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成
二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項の規定に基づき、
指定計画相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚
生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満た
す者とする。

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期
間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上で
ある者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間
が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）の
いずれかに該当するものであること。

イ 平成十八年十月一日において（一）又は（二）に掲げる者であったも
のが、同年九月三十日までの間に、（一）又は（二）に掲げる者として
身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由によ
り日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する
相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談
支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期
間

（一）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）
附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十
二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児
相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）、法
附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭
和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定す
る身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業
」という。）、法附則第五十二条の規定による改正前の知的
障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定

定する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事業」という。）の従事者

(二) (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 一般相談支援事業、特定相談支援事業、児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) (略)

(三) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ〜ヘ (略)

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄

する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事業」という。）の従事者

(二) (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) (略)

(三) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ〜ヘ (略)

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄

養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているもの）をいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十五号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

イ、ホ（略）

三・四（略）

養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているもの）をいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十五号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

イ、ホ（略）

三・四（略）

第二十四条 指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの

一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修(相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者(相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十九項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務(以下「相談支援等の業務」という。)に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。)に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)又は主任相談支援専門員研修(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第百十五号)の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「現任研修等修了者」という。)であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。</p> <p>イホ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修(相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者(相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務(以下「相談支援等の業務」という。)に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。)に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)又は主任相談支援専門員研修(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第百十五号)の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「現任研修等修了者」という。)であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。</p> <p>イホ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>

(厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎の一部改正)

第二十五条 厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎(平成二十

四年厚生労働省告示第二百六十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>三 介護給付費等単位数表第8の2の5の注1及び注2においてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎 (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 介護給付費等単位数表第8の2の4の注1及び注2においてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎 (略)</p> <p>四 (略)</p>

第二十六条 厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>一〇三 (略)</p> <p>四 介護給付費等単位数表第10の7の注1及び注2、第11の11の注1及び注2、第11の2の9の注1及び注2、第12の14の注1及び注2、第13の13の注1及び注2及び第14の14の注1及び注2において厚生労働大臣が定める送迎 第一号の規定を準用する。</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 介護給付費等単位数表第10の7の注1及び注2、第11の11の注1及び注2、第12の14の注1及び注2、第13の13の注1及び注2及び第14の14の注1及び注2において厚生労働大臣が定める送迎 第一号の規定を準用する。</p>

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第二十七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。）別表の1の注1の(1)及び注2の(1)のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準を満たすこと。ただし、算定告示別表の1の注12に規定する特別地域のうち、従業者の確保が著しく困難と市町村長が認める地域に所在する指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）においては、イの(1)の(九)及び(2)の(二)、ロの(1)の(二)及び(2)の(三)、ハの(1)の(二)及び(2)の(三)並びにニの(3)に掲げる基準については、配置される常勤の相談支援専門員（同項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者としてことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了していることに代えて、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）に配置される相談支援専門員であって、相談支援従事者現任研修を修了している者により指導及び助言が行われる体制が確保されていることとする。

イ 機能強化型サービス利用支援費(1)及び機能強化型継続サ―

改正前

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。）別表の1の注1及び注2の(1)のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

(新設)

イ 機能強化型サービス利用支援費(1)及び機能強化型継続サ―

ビス利用支援費(1)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)・(二) (略)

- (三) 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員(指定基準第三条第四項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。)に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

- (四) 基幹相談支援センター(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。))第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)を行つていないこと。

(五) (略)

- (六) 法第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下「協議会」という。)に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。

ビス利用支援費(1)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 他の指定特定相談支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。))第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。)と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)・(二) (略)

- (三) 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員(指定基準第一条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)に対し、相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。)を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

- (四) 基幹相談支援センター(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。))第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)を提供していないこと。

(五) (略)

(新設)

(七) 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化

の取組に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認めるものが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

(八) 運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。以下同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられていることを定めていること又は同条第三項第一号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで行うものとする。

(九) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児童

(新設)

(六) 運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。第八号において同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第八号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。

(七) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）その他のこれに類する職務に従事することができる。以下(十)及び(二)の(一)、ロの(一)及び(二)の(一)、ハの(一)の(一)及び(二)の(三)並びに(三)の(三)において同じ。

(十)・(十一) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(七)までの基準に適合すること。

(二)・(三) (略)

ロ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(八)まで、(十)及び(十一)の基準に適合すること。

(二) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(七)までの基準に適合すること。

(二)・(三) (略)

ハ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(八)・(九) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。

(二)・(三) (略)

ロ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(六)まで、(八)及び(九)の基準に適合すること。

(二) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。

(二)・(三) (略)

ハ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)、(三)から(八)まで及び(十)の基準に適合すること。

(二) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)及び(三)から(七)までの基準に適合すること。

(二)・(三) (略)

ニ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅴ)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。

イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(3) (略)

二 算定告示別表の1の注13のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）
指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十一号）第二百六条の十四に規定する指定自立生活援助事業者をいう。）
指定地域移行支援事業者（指定地域相談支援基準第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）
及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定

(一) イの(1)の(一)、(三)から(六)まで及び(九)の基準に適合すること。

(二) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。

(二)・(三) (略)

ニ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅴ)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ハの(2)の(一)及び(二)の基準に適合すること。

(新設)

(2) (略)

(新設)

計画相談支援の事業と指定障害児相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(3) 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。

ロ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。

(1) イの(1)の基準に適合すること。

(2) 指定計画相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。

(3) 当該指定特定相談支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。

三 (略)

四 算定告示別表の4の注1のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 主任相談支援専門員配置加算(1)

基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定相談支援事業所、児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定特定相談支援事業所又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所であつて、主任相談支援専門員（算定告示別表の4の注1に規定する主任相談支援専門員をいう。以下同じ。）を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所の従業者及び当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の従業者

二 (略)

(新設)

に対し、その資質の向上のための指導及び助言を実施していること。

ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)

主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施していること。

五 算定告示別表の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

六 算定告示別表の12の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護の提供に当たる者として)ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)別表第八に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「実践研修修了者」という。)を一名以上配置していること。

(2) 実践研修修了者を配置している旨を公表していること。

(3) 実践研修修了者が、区分三(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等)に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第四号)第一条第四号に掲げる区分三をいう。)以上に該当し、かつ、ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)第四号に該当する者(以

三 算定告示別表の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

四 算定告示別表の12の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護の提供に当たる者として)ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)別表第八に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

下「強度行動障害者」という。）に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該実践研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に強度行動障害児（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号）第六号のイの(3)に規定する強度行動障害児をいう。）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

七 算定告示別表の13の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第七十八条第三項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「医療的ケア児等コーデイネーター養成研修修了者」という。）を一名以上配置していること。
- (2) 医療的ケア児等コーデイネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。
- (3) 医療的ケア児等コーデイネーター養成研修修了者が、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示

五 算定告示別表の13の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。
- ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

第二百二十二号) 別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者(以下「医療的ケア児者」という。)に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に医療的ケア児者の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

八 算定告示別表の14の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障害特性及びこれに規定する精神障害者をいう。)の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「精神障害者研修修了者」という。)を一名以上配置していること。

(2) 精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。

(3) 精神疾患を有する患者であつて重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等であつて、計画相談支援対象障害者等が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携

六 算定告示別表の14の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

する体制が構築されていること。

(4) 精神障害者研修修了者が、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に児童福祉法第四条第二項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

九 算定告示別表の14の2の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。）を一名以上配置していること。

(2) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

(3) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等（以下「高次脳機能障害者」という。）に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相

（新設）

談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に高次脳機能障害者であつて満十八歳に満たないものの保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 高次脳機能障害支援体制加算Ⅱ

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

十 算定告示別表の15の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）であつて、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

- (1) 法第四条第一項に規定する障害者（以下この(1)及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であつたと市町村長が認める者
- (2) 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援に従事する者

ロ・ハ (略)

十一 算定告示別表の16の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

(略)

十二 算定告示別表の17の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

七 算定告示別表の15の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

- (一) 法第四条第一項に規定する障害者（以下この(一)及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であつたと市町村長が認める者
- (二) 管理者、相談支援専門員その他指定計画相談支援に従事する者

ロ・ハ (略)

八 算定告示別表の16の注及び17の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

(略)

(新設)

ロ 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参加していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

第二十八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のよ
うに改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>三 算定告示別表の3の注1のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 新規にサービス等利用計画(法第五条第二十三項に規定するサービス等利用計画をいう。ロにおいて同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等(法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。)に対して指定サービス利用支援(同項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。)を行った場合</p> <p>ロ (略)</p> <p>四〇十二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 算定告示別表の3の注1のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 新規にサービス等利用計画(法第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。ロにおいて同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等(法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。)に対して指定サービス利用支援(同項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。)を行った場合</p> <p>ロ (略)</p> <p>四〇十二 (略)</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の一部改正)

第二十九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第百十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表4に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了した後、相談支援又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の二の二第六項に規定する障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、当該業務に三年以上従事した後、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表4に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了した後、相談支援又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の二の二第七項に規定する障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。</p>

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び第九条の規定 令和六年六月一日

二 第三条、第六条、第十条、第十一条、第十五条、第十七条、第十九条、第二十二條、第二十四条、第二十六条及び第二十八条の規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

第二条 令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（以下「第一条改正後介護給付費等単位数表」という。）の第1の1の注17、第2の1の注14、第3の1の注12、第4の1の注11、第5の1の注11、第

6の1の注9、第7の1の注15の4、第8の1の注9、第9の1の注6、第10の1の注4の4、第11の1の注6の4、第12の1の注7、第13の1の注6、第14の1の注13、第14の2の1の注5、第14の3の1の注10、第15の1の注6、第15の1の2の注9及び第15の1の2の2の注6並びに第二十一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表1の注10の規定は適用しない。ただし、第一条改正後介護給付費等単位数表第5の療養介護サービス費、第6の生活介護サービス費、第7の短期入所サービス費、第9の施設入所支援サービス費、第10の機能訓練サービス費、第11の生活訓練サービス費、第12の就労移行支援サービス費、第13の就労継続支援A型サービス費、第14の就労継続支援B型サービス費又は第15の1の共同生活援助サービス費、1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費若しくは1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定している事業所又は施設が、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

2 令和九年三月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第11の2の1の注4の規定は適用しない。

(食事提供体制加算に関する経過措置)

第三条 令和六年九月三十日までの間、第一条改正後介護給付費等単位数表第6の10、第7の8、第10の6、第11の7、第12の7、第13の7及び第14の7の規定の適用については、これらの規定中「次の(1)から(3)までのいずれにも」とあるのは「次の(2)及び(3)のいずれにも」とする。

(居宅介護に係る特定事業所加算の見直しに関する経過措置)

第四条 この告示の適用の際、第八条の規定による改正前のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（以下「平成十八年第五百四十三号告示」という。）第一号イ、ハ又はこの適用を受けている指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所に係る第八条の規定による改正後の平成十八年第五百四十三号告示第一号イ、ハ又はこの適用については、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

(行動援護に係る特定事業所加算の見直しに関する経過措置)

第五条 この告示の適用の際、第八条の規定による改正前の平成十八年第五百四十三号告示第十三号の適用を受けている指定行動援護事業所に係る第八条の規定による改正後の平成十八年第五百四十三号告示第十号の適用については、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

(福祉・介護職員等処遇改善加算に係る経過措置)

第六条 令和七年三月三十一日までの間は、第九条の規定による改正後の平成十八年第五百四十三号告示(以下「第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示」という。)第二号イの(1)の(一)(第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第六号、第十号、第十四号、第十六号の二、第十八号の二、第二十七号の二、第三十号、第三十三号、第三十五号の二、第三十七号の二、第三十九号の三及び第四十一号において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第二号イの(1)の(二)(第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第六号、第十号、第十四号、第十六号の二、第十八号の二、第二十七号の二、第三十号、第三十三号、第三十五号の二、第三十七号の二、第三十九号の三及び第四十一号において準用する場合を含む。)の適用については、これらの規定中「賃金改善後」とあるのは、「賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後」とする。

2 令和七年三月三十一日までの間は、第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第二十号イ（第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第二十三号、第二十五号の二及び第三十八号の二において準用する場合を含む。以下同じ。）の適用については、同号イ中「第二号イの(1)から(9)まで」とあるのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年こども家庭庁・厚生労働省告示第 号）附則第六条第一項の規定により読み替えられた第二号イの(1)の(二)及び同号イの(2)から(9)まで」とする。

3 令和六年五月三十一日において現に福祉・介護職員処遇改善加算（第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（以下「旧介護給付費等単位数表」という。）第1の5、第2の6、第3の5、第4の5、第5の6、第6の14、第7の14、第8の3、第9の14、第10の9、第11の13、第12の16、第13の15、第14の17、第14の2の7、第14の3の11及び第15の9の福祉・介護職員処遇改善加算をいう。）を算定しており、かつ、福祉・介護職

員等ベースアップ等支援加算（旧介護給付費等単位数表第1の7、第2の8、第3の7、第4の7、第5の8、第6の16、第7の16、第8の5、第9の16、第10の11、第11の15、第12の18、第13の17、第14の19、第14の2の9、第14の3の13及び第15の11の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算をいう。以下この項において同じ。）を算定していない事業者又は施設が、令和八年三月三十一日までの間において、福祉・介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)まで（第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第1の5、第2の6、第3の5、第4の5、第5の6、第6の14、第7の14、第8の3、第9の14、第10の9、第11の13、第12の16、第13の15、第14の17、第14の2の7、第14の3の11及び第15の9の福祉・介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)までをいう。）のいずれかを算定する場合には、当該事業所又は施設が仮に福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の三分の二以上を福祉・介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善を実施しなければならない。

(中核的人材養成研修に関する経過措置)

第七条 令和九年三月三十一日までの間は、第十三条の規定による改正後のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者第十四号に規定する中核的人材養成研修は、同号に規定する研修であつて、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設が行う研修その他これに準ずるものとして厚生労働大臣が認める研修に限るものとする。

(機能強化型相談支援事業所に関する経過措置)

第八条 令和六年三月三十一日において、第二十七条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(以下「新指定計画相談支援算定基準」という。)第一号イ、ロ、ハ又はニのいずれかに該当する指定特定相談支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。)については、令和七年三

月三十一日までの間、新指定計画相談支援算定基準第一号イの(1)の(六)及び(七)の基準に適合しているものとみなして、新指定計画相談支援算定基準第一号イ、ロ及びハの規定を適用する。

